

平成27年 第3回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成27年 9月 7日 開会

平成27年 9月18日 閉会

大 樹 町 議 会

平成27年第3回大樹町議会定例会会議録（第1号）

平成27年9月7日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 委員会の所管事務調査報告(常任委員会報告)
- 第 7 報告第 3号 健全化判断比率について
- 第 8 報告第 4号 資金不足比率について
- 第 9 発委第 5号 大樹町議会会議規則の一部改正について
- 第10 議案第 68号 大樹町個人情報保護条例の一部改正について
- 第11 議案第 69号 大樹町手数料徴収条例の一部改正について
- 第12 議案第 70号 大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第 71号 大樹町消防団の設置、名称及び区域に関する条例の制定について
- 第14 議案第 72号 大樹町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について
- 第15 議案第 73号 大樹町非常勤消防団員報償金条例の制定について
- 第16 議案第 74号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第17 議案第 75号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第18 議案第 76号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第19 議案第 77号 平成27年度大樹町一般会計補正予算（第5号）について
- 第20 議案第 78号 平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第 79号 平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第 80号 平成27年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第 81号 平成27年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番 船戸 健 二 2番 齊 藤 徹 3番 杉 森 俊 行

4番 松本 敏光 5番 西田 輝樹 6番 菅 敏範
 7番 高橋 英昭 8番 安田 清之 9番 志民 和義
 10番 阿部 良富 11番 柚原 千秋 12番 鈴木 千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人	副 町 長	布 目 幹 雄
総 務 課 長	松 木 義 行	企 画 課 長 兼 商工観光課長兼 地場産品研究セ ンター 所 長	黒 川 豊
町 民 課 長 兼 税 務 課 長	林 英 也	保 健 福 祉 課 長 南十勝子ども発 達支援センター 兼町立保育所長	村 田 修
農林水産課長兼 町 営 牧 場 長	瀬 尾 裕 信	建 設 課 長	小 森 力
水 道 課 長 兼 大 樹 下 水 終 末 処 理 場 長	鈴 木 敏 明	会 計 管 理 者 兼 出 納 課 長	高 橋 教 一
病 院 事 務 長	伊 勢 徹 則	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長 兼 老 人 デ ィ サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	瀬 尾 さ と み
教 育 長	浅 井 真 介	学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	吉 岡 信 弘
社 会 教 育 課 長 兼 図 書 館 長	角 倉 和 博	農 業 委 員 会 長	鈴 木 正 喜
農 業 委 員 会 事 務 局 長	森 博 之	代 表 監 査 委 員	澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 山 下 次 男 係 長 鎌 塚 喜 代 美

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成27年第3回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

8番 安田清之君
9番 志民和義君
10番 阿部良富君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長安田清之君。

○安田清之君

議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る8月27日、運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議をしたので、ここで報告を申し上げます。

本定例会の提出案件は、報告2件、委員会発議1件、条例の一部改正・制定6件、規約の変更3件、補正予算5件、決算認定8件、一般質問は5議員、8項目であります。

よって、会期については、提出案件の状況並びに一般質問の通告状況などを考慮し検討した結果、本日から9月25日までの19日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりいたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われるよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月25日までの19日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

山下議会事務局長。

○山下議会事務局長

それでは、平成27年6月9日開会の第2回町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定による6月、7月、8月、9月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第2、一部事務組合議会等について。

とかち広域消防事務組合、議員協議会が6月22日、帯広市で開催され、議長が出席。

次に、十勝圏複合事務組合議会臨時会、十勝環境複合事務組合議会臨時会、とかち広域消防事務組合議会臨時会が6月29日同日、帯広市で開催され、3件議長が出席されております。

次に、南十勝複合事務組合議会定例会が8月18日、大樹町で開催され、志民、高橋、船戸議員が出席しております。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会では委員会を3回、経済常任委員会では委員会を3回、広報広聴常任委員会では委員会を3回、議会運営委員会では委員会を4回開催しております。

第4、会議関係と第5、その他につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、諸般報告を終わります。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成27年7月30日開会の第5回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の平成27年度大樹町の表彰式についてですが、大樹町表彰条例に基づき、表彰者の推薦を受け、去る8月26日、大樹町名誉町民等審査委員会を開催し、記載のとおりご決定をいただいております。

なお、この後、北海道総合畜産共進会等が予定をされており、奨励賞については追加で決定をする場合がありますので、あらかじめご報告をしておきたいと思っております。

2番目の北海道大樹町と台湾高雄市大樹区友好交流協定書の締結についてであります。去る9月1日、台湾高雄市大樹区において、友好交流協定書に署名をいたしました。

大樹町からは私のほか、議長、副議長、親善協会から2名、職員1名の計6名で訪問し、大変なご歓待をいただいております。

なお、高雄市大樹区関係者の皆様には今月20日に開催をいたします柏林公園まつりにご来訪いただき、当地での協定セレモニーも予定しておりますので、併せてご報告を申し上げます。

3番目の南十勝地域消防連携連絡会につきましては、今年度をもって南十勝消防事務組合が解散をすることから、解散後も引き続き南十勝地域の消防力強化に関する連携や消防団制度の調査研究等を行う場として新たに設置したものでございます。

4番目の航空宇宙関連ですが、8月24日に自由民主党の宇宙政策のキーマンの1人でもある今津衆議院議員がご来町され、関連施設の視察や懇談等の場を通じて、引き続き当町の取り組みにご理解とご支援をいただきますよう要請をさせていただきました。

5番目の農作物の成育状況についてですが、7ページに別紙として作況調査の結果をつけておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

6番目の財産の処分ですが、旧尾田小学校教職員住宅1棟を134万7,000円で、宇尾田202番地の有限会社手塚畜産さんに売り払いをしております。

7番目の委員の委嘱ですが、地方版総合戦略策定のための大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員を記載のとおりご委嘱を申し上げ、8月12日に第1回目の推進

会議を開催しております。

8番目の契約の解除についてであります。平成27年7月9日付けで大樹町字下大樹189番地25の有限会社コスモスハート、代表取締役勝海敏正氏と大樹中学校清掃業務の委託契約を締結し、7月13日開会の臨時第4回町議会で行政報告をさせていただきましたが、8月6日付で同社から委託期間内に業務履行し、終了することが極めて困難であるとして、契約解除の申し出がございました。

契約解除の申し出の理由により、委託期間内にこの契約を履行することが見込めないと判断をいたし、8月7日に契約解除を決定し、8月10日に業務委託契約解除通知を行っております。

なお、本業務につきましては、教育委員会において大樹中学校と日程等を協議の上、今後、改めて実施してまいりたいと考えております。

9番目の入札執行関係についてですが、指名競争入札により、工事請負契約6件の契約を記載のとおりの内容で締結をしております。

10番目の人事関係についてですが、後ほどお目通しをお願いをいたします。

11番目のその他ですが、来町者、会議出席等について記載をしておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

○議 長

続いて、浅井教育長。

○浅井教育長

それでは、教育委員会の行政報告を行います。

1番目の人事関係についてでございます。8月1日付の人事異動により、社会教育課社会教育係兼社会体育係主査として1名を発令しております。

2番目の英語指導助手の契約更新についてでございます。平成24年8月から3期、3年間の任期を終えたマクビー・アシュリー・レニー氏をさらに1年間、契約更新いたしました。詳細については、記載のとおりでございます。

3番目のB&G北海道ブロックスポーツ交流交換会、水上の部の開催についてでございます。

8月9日、砂川市以下9市町村から85名の選手の参加を得て晩成、大樹町海洋センター艇庫及び生花苗沼で開催いたしました。

大樹町海洋少年団の成績は、カヌー競技では中学男子で準優勝、高校男子では優勝と3位、ローボート競技は男女ともに優勝、OPヨット競技は小学校準優勝、高校生準優勝・3位と好成績を上げております。

次に、4番目の優秀選手派遣についてでございます。少年サッカー大会と社会人サッカー大会にそれぞれ1名を派遣しております。詳細は記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

最後に、子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

ステップによる体験活動の受け入れの主なものとして、①の主催事業では8月6日から8日まで実施いたしました大樹川遊びキャンプなど、以下の事業を実施しております。

②の町内からの受け入れ事業では、8月9日の西本通り子ども会、川遊びなど、また③の町外からの受け入れ事業では7月30日の帯広開西児童センター体験活動などの事業を実施しております。

活用内容及び参加者については記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭君

町長の行政報告の中で、8番目の契約の解除についてでありますけれども、ちょっとよく理解できませんので再度伺います。

契約の期間、これは27年7月25日から27年8月12日までというのでいいのですか。6日付で申し出があったということで、残り6日間、こうして契約を解除となると、町としてもそういったせつかく契約した会社、なぜ6日間でできなかったのか。

それともう一つは、この指名競争入札だと思っておりますけれども、何社あったのかお聞かせください。

○議 長

吉岡学校教育課長。

○吉岡学校教育課長

契約期間の関係でございますけれども、この業務ですが6日間の日程がまだ残っているということですが、その中では学校の行事が入っていたりして、その中でもうできないと、当初、やはり夏休み期間中にこれは設定しているわけですが、夏休み前に、日程調整を本来であれば業者と中学校で終わっていて、夏休み中のいついつからいつまでという中身で実施すべきところを、なかなか業者のほうで学校のほうに打合せに来ることができなくて、こんな状態になったと。

6日の中では学校、全部やる日数が足りないということで、業者のほうからこの中では12日での契約期間内に終わることができないので解除したいということでの申し入れでございます。

指名競争でございますけれども、町内2社でございます。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭君

業務ができないということで辞退されたということなのですから、ちょっとあまりにも無責任ではないでしょうか。というのは、2社あって、せつかく指名されたわけですから、やはりどんなことがあっても最後までやるのが本来だと思うのです。その中で、途中でやめてしまうのはちょっといかがかなと思いますけれども、それについて町長、ひとつお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

高橋議員ご指摘のとおり、私も委託契約、入札で委託契約をさせていただいたという部分では業務についてはしっかり履行していただくということが筋だというふうに思っております。

今回の件につきましては、7月9日に契約をさせていただきましたので、教育委員会を通じて学校と業者の方に作業の手順、または日程等について打ち合わせを進めていた経過がございます。

ただ、残念ながら着手予定日になっても現場にご連絡がないということで、委員会のほうからも再三にわたって業者のほうと作業の進みについて早急にやってほしいというお話をさせていただきましたが、最終的に資材、また人員が確保できないというようなことで業者さんのほうから最終的に今回の契約については履行できないのでというお申し出があったということで、今回の経緯になっているところでもあります。

残り6日間という期間での実施についても検討いたしました。床のワックスをはがして、さらに乾かした後にワックスを乗せかえるというような今回、作業を予定をしております。その期間では中学校等の行事等の関係もあってどうしても履行できないというようなこともありまして、今回、私どもも契約を解除させていただいたところでもあります。

中学校では、本来、休業期間に床清掃、校舎の清掃業務を行っておりますので、この後、しかるべき段階でどういう形でできるかということもまた学校と教育委員のほうで相談をして、再度、残りの業務について入札等で行いたいというふうには考えております。

私どもも今回の件については全く遺憾であるというふうに思っています。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭君

今、町長の説明で理解しました。今後とも、こういった入札あると思うのです。指名する場合、そういったこともよく吟味していただきたいと思いますので、そのことを伝えておきます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

同僚議員が今、聞いた関連をいたします。

これは大樹町の条例には契約しても何もうたっていないのですよね。現実的に違約金が発生するとか、指名にならないとか、条例にないのですから、これはどうでもいいということですね、早く言えば。現実的には条例にないのですから。

仕事だけ安く取っておいて、はいやめました、やることもできる、ですかね。できるのだよね、現実的には今認めたのだから、でしょう。

これ普通は。現実的には契約ってそういうものではないですよ。施行ができないのであったら、少なくとも損害賠償、それから少なくとも指名停止というような措置が、これは道にはあるのですが、うちの条例にはないですよ。ありますか。何条にあるか僕、読んだけれどもわからなかったの、あるのか、ないのか、まず1つ、それから違約金が発生するの、かしないのか1つ、指名停止になるのかならないの1つ、その会社は今後、名前を聞くと指定管理も受けて、途中で解約をした会社というふうに思うのですが、果たしてこれがずっと指名されてくるのかと。

今日見ると、違うところでまた親会社なのか子会社なのか実態がわかりませんが入札を落としていると、これは別会社であればどんな手段でもいいのか。法律的な株主が同じであれば、これはやはり義務が発生するのではないかという気がするのですが、その点は町長はどういうふうにお考えになっているのか、まず条例があるのかないのか。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

それでは、ただいまのご質問の違約金といいますか、賠償金ということになるかと思うのですが、この辺の根拠でございますけれども、契約規則というのが定まっております、こちらの規則の中のところに契約の履行の見込みがないと認めるときは賠償金を請求できるという規定が一つございます。

本件は契約書の中に、19条ですけれども、受託者の理由によりその期間内にこの契約を履行することができないということであれば、賠償金ということで、その委託金額の10%に相当する金額を請求、納付をしてもらうということになっております。

今後の指名停止という云々という言葉、質問ございましたので、町の中に大樹町建設業の指名選考委員会というのがございまして、私はその指名選考委員会の委員長ということで仰せつかっておりますので、この関係をご説明したいと思います。

今回の事案を受けまして、8月24日でございますけれども、その指名選考委員会を開催をしております。委員長、それから副委員長、それから委員ということで、委員6名ですけれども今回5名の参加によりまして開催をしております。

今後の取り扱いについて協議をさせていただいております。協議の結果でございますけれども、この事案につきましては契約期間内に当然、完了しなければならないわけですが、その業務を履行できなかったということで、重大な契約違反に当たり不相当であるという判断をいたしております。

指名の基準がございまして、不誠実な行為というふうに当たるということで、その大樹町競争入札参加者指名停止事務処理要領という運用基準でございますけれども、これに基づきまして照らしますと6カ月の指名停止の処分ということに合致をするということで、過日8月27日でございますけれども、この指名選考委員会の会議の内容を町長にその旨、報告をいたしました。

町長は、その報告を受け、その会議内容等々判断をいたしまして、8月28日から来年の2月27日でございますが6カ月の競争入札への指定停止の処分をするということで、町長はその通知をいたしたところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

会社、別会社での業務の入札の関係でございますが、私ども今回の件についてはコスモスハートと交わした契約について、契約の不履行があったということで、今、副町長のほうから説明した対応をとらせていただいたところでもあります。

別会社での業務については今後も必要に応じて指名をさせていただきながら、入札等に図っていきたいというふうに考えております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

申し訳ないのですが、我々議会というのは何も能力がないと実に思うのです。いいですか、あなた方指名委員会で町長に報告をしたのは8月28日、そんなに速急に結論が出るのですか、8月10日でしょう。契約、あれが出たのは。内部でもう少し、この会社はどうなのだろう、何か問題があったのだろうという、普通は検証をされるべきものではないですか。

たったこの間、13日ぐらい、土日を含んだら10日余りで結論を出しちゃう。これが本当にいいのでしょうか。何だったのだろうというきちんとしたものがあるのでしょうか。本当は、現実的に。

やはり、これは町の甘えもあるのだろうと思うのです。これは普通は、一般常識であれば、もう二度と指名停止は道はしないそうです。確認をとりました。道のあれでいくと、次は指名しませんよと、こういう会社に対しては。

やはり、その辺のペナルティーは重くさせなければならない。いいですか、これ違約金つ

て幾らですか、払っていただいた金額。10%だから12万4,200円、という形にはなる、これで本当にいいのだろうか。これ申しわけないのですが、損、うちの町としてはこの金額で次も入札ができるのですか、現実的に。

これ逆に、これだけの金額をもらっても上がるということありますよね。現実的に3回なので長々しゃべらせていただきますけれども、12万円いただいても何も困らないのだろうと、資材かかっているわけではないですし、何もやっていないのだから、これはもう当たり前の話。

だけど、大樹町には今度は損益が出てくるのか、また補正で何だか出てくるのか、教育長、そこら辺の計算はされたのか。人がいなくてできなかったのか。入札が安すぎてできなかったのか、そこら辺の検討ってされたのですか。

担当課なので教育委員会、これ少なくともできないはずですよ、この金額で。嫌がらせて安く落として違約金払っていたほうが得だと、考え方できますね、これ。そうですね。現実的に、しっかり聞いてよ。何ぼ工事でも10万円と言って、ぼんと違約金を払えばいい話だ、そうでしょう。安い金額で出して違約金払えば、役場に損益与えても、損は与えても、ここら辺の規定がないというのが問題であります。

やはり、これは重いのですよと、こういうことをやると、指名ももう入れませんよ3年間とか、重いものにしないと町長が一生懸命地元企業のことを考え、地元業者に仕事が行くよう、育成できるように心をしているのに、業者がこんなことでは困るのではないですか、町長。いかがですか。町長、一生懸命頭悩ませてやっているでしょう、少なくとも。

これには、今後は損益が出ないのか、出るのか。今度、入札しますということだから、それは当たり前のことだから言いません。だけど、ここで今度、この金額ではできないよとなって、これ損出ますよね、町としては。そうですね。124万円、床をはがしてやったらこれが絶対もうできませんよという金額が出されたときには、町に損をさせるわけですから、これはどのようなお考え、この金額でできるのかできないのか、これ以上上がるのかということが必要ではないかと僕は思うのです。やるのでしょうか、これから、少なくとも。冬休みなのか、何休みなのか今、3連休、4連休あるからそれを使ってやるのか、何か考えるのでしょうかけれども、これ出ないのですか課長、教育長。そこら辺はどうなのですか。

それともう一つは、この6カ月間というのは重いのか軽いのか、判断は何を基準とされたのか、これは建築法のほうでとってきたのかどうなのか、うちにはないのだから条例として、附則でつけているのだから、そうでしょう。条例がない以上は、指名委員会で決定を出した、我々にまず聞く前に出してしまっているのだから、そうでしょう。指名委員会を出したのでしょうか、これ。もう28日で6カ月の指名停止ですと、これはちょっと問題ありませんか。

やはり、ここで重い、我々町会議員というのは何なのでしょう。少なくともこういうことを話し合う場ではないのですか。話を聞いてから初めて、町民の思いはどうなるか、我々

は町民の代表だと思っています。企業の代表ではない、町民のために不利益を与える会社をそのまま野放しにすることはできないですよ。はい6カ月で、また2月から指名に入りますよ、3月。年度替わりになったらまた行くのですよ、こんな問題が本当にいいのかどうか、良心的にも町長に本当にいいのかと、僕はこの会社がだめだと言っているのではない、現実的にそれが今度、あったときに6カ月で済む、1年も2年も指名停止ということがあるのかないのか聞かせてほしい。前のときもどこか指名になったところも6カ月、分からないなら教えてあげる、土木の関係で指名停止あったでしょう。だからそこら辺をしっかりと鹹味をしていただかないと、町長。指名委員会の委員長、これは重いのだよと、指名したほうにも責任あるのだよ、落させたほうにも、この会社も内情をしっかりとチェックしなければいけない、責任をとってもらおうというものは必要ではないかと僕は思うのですが、教育委員会どうですか。そこら辺は出るのか、出ないのか。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

子どもたちが1日の大半を過ごす学校、生活の場ということで、その環境整備に図ると、また公共施設の長寿命化の観点からも適切な施設管理行っていくことが非常に大切というふうに考えています。

そうした中で、今回、このような計画通りできなかったということは、非常に私としてもまことに遺憾なことと思っています。

今後、年度内の業務がまず行うことができるように、どのような方法で、また予算の確保も含めまして改めて検討して、子どもたちの学習活動に支障が来さないということをまずもって考えながら今後、検討してまいりたいと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回の契約の解除に伴う指名停止等の期間の関係ではありますが、私どもの契約規則、またはその運用基準に基づいて指名委員会のほうで判断、決定をさせていただいた経過がございます。

6カ月が妥当かどうかというところもありますが、この基準に照らし合わせて6カ月ということで指名停止をさせていただくという結論に至ったところでもあります。

それ以降、この後、この業務について再度指名をどうするかというところは今回の事案も含めて、指名委員会でしっかりとその辺は判断した上で今後の解除後の指名については進めていきたいというふうに思っているところでもあります。

今回の契約解除に伴って8月6日付で当会社から委託契約解除の願いが出されております。その事由として、担当者の急な退職により委託先の日程調整、人員、機材等の手配が遅れ、予定期間内に完了するめどが立たなくなったという事由で、私どもとしては本意で

はありませんし、遺憾ではありますが、この事由であればやむを得ないということで解除に至ったということについてはご理解をいただきたいと思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

るる説明、これ以上、長々やる必要もないので、しっかりと教育長、子どもたちの学びの場でもある健康の増進の運動場ということもあるので、しっかりとご検討いただきたいとお願いをしておきます。今後、そういうことないようにお願いをしたいというふうに思います。

町長のほうには運用基準あるのだと、運用基準というのは要は後からつくるものだよな、申し訳ないけれども、違いますか。附則でしょう、運用基準というのはこうだから、都合のいいように逃げ道つくっていいこうという意味と同じなので、今後、こういう会社は1年以上指名をしないと条例できっちりとうたうぐらい、道にはあるようです。道のほうと協議をしていただき今後どうするか、やはり重い、我々というか、業者の方にもこういうことをやると重いのだよというものがなければ、別会社たくさんつくってればいいのですから、その会社は別ものだと、けどこれは多分同じ会社ですよ、代表者が同じであればその会社の真意というものが疑われるわけです。これは企業としては一番恥ずかしい、仕事をとってできませんというのは企業にとって一番恥ずかしいことです。

こういうことは普通は指名停止を受けた会社にはないそうでございます、道でも。途中で投げたというのは、火事だとか事故でできなくなったとか、指名停止をしている場合は少なくとも工事ミスだと、そういうような問題が多いので、あとは注意処分で工事を途中で投げる業者なんて誰もいませんよと、びっくりされておりました。

私が直に聞いたわけでありませんが、現実的には道の方の職員の方に調べていただいた事例はないと、ないよと、だってさ今どき仕事が欲しくてしょうがないのに、とっておいて投げるばかいないでしょうと、人がいないから、あれだからではなくて人がいなければ相談できる企業もあるはずで、少なくとも企業には、おつき合いをしている会社、助けてくれ、建築でも同じでしょう、共同でやってみんなが助けたりいろいろしているのですよ、少なくとも。企業って多分そういうものだからというふうに思っていますので、どうか今後、指名する上でも形だけではなく、やはり自主性、将来、今までされてきたその会社の内情も見ていただかないと指名委員会としては困ります。ただ、表向きだけで指名をしているのでは困りますよ、いいですか。

今までこうやってしっかりやってくれているのではないかと、この会社は。こうじゃないと、だから指名するのだよ、町の指名委員会の規約にあっているからするのだよと、やはりそのぐらい重いものだと指名委員会は、そうでしょう。誰でも入れないのだから、だからしっかり論議をしていただいて、重く受けとめて今後、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

もう一つ、いいですか。僕、大樹町の創生総合戦略推進会議というのが示されました。これ一度お聞きをしたいなと思っていたのですが、ここに一般公募の方もおります。それから町の住民代表とかお選びになっている方もおられるのですが、僕、いつも変だなと思うのは学校の先生、信金入るのです、転勤するのですよ。推進会議って1年ですか、これ。1回ですか、違いますよね5年でしょう。

これ、僕はどうも不思議でならない、現実的に。これ一度聞いているんですよ、本当に充て職的ではないですか。だって組合長だってかわるかもしれないよ、みんな、今回で。それなら大樹農協を代表する人と入れておけばいいのだよ、商工会も同じだよ、5年間あるのだから、その間に総会があつてかわるかもわからない、そうしたら今度どうするの、また再選するの、こんな大事な問題を。

これは大事な問題ではないですか、人を呼び込み、大樹に住んでいただき、これ国の戦略でやっているのでしょうか、そうしたらやはり熱意がなければならないではないですか、町も。

この間のNHKか何かでやっていました、これは町の技量が必要ですよと、こういうものをつくってもやる気があるかないか、本気度があるかないか、必要でないかというふうに思っています。

ですから、これを選んだ理由をまず一つ、途中で変わった場合はどうするか、5年間の間に何をするのか、何を目標として進んでいるのか説明は私ども受けています、もう一度お願いをいたします。

○議 長

黒川企画課長。

○黒川企画課長

ただいまの御質問にお答えします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の委員につきましては、先般の2月ごろ、1定のときに質問をいただいている経緯は見てございますが、その中で若い人をどんどん選ぶべきだというような意見もありまして、その中では公募をかけるので若い人がたくさん応募してくれることを期待しているというような回答をしている方がおります。

公募かけましたところ3名、特に若いというわけではないですが、若い方ではなかったのですが、3名の方の応募がありまして15名枠を設けておりまして、15名公募があつて若い人がどんどん出てくれれば一番いいかと思うのですが、そうなりませんで3名の方の公募があつたという中で、国からの指導で御存じかもしれませんが産学官金労言というのを網羅しなさいと、網羅しない場合は事情聴取するぞというところまで言われておりまして、その辺を網羅するような委員構成で考えております。

議員言われるように農協組合長、漁協の組合長など充て職ではないのかというところは、確かにそのとおりでございまして、農協の代表者、例えば農業の代表で農協の代表者ということをお願いをしております、第1回目の会議のときも5年間お願いしたいのだとい

うことで、代わった場合は後任に引き継いでいただく、残任期間をやっていただくということをお願いしたいということは申し上げております。

何をするのかということをごさいますけれども、今年度中に総合戦略の計画をつくるということは、ですから今年の委員さんが大変だとは思うのですけれども、来年以降はそれに対しての進捗状況の管理、どこまでいったと、できたのか、できていないのか、できないのだったらどうやるのだというような管理の部分になってきますので、今年ほどリユームがないのかなと思っておりますけれども、その部分は後任の方に引き継いでいただきながらお願いしたいなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

国の指導があつて、産学官と十分わかっている、産業の代表の方、ではないのだよ本当は産学官というのは、それに携わっている方を入れなさいよということなのだよ、そこら辺は理解を間違わないようお願いをしたいというふうに思います。

それで、これは本当に大事な問題なのだ、これはやはり全員出席してもらわなければ困るよ、申し訳ないけど。そうでしょう、都合上出られませんなんていうことではだめ、この方々だよ、特に町で指名した人達。費用弁償もするのでしょう、しないのかな費用弁償、しますよね。ですから、きっちり出ていただく、これは大樹がどうなるか、大樹がいい住みよい町になるか、産業も含めてしっかりできるかという会議なので、出席簿は今度見せてもらいますから。

これ1回目は何回やったのかな、1回でしょうまだ。これのときにまず、このときはしようがないだろうかと、任命だけでしょう、多分。すぐ会議に入ったのではないと思うので任命をしたのだろうというふうに思うので、出席するしないは別にして、今後、やはりみんな出ていただくよう、きっちり日曜日でもやってください、日曜日特に忙しいだろうから、特に忙しい方ばかり入っている、だからそこら辺もしっかり、学校の先生もそうだよ、行事があるから出られません、みんな行事がある、これを受けるということは重いということを議会からはっきり言われていますから、それだったら受けなければいいのだから、そうでしょう。受けたということはやるということだよ、この人方。

それから町民も応募した方もきっちり出てくれているということだね、そういう認識で出てきていただいているのだろうと、人数がいればいいという問題ではない、将来展望を子どものため、我々のために知恵を出していただく方ですから、しっかりお願いをしてください。

次の時にまた聞くかもわかりませんので、そこら辺は企画課長、手腕を、一番大事なところ、総務課長、企画課長というのは一番大事、町を携わるような場所にいるのだから、しっかりお願いをして答弁はいいかなと、心に刻んで相手方にお伝えをいただきたいとい

ふうに思います。やめます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

先ほどの契約解除の問題に関連して、余り例を見ない事例でありますので、行政報告の一般質問で話をしようかなと思ったのですが、かなり出尽くしたので残っている部分について確認をさせてください。

一つは、契約期間が金額124万2,000円で、19日間いろいろな業務があるのですが、この期間について本当に問題があったのかなかったのかという疑問があるのです。夏休み中で何とか無理なく終わらせなかったらいけなかったというような言い方をしたのですが、そのところがちょっと疑問があります。

それから、結果として契約と実行のあり方について言わせてもらいますと、こういう事業がありますので、指名して入札に参加をしてくださいということで、入札に参加をする場合には会社で議論をして、この業務をやりたいということでもって、認識統一をして、金額をもって参加をする、誰が落札するかは別問題にして、それから事業に着手をするのですが、今回、町長の話でいうと契約解除はやむを得ないというのですが、実は説明の中ではこの期間になっても来なかった、呼び出しにも応じなかった、着手をしなかったということになると全く触っていないわけです。

ただ、一般論でいうと努力をしたのだけれども、最後までできなかったのも、これは無理ですということで延期するとか解除するとかということはないとは言わないのですが、やってもらわなければいけないから来てください、話し合いしましょうと言っても来なかった、それから一つも着手しなかった、解除すると、事案としてはあるかもしれませんが、そのような状況の中でやむを得ないと町が判断したというのはちょっと僕は情けないかなと思っているのです。双方の努力過程で、契約した企業も何とかやろうという努力の問題と、町のほうもやはりただ電話かけて来てくれでなくて、これはやってもらわないと困りますということの誠意の問題、双方の、そのところがちょっと欠けているのではないかと、これはこんなことは1年間に何回もあってはいけないと思うし、その辺をやはり今後の課題として僕は大きいのではないかと。

先ほど同僚議員言っていましたけれども、最初からやる気あったのかなというような疑問も生じるわけです。ですから、期間設定の問題とお金の問題と含めて、基本的なこと、僕が一番疑問なのは町長が何でこのような状況でやむを得なかったと、そうしたらまた何かのときに契約しておいて、緊急な事態、住民の安全とか何とかという緊急な事態のときも工事や何か契約して、できませんでしたといったら、はい解除ということは発生するのではないかと思うから。

この事案は多分、掃除をしなかったから子どもたちの生活環境、学習環境に多大な影響

があるかどうかということにはちょっとはつきりわかりませんが、もし別に住民生活に緊急の課題のときに契約をしてできなかったときには、これ本当に影響が出ますので、その辺のこのようなあり方の問題についてやむを得なかったというふうに認めることが妥当なのかどうかという疑問がありますので、その期間設定の問題と、そのやむを得ないという判断する根拠を答えていただきたいと思います。

○議 長

吉岡学校教育課長。

○吉岡学校教育課長

この夏休み期間、この夏休み中、全部この工事に使うということではございませんけれども、業者と学校と打ち合わせた中で掃除する日を決めるわけですが、学校もいろいろ部活とかやって使う日を決めなければならないという中で、夏休み前に業者と打ち合わせしなかったということで、ずっとまだか、まだかということでやってきたわけですが、そういう中で結局、来たときにはもう既に6日間、期間はありますけれども、学校の使用も決まっているということで、その中では収まり切れないという中でございます。

その後も土日ということもございますけれども、全部が全部できることではございません。学校も行事がいろいろありますので、そういうことでそういう期間の中では無理であろうという中で、年度内ということですが、今後は冬休みを中心に窓ガラスの清掃もありますけれども、それについては今後、先ほど教育長のお話もありましたけれども、検討しながら今後は進めていきたいと、いかなければならないと。

単純に何日あればいいという問題ではなくて、学校も常に使用しているわけですから土日もいろいろ部活ということも使用しているわけで、そこら辺の調整をしなければならぬということでは遅れて来た中では、もう学校では調整がつかなかったということで今回の解除に至ったということでございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回の契約の解除に至った部分で、私、先ほどやむを得ないというお話をさせていただきましたが、前段お話ししたとおり、私としても町としても全く本意ではありませんし、強く遺憾だというふうに思っております。

ただ、この段階に来て担当する相手の業者のほうに担当者が不在だと、資格を持った担当者がいない、また先ほど同僚議員がおっしゃっていたとおりいかなる手段を講じてでも契約をしたのであれば、契約を履行するということが責務だと私も思っております。そういう方策も講じ得ないという結論に至ったということで、最終的に今回についてはやむを得ないという判断をさせていただいたところでもあります。

今後、こういう事例が発生しないように、町としてもしっかりと対応していきたいとい

うふうに思っておりますが、今回についてはいろいろな状況を鑑みただ中でやむを得ないという最終判断に至ったところであります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

僕は、今回のこの事案の結末の問題もあるのかもしれませんが、ちょっと何となくだらつとしていような気がするのです。契約してから19日間で、聞くとその中で使えない日もあるのですよと言われていのです。では、中で何日間やれる日があるのかという問題もあるのでしょうか、そうするとこの日とこの日は仕事できませんよと、ここはだめですよと、体育館はいついつの間でしかできませんと、そういうふうに枠にはまっているような気がするのです。

そうすると、始まりが7月25日だから、その何日か前にどこから手をつけて、どういうふうに進めるかという話を担当者と十分打ち合わせをしないでできないような事案だと思ふのです。ここ全部空いていいますから好きな日にやってくださいということではなくて、部活や何か使っているから、今日やりたいといってもそこはだめですよというふうになって摩擦が起きるわけですから。そういう代物のやつをやるわけですから、その辺が事前に、着手届けが出る前に、例えば窓ガラスはこういう日程で可能ですと、体育館の床はここは、ここだけは責任持って空けますからできますというふうな話をしていかないと、詰まっていけないという事例だと思ふているのです。

その辺が何となくこちら側のミスっていないかということがあふのです。それと期間延期の手段も一つは考えられなかったのかなというのもあるのです。ただ、バックしない、元に戻れない事案なのですけれども、このことをやはりきちんと受けとめて、今後、仕事をしてもらう場合にこういうところのを踏んでいって契約してしまえば、もう、多分相手責任持ってやってくれるなら心配ないなというふうなことでなくて、ちゃんと手を尽くしてきちんとやっっていかないと、同じような事例が発生しないとも限らないので、その辺はきちんとしておきたいということを申し上げて、これ以上言ってもらあかないと思ふますので、その辺が何となく結果としてはもうやむを得ないということなのかもしれません、そこに至ったところがちょっと何となく情けないなという気がしてならないのです。

ですから、今後の課題として十分内部議論をしていただきたいというふうに思ひまして終わりたいと思ひます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認め、行政報告を終わります。

休憩します。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 6 委員会の所管事務調査報告（常任委員会報告）

○議 長

日程第 6 委員会の所管事務調査の件を議題といたします。

調査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、菅敏範君。

○菅敏範君

総務常任委員会の報告を行います。

総務常任委員会所管事務調査報告。

本委員会所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

1、調査事件名、公営住宅・高齢者住宅の建設について、町有空き地の確認。2、調査目的、公営住宅・高齢者住宅の建設計画と町有空き地を調査する。3、調査月日、平成 27 年 7 月 13 日、月曜日。4、説明職員、建設課、小森課長、奥係長、保健福祉課、村田課長、濱係長、企画課、西尾係長。5、調査の内容、公営住宅・高齢者住宅の建設について、担当職員から住宅の配置状況及び建設計画のあり方と空き町有地の現況説明を受け、市街地周辺の町有地の現地確認を行い、委員会で将来の公営住宅建設あり方について調査を行った。

6、調査報告。1、公営住宅の供給状況。①平成 26 年度現在の現況は、公営住宅 436 戸、特定公共賃貸住宅 32 戸、町単独住宅 12 戸の 480 戸であり、そのうち約 50 戸が空き家となっている。②箇所別の配置状況は、市街地 385 戸、郊外、石坂、中島、旭、尾田、浜大樹、生花の 95 戸である。③この後の整備計画は、大樹町公営住宅等長寿命化計画に基づき、将来の管理目標個数を約 430 世帯として整備していくが、高齢者専用住宅の建設計画については現在、考えていないとの報告を受ける。

2、空き町有地の状況。①市街地の空き町有地は下大樹から南町まで大小約 20 カ所に点在しているとの説明を受け、立地条件や周辺の状況などを含め現地確認を行った。②現地確認では、公営住宅団地として建設に必要な面積は確保できるが、利便性に問題がある箇所や小面積で公営住宅団地としての利用に不適な箇所も確認された。

3、将来の公営住宅建設のあり方。①町民の高齢化が年々進行していく状況の中では、今後の建て替え計画の基本的な考え方として町の中心部も建設計画の対象地として検討していくべきであるとする。②特に、今後、高齢者専用住宅の建設を計画するなら、医療機関への通院や生活用品の購入などを配慮し、旧鉄道公園、旧老人ホーム跡地周辺が適地と考え

られる。③高齢者専用住宅・サービス付住宅建設のあり方については、他の自治体の建設実態などを参考にして今後、検討を深めていきたいと考えている。④また、郊外の公営住宅については随時集約していきたいとの考え方であると説明を受けたが、地域集落のコミュニティーに十分配慮し検討していくべきと考える。

以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議 長

委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

続いて、経済常任委員長、杉森俊行君。

○杉森俊行君

所管事務調査報告をいたす前に、先の定例会において議決しておりました経済常任委員会所管事務調査において、3件のうち、木質バイオマス晩成温泉の観光施設の意見については、12月定例会で調査報告いたしたいと思っておりますので、本日は民有林の植林についてのみ所管事務調査報告をさせていただきます。

経済常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会所管事務調査の結果を、次のとおり報告いたします。

- 1、調査事件名、民有林の植林について。
- 2、調査目的、民有林の植林の調査。
- 3、調査月日、平成27年7月21日、月曜日。
- 4、視察参加者、杉森俊行、西田輝樹、阿部良富、安田清之、柚原千秋、船戸健二、事務局、山下次男、鎌塚喜代美。
- 5、説明員、農林水産課課長、瀬尾裕信、林政係長、細谷貴志。
- 6、調査の内容、民有林の植林の状況。
- 7、調査報告。近年、民有林の植林については、環境に対する貢献や地場産業としての雇用面での位置づけなど、過疎地での数少ない産業として評価されている。森林環境の保全は国土・水源のかん養、生物の多様性の保全や地球温暖化の防止など、多面的な機能を有している。

大樹町の総面積は8万1,638ヘクタールであり、森林面積は5万8,788ヘクタールと総面積の72%を占め、管内町村では3番目の面積である。

国有林、民有林の内訳は、国有林が4万1,460ヘクタール、民有林は1万7,328ヘクタールとなっている。

現在の造林の状況については、カラマツ林を中心に伐採が増加している、一方、再造林をしない林地が増える問題が生じて森林荒廃につながる恐れがある。

本町においては、大樹町・大樹町森林組合・木材業者など関係機関での林業への関わりはあるが、種々の課題が散見され、国土保全や次世代への引き継ぎの面からも対策が必要である。

地域の産業振興や個人事業として林業を考えた場合、高齢者社会や過疎地での特性から、林業経営では植林から伐採までの期間が非常に長く、所得への寄与が数世代に渡ることや、木材価格の低迷から投資に見合う経済効果が期待できない。

不在山林所有者の増加や相続などの結果により、経営面積が少ない場所も多く、経費の面からも不利な状況になっている。しかしながら、適正な林業振興策を執行することにより、森林経営の意欲向上も図られ、今後の施策によっては緑豊かな郷土の再興も可能となるのではないかと思う。

補助制度の活用については、未来につなぐ森づくり推進事業、大樹町民有林間伐促進事業の補助制度がある、植林時の助成は手厚く、自己負担も少ないが、植林後の下刈りの必要な数年間は補助金の額が少なく、結果的に手出しも多いことから、植樹の意欲が持てない理由となっていると思われる。

下刈りの必要な期間の補助制度を見直し、多くの森林所有者に補助制度の活用を強く勧めるよう周知の強化を図ることも重要である。

また、間伐など日常的な管理においては、間伐材の利用の促進、民有林の川上(植林・伐採・育林)の拡大においては、森林組合の協力事業の育成や高性能な林業機械の作業体制の確立、林地残材の広範な利用、林業従事者の確保、苗木の供給体制の確立などの課題があると思われる。

現状では、伐採後、管理が行き届かない森林も数多く見られることから、伐採後の植林については大樹町森林組合が中心となって、経営計画をさらに推し進めていくことが有益と思う。

平成27年度より森林組合チップ工場が稼働し、晩成温泉の木質ボイラーも稼働している。今後の計画もあり、地元木材の消流からも大きな期待が持てます。

今後はさらに森林所有者に確実な経営計画を促し、大樹町においても大樹町森林整備計画の中で森林振興策の全体を示すことが重要である。

以上、所管事務調査報告を終わります。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

◎日程第7 報告第3号

○議長

日程第7 報告第3号健全化判断比率についての件を議題といたします。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました報告第3号健全化判断比率についてのご説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の審査に付し、議会にご報告するとともに公表することが義務づけられております。

算定項目につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目であり、表に記載のとおり実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては発生をしておりません。実質公債費比率につきましては前年比2.0ポイントマイナスの11.0%、将来負担比率は前年比4.0ポイントマイナスの58.5%と、いずれも早期健全化基準を下回り、適正な数値となっております。

これらの内容につきましては、去る8月12日に監査委員への説明を行い、審査をいただいた上で意見書をいただいておりますので、これを付して今回、ご報告を申し上げます。

以上をもちまして、報告第3号の報告説明を終わらせていただきます。

○議長

次に、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で、報告第3号健全化判断比率についての件を終了いたします。

◎日程第8 報告第4号

○議長

日程第8 報告第4号資金不足比率についての件を議題といたします。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました報告第4号資金不足比率についてのご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、健全化判断比率同様、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の審査に付し、議会にご報告するとともに公表することが義務づ

けられております。

この比率の算定対象となるものは公営企業であり、本町においては水道事業、国民健康保険病院事業、公共下水道事業が対象となりますが、いずれの事業につきましても資金不足が発生しておりませんので、比率は算定されません。

これらの内容につきましては、去る8月12日に監査委員への説明を行い、審査をいただいた上で意見書をいただいておりますので、これを付して今回、ご報告申し上げるものでございます。

以上をもちまして、報告第4号の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で、報告第4号資金不足比率についての件を終了いたします。

日程第9 発委第5号

○議 長

日程第9 発委第5号大樹町議会会議規則の一部改正についての件を議題といたします。提出者から趣旨説明を求めます。

安田議会運営委員長。

○安田清之君

ただいま議題となっております発委第5号について、ご説明申し上げます。

大樹町議会会議規則の一部改正について、このほどの改正は全国町村議長会では昨今の社会情勢を勘案し、国会、都道府県議長会、市議会議長会の規定等を考慮し、標準町村議会規則の欠席の届け、第2条に新たに1項を加えたもので、この改正に伴い大樹町議会会議規則の一部を改正するものであります。

それでは、朗読をいたします。

大樹町議会会議規則の一部を改正する規則は、次のとおり定める。

大樹町議会会議規則の一部を改正する規則、大樹町議会会議規則(昭和62年規則第1号)の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規則を、改正後の欄に掲げる規則に改正する。

文中、第2条の第2項に議員が出産のため出席できないときは日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。

附則。

この規則は、公布の日から施行し、平成27年9月1日から適用する。

○議 長

これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第5号大樹町議会会議規則の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第68号

○議 長

日程第10 議案第68号大樹町個人情報保護条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

酒森町長

ただいま議題となりました議案第68号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町個人情報保護条例の一部改正をお願いするものであります。

平成25年に交付された行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法とかマイナンバー法と呼ばれる法律が本年10月5日から施行されることに伴い、大樹町個人情報保護条例に所用の規定を盛り込むため、一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますよ

うお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第68号大樹町個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号等の利用に関する法律、いわゆる番号法、マイナンバー法ですが、個人番号という強力な識別機能を含むことから、特定個人情報についての保護措置の強化を目的に、個人情報の保護に関する法律の改正が行われてございます。

個人情報保護法は、国や地方公共団体、国や地方の独立行政法人の個人情報の取り扱いや保護に関する責務を規定していることから、町の条例におきましても法改正に伴い必要となる規定などの整備を行おうとするものでございます。

それでは、1ページの新旧対照表に沿って改正の概要をご説明申し上げます。

1ページ目では、改正後の欄ですが、この条例の47条というちょっと長い条例になるものですから、その主な区分に沿って目次をつけて、章立ての構成としてございます。

2ページをお開きください。第1条では、改正前の条例では個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明記してございましたが、これに当該個人情報の利用停止を求める規定を加えております。

第2章、第3章につきましては目次の添付でございます。

第28条につきましては、個人情報の是正の申し出について規定していたものを、その情報の利用や保有、提供について利用の停止や消去を求める権利を保障するとともに、その請求機関について定めており、3ページ目でございます。第29条ではその手続きを、4ページ目になりますが第30条では実施機関の義務を、第31条では利用停止請求に対する決定の手続きを規定してございます。

5ページをお開きください。第32条及び第33条では、利用停止の決定等にかかる決定期限について、通常の場合と特例機関の設定及びその手続きを定めたものでございます。

改正前の条例では、是正の申し出、再申し出、苦情の申し出といった規定でしたが、これらを利用することや提供することの停止、情報の消去についての請求する権利及び手続きが明確にされてございます。

5ページ目の第33条の部分ですが、不服申立の対象行為の中に、利用停止請求に対する決定を対象に含めることとしたもので、次のページ、6ページの第34条、そこにつきましてはその手続きについて引用条項ずれがありますので追加してございます。

6ページの中段、第4章、特定個人情報に関する督促については、番号法に基づく特定個人情報に関する保護措置の強化について規定しております。

なお、特定個人情報とは、条例の第35条第2号に規定されておりますが、具体的には個

人番号、いわゆる番号法に基づく個人番号、もしくはその個人番号自体をベースに作成された情報を含む個人の情報と規定されてございます。

第35条では、第4章で用いる用語の定義を第1号から第4号まで規定したものでございます。

第36条では、保有する特定個人情報の目的外利用が可能なケースを明記してございます。具体的には、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに限り認めるものであるとしております。

本人の同意を得ることが困難であるという部分につきましては、災害等の対応を想定しているものでございます。

第37条では、特定個人情報の提供の制限に関する規定を定めてございます。

第38条及び第39条では、開示の請求や訂正の請求は本人の委任による代理人でも可能ですよとする規定でございます。

また、8ページ中段の第40条では、特定個人情報の訂正を行った場合は、必要に応じて関係機関に通知するべきと規定されてございます。

9ページ目でございます。第41条では、実施機関が保有している特定個人情報に対しても利用の停止、消去、または提供の停止を求めることができる旨の規定でございます。

10ページ目の第42条をお開きください。第42条で引用している、第42条、第43条第1項の規定後の第43条第1項の規定でございますが、法令等に個人情報の記録の閲覧、縦覧、視聴、もしくは謄本、抄本、その他の写しの交付、または訂正に関する定めがあるときは、当該法令で定めるところによるとしているものです。

保有特定個人情報の開示については、この規定は適用されないという旨の規定をしているものでございます。

第5章雑則ですが、第43条の改正は、条文の追加による条番号の改正でございます。

第44条では、苦情申し出に対する実施機関の迅速かつ適切な処理に関する義務を規定してございます。

第45条から第47条までは、条文の追加により条番号のずれを改正したものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、番号法の施行の日から施行するものとしており、番号法の施行日は本年7月3日に公布されました政令第171号により、今年の10月5日とされているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

中身がなかなか難しくよく理解が現実的にわかりません。

この何項、何条、何条、これを町民の方が読んでもわからないと思います。現実的に、私だけかもしれませんが、町民の方でも頭のいい方がたくさんおりますので、私よりも精通された方もおられますが、現実的にこれは中身をもう少しくだけて、この番号制ってこういう意味ですよということを今議会でちょっと言っていたらいいと思います。

これは一方的に番号をもうつくってくるのですよね、国のほうで。そうですね。僕らがつくるわけではないですよね、あなたの番号は何番から何番ですよと、勝手につくってくるのだよ。勝手につくっておきながら、実はこの条文の利用の停止を求めるときは3の11、利用の停止請求は個人の情報の開示を受けた日から90日以内にという意味が、これは私要らないよという意味なのか、どうなのか。僕はこの番号は要りませんという意味なのか、それとも番号来たものは死亡したときなのか、これちょっと中身がちょっとわからない。

もう1つ固有特定個人情報、7の11。これは実施機関の職員が職務上作成しと書いてある、これはこの中身もちょっとわからない、現実的に。文章、図画及び電磁的記録によって番号が来たものが、どういう意味なのかこれ、わからない読んでいて。この説明もよろしくをお願いします。

○議長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいまのご質問に説明申し上げます。

この個人情報保護法につきましては、例の社会保障と税の一体改革の中で進められたものがございます、個人番号はおっしゃるとおり国が12桁の数字をランダムに各個人につけます。12桁ということですから、1兆より1少ないぐらいのパターンがあるわけですが、この番号を各国民、もしくは外国人で登録されている方も含めてなのですが、1人一つ必ず持つと、生まれたから死ぬまで持ち歩くと、特例で情報が漏れたところは再度、番号を付すことはあるのですが、この番号を持ち歩くということになってございます。

実は、一つ一つ、例えば年金であるとか、税であるとか、そのほかの社会保障関係であるとかというのは、この番号自体を使うものではございません。この番号は、これをベースにして各実施、事務処理を行う機関がそれを外部から読み取れないような形で新たな番号として附番されます。

ただ、それが10とか12とかでいろいろなところで使われているのですけれども、ではこれは誰かといったときに最後にまたその12桁の個人番号に戻るといえるのか、そこに結びつくというものでございます。

利用停止請求、これ個人で番号不要だと、当然、強く反対されている方もいらっしゃいます。利用停止請求は、個人に対する番号の付番をしなくてもいいということではございません。その個人の番号を使っているいろいろな情報加工して、もちろんその情報量というのはかな

りのものですから、もしくは特定目的とか、その関連目的に使う場合があるのですけれども、その情報について私の個人番号を使っていただいたら困るよと、それが正当な理由があれば利用停止となる、その12桁の番号から加工されて番号を含めて、その加工された番号については使うなということを求める権利があるというものでございます。

それから保有特定個人情報というのは実施機関、例えば行政であるとか、これからいろいろな公益法人とか、各種の行政事務、社会保障事務、税金事務を行うところが個人番号から符合された特殊な番号をいろいろなところで使ったり、いろいろなところで加工したり、共有したりします。その持っている情報、個人番号本体ではなく、個人番号から波及したその事務に使うため新たな番号で行政とか、そういった組織が持っているのを保有特定個人情報と呼んでございます。

個人情報につきましては、確かにわかりにくく私ども広報紙等で今月、新しい10月号も含めて周知に努めているわけなのですけれども、実際にこの個人情報保護法の改正案が成立したのは9月3日でございます。これと同時に国の個人情報の保護法も改正されたわけなのですけれども、基本的に6月の年金流出事件でかなり事務が遅れていまして、それに伴いまして周知が遅れているというのは私ども自治体もそうですし、国も同じでございます。

ただ、法律によって施行が始まってしまうとか、もうすぐにでも個人番号を使って始まる事務があるものですから、できるだけ丁寧にわかりやすく説明していきながらご理解を求めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長

安田清之君。

○安田清之君

本当に課長、これは私の頭では理解できません。なぜなら、年金、それから報酬、それから固定資産、こういうものには全部番号つけられるのでしょうか、そうだよ。国が不利益を受けないようなものには番号をつけるということだよ。それから預金通帳にもつけるのだよ。ただ外部からは見れないということでしょう。そういうことだよ。

私が安田清之と、あなたの個人番号は役場から全部吸い上げていくのだよ、多分、吸い上げていくのだと思うのです。税務申告が間違っていないか何か、ということでしょう。

これは国としては税の公平やら、身分の保障やら必要なことなのだろうというふうに思うのですが、現実的に国の機関の一番大事な情報、社会保険、個人情報が抜き取られると、これは本当に大丈夫なのですか。これに今後かかわる経費も出てきますよね、出てこない。だって、コンピューター全部制御しなければならないでしょう、そうですよね。これはおおよそどのぐらいかかるのか、3回なので本当にちょっと困るのだけれども、個別にやりたいぐらいなのですが、現実的にどのぐらい、数千万ぐらいはかかるのでしょうか。全部のところでしょう、社会保険、税務、固定資産、自動車税までいくのか多分、税にかかわるものは全部吸い上げていくのだから、うちの町でも介護保険も該当してくるのだよ、これ多分。この施設

だけでどのぐらいかかるのだろう。

長々議長ごめんね、現実的に国はやれと言うのです。やることは仕方ない、我々が選んだ国会議員の先生方がない知恵を出して、税金を取るように国のということ考えたのだろうと、これは官僚が考えたのだけれども、だけど一番やっている官僚がルーズだから、ルーズなので抜き取られてもわからない人がたくさんいる。個人情報、年金の。うちの町は大丈夫、これ。抜かれない、まず金額がどのぐらいかかるのか、抜き取られないのか、誰でもアクセスができるのか、現実的にこの三つをちょっと聞かせてください、中身が全然わからないのです本当に、申し訳ないけれども、勉強不足と言えば勉強不足なのですが、大体、このぐらいだろうと思うので、町にこれからかかる経費、それから事務的にかかる経費、どのぐらいかかるのかちょっと教えてください。

○議長

松木総務課長。

○松木総務課長

まず1点目のこれからこれに対応するための事務経費ということなのですが、もう既に何点か予算等お認めいただいております、多分、その金額として26年度で1,000万円とか、そのほかにも出てきます。また、これがどんどん、どんどん個人番号使うデータが増えていくものですから、今の段階で幾らとはなかなか言えないところもございます。

2番目の抜き取りがないのかという部分なのですが、基本的に国民年金の情報が漏れたのは、実はデータをためているところと外部と通信する、例えばインターネットにつながっているとか、そういったところが明確に区分されていなかったと思います。

ですから、大切な情報があるところから外部につながる情報がある、外部につながる情報のところから大切な情報に入っていけるというようなことがありまして、本来、それはだめでパスワードをかけるとかいろいろな手法があったのですが、年金事務所としては最初にその不審なメールを受けたときにすぐ切断はしたのですが、それを組織的に対応しなかったと、もう1回来たときにもう少し広まってしまって、それから上のほうからきちりとした対策をとるよという速やかな迅速な対応もとれなかったというのが年金の流出問題の事故報告書の中に出てきます。

もちろん、その中には年金事務所には3種類の職員が働いていて、その連携が余りうまくいっていないのだ云々ということも書いているのですが、私どもの町もそういった形で重要な部分には専用回線といいますか、LGワンとか外部から入れない体制も持っております。

ただ、私どものところにもインターネットが見れる回線がありまして、そこを明確に遮断することがまず最優先でございまして、それに向けての予算の検討も行っているところでございます。

まず、それを第一にやること、2回目は例えば同じ機械から、もしくは個人情報を職員、約二百数十名という、出先も含めているわけなのですが、全員が個人情報を必要としている

わけではないのです。社会保障であるとか、税を担当する部分、そういったところ以外はそのデータ、その端末、パソコン本体、そこにも触れられない、そういったパスワードをかけながら明確に守っていくという形になるわけです。

マイナンバーでどうなるのというのは、確かに多分一番大きいのは税金を明確に把握できること、特に個人経営でなくていいのですけれども、会社もこれから源泉徴収を行うところは従業員の個人番号をとった上で、その事務手続きをした上で税務署に報告をしないと、民間にそういった義務を課すことによって、ある新聞によってはそのシステム改修とか、そういったもので1兆円の産業が生まれるのではないかという話もされるぐらい経費がかかるのは事実でございます。

ただ、今度は逆にある程度、メリットのある部分、例えば社会保障の手続きが簡素化されるとか、将来的にはクレジットカードとか、鉄道とかバスのプリペイドカード、そういったものもマイナンバーを加工してICカードができて、それで全てができるのではないかと。それとか医療との連携というのがあります。

そういった、これからプラスになることも間違いなくあるとは思いますが、今現在につきましては、確かな事務作業が膨大で、年金というのは個人番号の結合を1年5カ月延ばしまして、平成29年11月以降ということになってございますけれども、それ以外のものにつきましては進みますし、国としても基本的にはもう大至急、それに対応する対策を徹底するよという姿勢もとってございますので、その国との指導もございまして、私どもできる範囲の部分もございまして、そういった形で万全の体制をとっていきたくと考えております。

ただ、済みません、抜き取り、漏洩に関しては、実際、例えばヨーロッパとかアメリカとか、もう既にマイナンバーというのは私どもの国よりも早く先に進んでいるのですけれども、多分アメリカでは年間1,000万件の、アメリカでは社会保障番号というのですか、という事例もあるというふうに聞いていますし、ある国によっては個人番号の情報漏洩が多すぎて、個人番号制度をやめたというところもあるようです。

ただ、いずれにしてもこのマイナンバーが悪用されない、もしくはきちんとしてそういう外部からの侵入とかを防ぐシステムができると、間違いなく国民生活にも、住民生活にもプラスになるものだと思っておりますので、その点でご理解をいただければと思っております。

○議長

安田清之君。

○安田清之君

今、議長心配していただいて答弁漏れではないかというふうに、松木課長は丁寧にまだ現実的に積算できませんというお答えをいただいております。できないのだろうと、何を言ってくるかわからないですから。

そこで、これは国が決めたのだから交付税で戻してくれるのだろうというふうに思うので

すが、確約はしてくれていないでしょう、国。ですよね。これは、やはり問題ですよ、国が勝手につくっておいて、町に負担を設ける。これはやはりマイナンバー制度の財源を町長、これは要求してください、これだけ経費かかるのですよ。今、我々は不自由していないのだから、今の状態で何も。不自由している方いるのですか、いないでしょう。うちの議員さんいる、誰も今困っていない、誰も、今のやり方で、国の方針、現行制度では。困っていないのに新たなものをつくることによって経費がかかって、コンピューター屋がもうかって、雇用が生まれると、これも創生の一つ。

だから、これはやはり町長きちんと総務省でしょう多分、総務省にこういうものに対しての経費は単独で交付税措置をなさないと、個人情報取り扱い、交付にかかる経費については国が何ぼ助成しますというように要求をお願いを申し上げておきたい、まず一つ。

それから、これは後ろにブン屋さんもいるからそれぐらい書いてほしい、一般交付税でやられたらわからないのだから、そうでしょう。別にかかるものはかかるものとして出してもらおう、それで現実的にもう一つ疑問を感じるのだけれども、今度はマイナンバー、今度は企業に調べてというのか、通知が役場から行くのか、それを全部つけて書いて出せと、この作業出てきますよね。この管理も必要になってくる、これやらなかったら罰せられるのか、法令厳守でないから、あなたは罪人として企業はだめと言うのか、これは書いていないですよ、ここら辺には。ないですよね、そういうものに対しては、この個人情報に対しては。どこで出てくるのか知らないけれども、そういうもの、これは企業に負担をかけることなのです、現実的に。

ここら辺、それから働いている方も私はそんなの教えられないと言ったときどういうふうにするのか、ここら辺、中身についてはまだきちんと精査をされていない部分もあるのだらうと思います。大方のことはできているのだらうけれども、こういう小さなことについては事案に対してはできていない部分もあると思いますので、そういう場合どういうふうにするのか、町はそこら辺は先ほどは10月といったか、だけどまだ延びるのだらうと思って、来年までは行くのだらうと思っているのだけれども、現実的にはどこまで延びるかわかりませんが、ここら辺はどういうふうな形になるのか、これは企業の方もいますし、個人の人も全部でしょう、これ。企業というのは会社だけなの、そこら辺。だって社会保険とらなければならぬ、国民健康保険もらっている、そこら辺、個人事業主だけなのか、会社だけなのか、ということが出てきますよね。そこら辺はどういう区分になっているのか教えていただきたいと思います。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

済みません、先ほど私、町の部分は1,000万円程度の補正をやって、この後という部分だったのですが、まず国の総体予算、初期投資が2,000億から4,000億と言われております。

毎年かかっていく管理運営費が数百億円というふうに報道等で公表されてございます。

それから国の財政措置につきましてですが、この法律ができ上がって以降、議員おっしゃったとおり、所要の財政措置を講じるとか、地方交付税措置を講じるという形で、交付税の中に参入している部分もございまして、直接、システム改修費や国の交付金なり、補助金なりとしてきている部分もございまして。

それから、個人以外に付されるマイナンバー、番号ですね、事業主に付されます。というのは、その社会保険もそうですし、税の徴収などもそうですけれども、企業が行う部分についてはその従業員が企業に届け出ることを義務として課してございます。

ただ、申し訳ございません、その罰則云々については勉強不足で、それをしなかったらどうなるかというのは、この場で安易にコメントできませんのでご勘弁いただければと思います。

以上です。

○議長 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま改修等にかかる経費の費用の負担のあり方についてのご質問をいただきました。

今回のいわゆるマイナンバー法については、議員もご指摘のとおり、今現在では直接、個人がこの制度の恩恵を受けるというような状況は少ないのかなというふうに思っております。管理する側、国の側での利便性があるのかなというふうに思っておりますが、この法律が制定されることに伴って個人情報に侵害される、そういうことはあってはならないというふうに思っております。今回の個人情報の保護条例についてはそういうことがないように、個人の情報の管理、個人で利用停止ができる、個人で自分の情報についてははっきり管理ができるという内容の条例の改正をさせていただいたところでもございます。

交付税の関係につきましては、国が進める事業、またはそういうシステムの改修等に生じる経費につきましてはしっかりと国が経費については負担をしてもらおうと、すべきだということをおっしゃるとしても、また十勝全体で町村会としてもしっかりと国のほうに伝えていきたいというふうに思っております。

○議長 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

11の9の利用停止請求の関係なのですが、個人情報に法律に照らして適合に取得された場合と、違法に取得された場合のことが書かれているのですが、違法に取得された場合には消去または停止をすることができるというふうにあるのですが、個人が自分の情報が法律に適合して取得されているのか、違法に取得されているのかということがわかった場合はできるのですけれども、それをわかるためには自分の何が載っているのかがまずわからなければな

らないということなので、その取得するシステムがはっきり理解できないというので、個人的にはこのマイナンバー制度が本当に必要かどうかというのは若干の疑問があるところですが、できてしまった場合、自治体としてはその運用を適切にするのだということが基本だというふうに思います。

この消去または情報の停止を請求できるということは、権利として個人に与えられているのです、ここで。ただ、与えられていても何が違法で取得されているのかわからなかったら全然行使も何もできない、使ってほしくないという停止をさせるも、消去するのも、その辺の対応は例えば1回、情報収集をしたら、町民全部にあなたの情報はこの番号でこうですと全部1回、オープンにしなかったらわからないものですし、それか個人が見に来ないとわからないということがあるので、これが何となくできるというふうにならなければならず、実際には中身の無いものになっているのか、具体的にこの辺をどうするかというのをわかるのであれば聞かせていただきたいと思います。

ただ、先ほどマイナンバー制度自体は余り本当にどうか、いいかどうかという問題があるというふうに理解をしているのですが、今いろいろな年金とかに何々詐欺とかというのがあったりするのですが、人間がつくった機械ですから、頭のいい人はこれを使って我々みたいな頭の悪いやつをだます方法は幾らでも考えると思うのです。

ですから、人間が適切に管理をするものはできのいい人が違法にアタックをして壊すのも、また可能ではないかと想定されるので、その辺はやりますという心構えはいいのですが、本当にできたら僕は一番不安視するのは個人情報が出ていって、1個わかれば全部個人の素っ裸になるわけですから、それを使って弱いところがだまし討ちにされると、その辺が一番不安なのです。

便利になる部分ではないのですけれども、何だかんだうまくだまされたりすることがあるので、この停止とか消去とかという部分が具体的に活用できるようなシステムなのかどうかというのをちょっとそこはお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

個人情報が適法に取得されたものか否かという部分なのですけれども、まず先ほどちらっと申し上げたのですが、個人番号を付される12桁の番号と、例えば年金であるとか、自動車運転免許証であるとか、税とかに付される番号は異なります。全部異なるのです。

ただし、それは全て元の12桁をランダムに変換してと申しますか、特定番号でいくものですから、一つがばれると全てがいくという形にはならないのかと思っています。

アメリカがその番号だったはずで、同じ番号を全てに使ったので成り済ましというような形の事件が結構起きたという経過がございます。

それから、多分、1番どういった形の情報が使われているかというのはご本人たちがわからないというのが一番の問題だと思っています。ですから、それが適合云々、もしくはいい

と言った記憶はないけれども、勝手に使われているというようなことがわかるシステムがちょっと1年遅れるのですが、平成29年1月からスタートします。それはマイナーポータルというところで、個人の個人番号等を使いながら、そこにアクセスするといえますか、そこにつながるのです。

そうすると、あなたの個人番号は、例えば社会保障に使われています、税に使われています、年金に使われています銀行口座に使われていますというようなシステムが開発されるということになっております。なっているとしか言いようがないのですけれども、平成29年1月のスタートということですので、そこを断言するまでの力はないのですけれども、そういうスケジュールで進んでございます。

例えば、そういった保障体制ができなければ、いろいろな所への業務の開始というの当然、スケジュール的な見直し起きるのかと考えています。

それからもう1点が、個人番号の関係でいろいろなところに使われていくというのがあるのですけれども、これらを例えばコンピューター、ICT技術の進展に伴い、安全といっても抜かれるだろう、侵入されるだろうということなのですけれども、確かに情報通信技術は日々進歩してございますので、今が万全といっても明日万全なのかと言われるとお答えのしようもないのですけれども、そこは今まで善意の気持ちでやってきた部分もあるでしょうけれども、これからはそういうふうに入ってくることを前提に防御態勢をとっていくと思いますので、ゼロとは言いませんけれども、そこについては十分な対応が進んでいくだろうと私としては期待してございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

その気持ちはわかるのです、そうなかったらいけないので、抜かれたら抜かれたときだと言われたら身もふたもないのですけれども、そういうふうに行くと思えばいく、行かざるを得ないし、行くべきだと思います。

ただ、常に起こるのは、どうしても万が一の場合に高齢者や何か犠牲になるのです。今の社会情勢の中でいうと、いろいろな詳しい人は自分のことを調べたりできますけれども、高齢者になって全部背負うわけですから、そこは全く自分の情報がどんなになって集まっているのかを理解できないような人もだまし討ちに遭うような場合があるのです、今までの例でいうと。そのところが一番危惧される部分ですから、総務課長に明日だめかもしれないと言われたら、それ以上言えないのですけれども、ただ、そういうことがあるので、この管理が大変なので、だからこれが本当にいいかどうかという疑問が、これはニワトリと卵になってしまいますから大変ですけれども、ただこういうことが消去、それから利用停止ができるということになれば、実際にはそういう違法に取得されたものの利用停止ができるということを実際に生かしていただきたい。

だから、本人たちがその方法としては、今後の課題として僕にしても何が収集されたかわからない場合には何も停止もできないので、これから高齢化社会に向かって個人が、この部分はオーケーだよ、私の情報はここまで管理されているという部分がまだわかれば逆に一安心、何だかわからないと安心感もないということでもありますから、その辺のことは今後、実際、施行していく中で十分配慮すべき課題だというふうに思いますので、そこをどうしていくのかちょっと意気込みというか、判断を聞かせていただきたい。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

保有特定個人情報につきまして、私どもの町は法律等がないものをつくろうとする場合は、条例でこの情報を番号と結びつけるという条例の制定が必要になります。

それ以外のものにつきましては、実施機関として横の連携という形で国から下がってくる情報とかというものになりまして、取得するのは、この国、もしくはその法人とかというところが取得してございまして、適法に取得したか否かは私どもの町でわかるものとわからないものが出てくるというのが事実でございます。

例えば、年金機構が取得して、年金機構がつくり上げたものにつきましては、どういう手法で取得したか云々というのは、私どもでなくて、ただ自治体業務として、その年金機構の持っているデータを必要とするというときは、そのデータを使うことができるという形になります。

ですから、この個人情報保護条例、私どもの町でどういったデータが利用するのか、国とかで決まっているもの以外、町はどんなのを単独で使っているのだというのは、これは条例で定めなければなりませんので、そこをまた議会にお諮りをした上で、その適法をご判断いただくという形になろうかと考えてございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹君

午前中に引き続きまして、マイナンバー法の関係なのですけれども、午前中、同僚議員もいろいろと不安を持ちながら疑問をしたのですけれども、それよりもっと不安を持っているのは町民であると思うのです。町民であるし、また企業とか法人、そういった開示だとか利用の停止の問題とか、不服の申立とか、今、総務課長のほうから先ほどわかりやすくその都度、説明していくというのですけれども、町民全体を通しての住民説明会だとか、法人だとか、企業とか、そういう説明会の考えはないのか1点お伺いしたいと思います。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

説明会ということだったのですが、実は10月5日から個人番号の番号カードというのが送られる形になります。

それで、改めてその説明会というよりは、広報紙を通じてわかりやすい説明に心がけていきたいと思います。

それから、企業のほうにつきましては7月、6月でしたか商工会のほうから企業向け説明会をやりたいというお話を聞いてございまして、11月4日に予定しているというお話を聞いてございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

企業はこれからやるので、それは町がやるのか、また上の振興局だとか、国から来て説明をするのか、それとやはり町民はマイナンバー、番号発行されてもいろいろ聞きたいことあると思うのです。

そういったことで、やはり住民懇談会というのは多少なりは必要ではないかと思っているのですけれども、再度、お願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど説明をいたしました、11月4日に予定をしている企業向けの説明会については、主催者が年金機構とハローワークというふうにお聞きしております。それと税務署だそうです。

このマイナンバーにかかわる国の機関が合同で大樹町で研修会を行うということですので、企業に対しての説明を行われるというふうになっております。

町の役割としては町民の皆様になんか新たな制度でマイナンバー法、番号制度がスタートすることでもありますので、逐一、広報紙、またはいろいろな場を通じてどういう場がいいか、懇談会がいいのか、そういう場合はどういう形がいいのかはこれから検討してまいりま

すが、あらゆる場を通じてこの制度の内容、またはいろいろ懸念されることもあると思いますので、情報については逐一、細かくお伝えしたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

阿部良富君。

○阿部良富君

同僚議員から情報管理のことについてはいろいろと質問をされました。

また、町側も秘密主義ですので、完全な管理を行うということなのですけれども、こう見ると34条にまた情報漏れがあるかのように、不服漏れを精査いたしますとか、だから何か曖昧なのよね、だから絶対に情報を出さないという考えさえあれば、私はこういうこともないと思うのですけれども、そこら辺はどうなのですか。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

もちろん、行政としては不適切な情報を流すということ、必要外の方に情報を流すということは、絶対に避けなければならないことだとは当然、思っております。

ただ、そういうところに侵入していこうというやからもなかなかレベルが上がっておりまして、本当に100%逃げれるかどうかというのは、どうしても断言できない部分でございます。

ただ、34条につきましては、不服申立ということでございますので、情報漏洩も当然かわるかと思っておりますけれども、もう少し別のこういうところに使ってもらいたくないとか、そういった形の部分、もしくはこの情報について不適切な部分がある、さくむがある、そういった部分の不服申立となっております。

いずれにいたしましても、個人情報の管理というのはもうとても重要なことだと言われて大分、年月がたっておりますけれども、これは一生、個人の情報を適切に守るという姿勢は崩さず、またそういう心持ちを持ちながら行政運営、もしくはそういった情報管理を扱う事務を行う職員にも徹底しながら、その部分、十分配慮してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第68号大樹町個人情報保護条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第69号

○議 長

日程第11 議案第69号大樹町手数料徴収条例の一部改正についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第69号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町手数料徴収条例の一部改正をお願いするものであります。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、10月から交付される通知カード及び1月から交付が始まります個人番号カードの再交付手数料の名目と金額の改正であります。

改正を行う理由ですが、手数料の名目については、全ての市区町村が通知カードや個人番号カードの発行事務を委任しております地方公共団体情報システム機構が定めた個人番号カードの再発行に伴い、徴収する費用の名称が再発行手数料であり、混同を避けること、その手数料200円については機構の委託により市区町村が徴収するもので、市区町村の手数料には含めないこととしたためであります。

なお、個人番号カードの再交付に伴いご負担いただく額は、町の手数料800円、機構の手数料200円の合計1,000円で、改正前と同額となっております。

また、附則といたしまして、この条例は公布日から施行し、今年の4月1日から遡及適用するものであります。

以上のとおりご説明をいたしましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

機構からの手数料って、これどういう意味。もうちょっと中身を。ただ、機構から委託されましたというだけの話でしょう、これ説明になっていない。中身をもう少し。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

地方公共団体情報システム管理機構という組織は、このマイナンバーの部分全てを全ての自治体から請け負ってございまして、再発行を求める場合は、その証明手数料というのが必要になってございまして、その証明手数料というのが機構が市区町村に委託をして再発行を受けるものから徴収するというシステムになってございます。

そういうことですので、大樹町の条例の手数料ではなく、大樹町の条例の手数料は800円で、その全ての番号カードの事務手続きを取り扱う機構、地方公共団体情報システム機構というところの証明書の再発行手数料200円は、あくまでも機構の手数料なものですから、この1,000円から除外されて一緒に徴収はするのですけれども、町の部分が800円、機構の手数料が200円という形になるものでございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

委託を受けるのですから委託料が発生するのでしょうか。委託を受けるのでしょうか、だから向こうからうちはもらわないの一銭も。ただ、手間だけやるのですか、200円をお客さんからいただきました、はい200円、機構へ払います、これだけのことですか。委託料というのは少なくとも委託を受けるというのは委託料というのが発生するのだらうというふうに思うのですが、発生はしないのだよね、そしてこれは今まで個人番号は発行手数料1,000円、大樹の改正後は800円、何で800円になったの、今まで1,000円だったのが、だからプラス200円ではないの普通は。安くした理由は何なのですか、全然意味わからない。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

当初設定していましたが1,000円につきましては総務省が標準的な金額といたしますか、実費として1,000円という金額を示してございます。その折に、全て自治体のほうが徴収すべきものと理解はしていたのですが、地方公共団体情報システム機構、こちらのほうが

その個人番号と符合しているという証明をするための手数料というのが必要になると、それも含めて当初、総務省のほうでは1,000円という設定をしておりましたけれども、システムの部分、この証明の部分で200円、各自治体での手数料が800円の合計1,000円程度であるという見方になったものですから、そういう修正をさせていただきます。

委託料云々の部分なのですが、実は地方公共団体情報システム機構につきまして、その番号の関係の事務のほとんど全ての自治体がそこに委託をしている形になったと、そうしたら委託料をうちが払っているかということになりますと、決してそうではなく、お互いに対等の立場と申しますか、私ども自治体がつくった組織でその事務を任せると、その事務は当然、国の資金なども入りながら動くわけで、そこでお互いの委託料については徴収し合わないというような流れになってございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

現実的には町の意向は何も働いていませんと、国から言われたとおりに変えているだけだと、そうでしょう。

これ、だから僕は大樹条例っておかしいと言っているのです、1,000円にしないでよ1,000円に。何も機構にあればいいからと関係ない話だよ。ずっと1,000円だったものが取れる側は同じ1,000円だよ、だけど機構に200円行くのだよ、でしょう。だから、うちの税は変わるのだよね、これ、手数料は。ですよ。町が損するじゃない、しないの。手数料は減るのでしょ、委託を受けているだけで、委託料のあれは何の関係ないというのだから、普通は委託を受けたら委託料って発生するものです。

勝手にマイナンバーは国が決めたのだよ、うちの町が決めたのではない。そうでしょう、これは不合理。こんな不合理なことを、はいそうですかと条例で上げてくるな、現実的に。我々を無視している、国が。国が無視している。お前らは俺達の、だからこれは土農工商が前から言っているように残っているのだと、お前は我々の言うことを聞いてやっつけていけばいいのだと、お前の町は俺達の交付税やらなかったら生きていけないのだから、言うことを聞けというのと同じですよ、これ。

これ、変えましょう、もう1回。これは、手数料は現実的に払う必要もないだよ、国が勝手に決めているのだから、そうでしょう。再発行しなければならない何かがあるのですか、再発行しなければならない、それだったらなくなったら再発行するのは国の努めでしょう、マイナンバーをつくったのは国なのだから、でしょう。それを無くしました、落としました、我々がほしいと言っていないのだから、勝手に国がつくって来てなくしたから、今度、出すときには手数料払えよというのは、これは不合理があります。不合理ではないかい。勝手に与えたものに対して、無くなったからお前落としたのが悪いと、俺要らないと拒否したらどうするのですか、これは。

これは全部、ふっ付いているのだよ条例は、前の条例と。議会運営速やかにと行って僕はお願いをした立場だけれども、ちょっと国のやり方はおかしい、町もそれを甘んじて受けて、はいそうですかと言うのもおかしい、手数料をいただきましょうよ、これ。言われたとおりにやるの、今まで1,000円できたじゃない、総務省の指示できたのでしょうか、手数料は1,000円ぐらいもらいなさいと、はいそうですねと言ってもらったのですよね。管理機構って国、どこがつくったの、町村がつくったの、町村がつくったの管理機構、まだつくっていないでしょう、できているの、どこにあるの、東京でしょう。我々は、それは議会で管理機構に所属した、予算も付けたのかもしれない、しかしこれはつくるのは勝手だけど、委託を受けたら委託金をもらうのが普通です。これは経済の流れです。経済の流れをできない国が徴収を我々にすれというのはおかしい話で、これは納得できません。これは反対しますから。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時25分

○議 長

休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時50分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒森町長。

○酒森町長

手数料徴収条例の一部改正の内容で説明が至らなく申し訳なく思っております。

再度というような形になりますが、私のほうからもう一度説明をさせていただきます。

今回のカードの再発行に関する1,000円の内容では、当初予算で町の再発行に関する手数料1件につき1,000円という説明で予算も認めていただいたところです。

今回、大樹町の手数料徴収条例の一部を改正するという事で、町の手数料については800円、町民の皆様からいただく1,000円のうちの800円については町の手数料徴収条例に基づく金額、200円につきましては地方公共団体情報システム機構が再発行にかかる電子証明書代ということで定めたという内容の通知が総務省の自治行政局のほうから私どもに届いたということで、今回の改正をさせていただいたところでもあります。

従前からご負担いただく住民の皆様からご負担いただく金額は1,000円ということで金額は変わりませんが、内容には大きな差がある、800円と200円というように大きな差があるというふうに私どもも承知をしておりますが、新たな作業でこの制度が始まりますので、ぜひ内容等の変更についてもご理解をいただいで、議決を賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

この改正を読んだときに、この文字どおり解釈すると町民の負担が200円軽減されるというこの条例改正にとれるです。ただ、補足説明で、その200円がひもついているやつが分かれていくということですから、これ出し方の問題、いかななものかなということが一つあるのと、その領収証の扱いというのは条例800円だから1,000円という領収書を切ることがいいのかどうかという問題があるのですが、その辺、再度説明をいただきたいと思います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○酒森町長

この条例がお認めいただいた以降、その再発行に関する1,000円の取り扱いではありますが、先ほどご説明いたしましたとおり800円については手数料ということで、800円については手数料ということで町のほうで発行する800円の手数料でお受けいただく、これが領収証になりますし、うちのほうで財務処理で回ることになると思います。残り200円につきましては手数料ではありませんので、今、1枚でやれないかというちょっと内部で協議もしたのですが、今のシステム上はなかなか難しいということですので、もう1枚については機構が定めました電子証明発行分にかかる費用というような形で領収証が発行させていただく形になろうかと思っています。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

そういう方法もあるのですが、ただ、町民が理解するときに、ここに何も書かれていない

ですよね。その200円の分のやつは。だから、条例が変わったら800円になったなど、見た人は。条例が変わりましたので、800円になったので何で1,000円取られるかという疑問があるので、その辺の説明もちゃんとしていかなければ、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

当初のこの条例では個人番号カードの再発行の手数料1件につき1,000円というふうにお認めいただいておりますので、今回、この中身だけを見れば大樹町の手数料徴収条例の改正の正誤表だけを見れば800円になおっているぞというふうなご理解をいただくことになってしまうかなと私も思います。

ただ、今後、このカードの事務手続き等で私ども町民の皆さんにいろいろ周知していかなければならない場面も多々あろうかと思っておりますので、再発行に関する費用としては1,000円になりますが、その中身としては200円とか800円というそれぞれの項目の金額になりますということをしつかりと周知していきたいと、お知らせしていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

議案第68号大樹町手数料徴収条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

私は、機構が手数料、これはマイナンバー、我々国民が望んだものではありません。しかしながら、国が決めて、法令で決めてきたものであります。

しかしながら、機構のほうに大樹の役場の職員を使って1円の手数料も入らない、事務だけを負わせということには納得がいきません。

もって、大樹町手数料徴収条例の一部改正に反対を申し上げます。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第69号大樹町手数料徴収条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立8人、起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第70号

○議 長

日程第12 議案第70号大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第70号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

去る7月30日に開催の第5回町議会臨時会でご報告のとおり、10月から皮膚科専門外来を開設することに伴い、条例第2条第2項に掲げる診療科目に第7号として皮膚科を追加しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例の施行日については本年10月1日としておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第70号大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第71号から日程第15 議案第73号まで

○議 長

日程第13 議案第71号大樹町消防団の設置、名称及び区域に関する条例の制定についてから、日程第15 議案第73号大樹町非常勤消防団員報償金条例の制定についてまで、以上3件を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、一括議題となりました議案第71号、72号、73号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町消防団の設置、名称及び区域に関する条例、大樹町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、大樹町非常勤消防団員報償金条例の制定についてをお願いするものであります。

この3条例は、とちぎ広域消防事務組合の設立によって、消防団の事務が本町に承継されることに伴い、消防団の設置、名称ほか関係条例を制定する必要があることから、本条例の制定をお願いするものであります。

内容につきましては、企画課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

黒川企画課長。

○黒川企画課長

それでは、議案第71号、72号、73号についてご説明申し上げます。

現在、南十勝消防事務組合で設置している消防団につきまして、とちまち広域消防事務組合が設立され、今年度末で南十勝消防事務組合が解散するため、消防団の事務が本町に継承されることに伴い、消防団の設置及び関係条例を制定するものであります。

議案第71号は、大樹町消防団の設置、名称及び区域に関して定めるもので、第3条で名称を大樹消防団、現在と同じでございます。管轄区域を町内全域とするもので、現行の南十勝消防事務組合条例と同様となっております。

議案第72号は、大樹町消防団員の定員、任免、服務等に関して定めるもので、現行の南十勝消防事務組合条例のうち、大樹町にかかる分を定めるものです。

第2条では、団員の定数を現行と同数の110人としております。

第3条では、消防団長及び団員の任用と団長の任期4年でございますが、これについて定めております。団長は町長が、団員は団長が任用することになっております。

以下、第4条から第7条では、退職、欠格条項、分限、懲戒について定め、第8条で懲戒に関する処分の手続きを規則に委任しております。

第9条では、休団に関し、第10条から第13条では服務規律について定めております。

第14条では、団員の報酬と支払い方法を定めており、団長以下、機能別団員まで現行どおりの金額となっております。

また、報酬の支払い方法についても規定してございます。

第15条では、団員の出勤費用弁償について規定しており、こちらも金額は現行と同額となっております。

議案第73号は、非常勤消防団員の報償金について定めるものであります。

消防団員が、消防活動に従事するに当たって、その職務を随行し、そのために死亡し、または障害の状態となった場合に報償金を授与する規定であります。

殉職の場合200万円以下、障害の場合200万円以下で、それぞれ功労の程度、障害の程度などにより授与されるものでございます。

以上、3条例とも施行日は、平成28年4月1日となっております。

以上でございます。

○議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括議題となっております3件の議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

1点だけ、14条の団長、副団長のこの年額、これは現行どおりということでございますが、これが高いのか安いのか、議論をされたことがあるのかどうか。ほかの町村の比較をし

たのかということがあるのだろうというふうに思うのですが、これ年額で書いていると8万5,000円ぐらいかな、一番高い人で、そのほか出動、一度出るところというような条例もありました。

しかしながら、我々の命、生命、財産を第一線で守っていただける人方であります。もう少し、ここら辺の見直しは今回は出ましたけれども、来年度、見直しをすることがうちの町としてできるのか、うちの条例だからできるのだろうというふうに思うのですが、そこら辺のお考えはあるのかないのか、お聞かせをください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま消防団員に関する報酬及び金額等についてのご質問をいただきました。

従前につきましては、南十勝消防事務組合、一つの組合を組織してございました。その中で、南十勝につきましては、各町村の消防団の報酬については統一したもの、金額とさせていただきます。

今後、南十勝での広域消防がなくなるということもございますが、先ほど、私、前段の行政報告でも報告をさせていただきましたが、南十勝地域消防連携連絡会という組織を新たに立ち上げをいたしました。今まで、南十勝一つで消防団の活動等も、同じ待遇等も含めてやってまいりましたが、今後についても南十勝の連携を図っていくというような意味もあって、この連絡会を立ち上げてございますので、その中で消防団に関するいろいろな業務、または処遇等についても南十勝全体で足並みをそろえた形で検討してまいりたいと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、説明いたしましたとおり、南十勝では統一をしております。十勝管内には、6つの消防組合がございますが、ちょっと申し訳ありません、その比較の具体的な数字は今現在、持ち合わせておりませんが、低いほう、トップでもございませぬが、低いほうでもなかったかなという思いでございます。資料が必要であれば後ほど、提出をさせていただきます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

資料も何もよろしいので、比較をしていただいて、やはり今、最低賃金が10月より値上げになりました。そういうものも含めて、来年度の予算に反映されるようお願いを申し上げてやめますので、検討していただけるだけ聞いておかないと言われてたら困るので、検討することなのか、改正をするのか別にして一言お願いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

再度の説明になりますが、南十勝地域消防連携連絡会、この中で消防団、または消防団制度に関する調査研究を行うということでもありますので、この中で検討して進めるということにて回答させていただきます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

柚原千秋君。

○柚原千秋君

定数110人となっておりますけれども、私の認識不足か何か知りませんが、その最近、消防団員にもなかなか手もとかという話を聞くのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議 長

黒川企画課長。

○黒川企画課長

ご質問のようになり手がなかなかなくて、今も定数をちょっと割っていると、1名欠員というふうには聞いています。途中で辞められた方かもしれませんが、なり手がなかなか、若い方皆さん忙しくて高齢化も進んでいるというところでは、大変、心配しているところではございますけれども、なるべく確保化図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹君

条例73号で気になったところで、殉職の方の死亡などについてここでは200万円というふうな金額で今どきというふうに、ちょっと個人的には思っていたのですが、これ以外に殉職された場合に何か保険だとか、何とかというのはあるのでしょうか。

○議 長

黒川企画課長。

○黒川企画課長

これは、町から出す分のつけ足しといいますか、その分でございますが、非常勤公務災害の消防はちょっと別にあつたかと思っておりますけれども、別途支給されるものと認識しております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

71号、3番なのですけれども、今度から広域消防になったということでございますので、その中で第3条に消防団の所轄区域は町内全域というふうに書いてあるのですけれども、南十勝の場合でもこういう条例だったのか、例えば、隣の町村でも消防の設置場所から遠い場合は大樹から行って助けるとか、例えば幕別の場合は忠類もあるのですけれども、それ以上の来る場合、大きい火事の場合は大樹から行って消防団が助けるというような話し合いとか何かないでしょうか。

○議 長

黒川企画課長。

○黒川企画課長

消防団の活動範囲の区域のお話でございますけれども、南十勝消防事務組合では広尾、大樹、更別、中札内と、それぞれが表になってございまして、広尾の消防団は広尾町全域、大樹町は大樹町全域というようになっておりまして、抜き出して書いたような形でございますので、消防団の活動範囲というものは今までと変わらないということでございますけれども、その助け合いの部分は都度、状況によりけりの判断で活動していたかと思っておりますので、その辺は変わらないかと思っておりますが、先ほどありましたように広域のほうで、その辺も含めて話し合っていかれる、スムーズな運用ができるようにしていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第71号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第71号大樹町消防団の設置、名称及び区域に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第72号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第72号大樹町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第73号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第73号大樹町非常勤消防団員報償金条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第74号

○議 長

日程第16 議案第74号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第74号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更についてをお願いするものであります。

内容につきましては、一部事務組合の構成団体の数の増減に伴う変更でございます。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第74号北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてご説明します。

変更の内容は、新旧対照表をお開きください。

この表にお示しのとおり、6つの組合の脱退と1つの組合の加入について整理するもので、脱退する6組合の中には十勝の消防事務組合4組合が含まれており、加入する1組合はとかち広域消防事務組合でございます。

附則の第1項では、この改正規約の施行日を総務大臣の許可の日から定めておりますが、とかち広域消防事務組合を加える規定につきましては、平成28年4月1日からの施行となります。

なお、南十勝消防事務組合は、平成28年3月31日をもって解散する旨の規定が規約に明記されてございますので、この日までは現状のまま北海道市町村退職手当組合に加入してございます。

また、議案の附則第2項の部分なのですが、これは規約の作成様式を縦書きから横書きに変換するための読みかえ規定を定めたものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第74号北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 75 号

○議 長

日程第 17 議案第 75 号北海道市町村総合事務組合格約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 75 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、北海道市町村総合事務組合格約の変更についてをお願いするもので、一部事務組合の構成団体の数の増減に伴う変更でございます。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第 75 号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてご説明します。

北海道市町村総合事務組合は、道内の消防団員の損害補償や退職報償金、非常勤職員の公務災害補償、学校医などの公務災害補償などを主な業務としてございます。

2 ページをお開きください。

変更の内容は、この組合を組織する地方公共団体の数で新旧対照表、上段ですが別表第 1 では 6 組合の脱退と 1 組合の加入について整理してございます。

この脱退する 6 組合の中には十勝の 4 消防事務組合が含まれており、加入する 1 組合はとちろひ広域消防事務組合でございます。

その下の中段以下、別表第 2 をご覧ください。

別表第 2 では、各事務ごとの加入団体の整理を行うものですが、管内の 4 消防事務組合の解散及び池北 3 町行政事務組合の中の消防業務の廃止に伴いまして、消防団が各町村におかれるため、共同処理する事務の 1、消防組織法云々と書かれていますけれども、非常勤消防団員にかかる損害補償に関する事務から、5 つの組合が脱退し、管内の 18 町村が加わるものでございます。

次のページをお開きください。

3 ページは、地方公務員災害補償に関する共同処理する団体ですが、解散する十勝管内の

4 消防事務組合を含む 6 組合の脱退ととかち広域消防事務組合の加入を整理したものでございます。

1 ページ目にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行するもので、ただし書きの規定によりまして別表第 1 の十勝の 4 消防事務組合の脱退、別表第 2 の十勝の 4 消防事務組合と池北 3 町行政事務組合の脱退及び管内 18 町村の加入、3 ページの十勝の 4 消防事務組合の脱退に間する規定は、平成 28 年 4 月 1 日の施行となるものでございます。

以上でご説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 75 号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 76 号

○議 長

日程第 18 議案第 76 号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 76 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

す。

本件につきましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてをお願いするもので、一部事務組合の規約本文の一部と構成団体の数の増減に伴う変更でございます。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第76号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてご説明します。

新旧対照表でご説明しますので、2ページをお開きください。

第1条につきましては、この組合設置の目的を定めておりますが、現行の規約で引用しております地方公務員と共済組合法の改正によりまして、文言の整理を行ったものでございます。

2ページ中段から、3ページにかけましての別表第1の変更の内容ですが、十勝管内の4消防事務組合を含む6団体の脱退ととかち広域消防事務組合の加入について規定してございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行するとされ、ただし書きの規定によりまして管内の4消防事務組合の脱退については、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、ご説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第76号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第19 議案第77号

○議 長

日程第19 議案第77号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第5号)についての件
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第77号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきまして、平成27年度大樹町一般会計補正予算(第5号)をお願いするもので、
今回の補正は歳入歳出それぞれ1億2,448万4,000円の追加補正でございます。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますよ
うお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第77号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第5号)についてご説明
いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,448万4,000円を追加し、歳入歳出予算の
総額をそれぞれ61億2,683万8,000円とするものです。

最初に資料でご説明いたしますので、3ページをお開きください。

最初に、総務費、一般管理費、総務管理費、備品購入費で37万8,000円の増、財源
は一般財源です。

歴代の町長につきまして、町長室前に肖像画を提示しておりますので、今回、前町長の伏見悦夫氏の肖像画を作成、購入するものでございます。

次に同じく、総務費、企画費、大樹町地域おこし協力隊設置事業、報償費から備品購入費まで100万円の増、財源はその他、諸収入でございますが1万円、一般財源が99万円でございます。

企画課に配置させていただきました地域おこし協力隊にあつては、ふるさと納税や町のPR、町民との交流拡大などに取り組んでいただいておりますが、今後も移住や定住の促進、出合いや交流の場の提供、特産品開発などを目的にワークショップの開催やアンケート調査、映像等を活用した広報活動の強化を図りたく、研修会等の講師謝礼、アンケート調査の実施費用、デジタルビデオカメラなどの購入などに要する経費を計上してございます。

次に、同じく総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業でございます。委託料及び備品購入費で104万7,000円の増、財源は一般財源でございます。

いわゆる番号法、マイナンバー法の施行により通知カードや個人番号カードを大量に処理することとなるため、裏書き業務の効率アップやカードの心眼確認機能を備えた機器の購入と保守点検に要する経費を計上してございます。

次に民生費ですが、社会福祉総務費、臨時福祉給付金事業、償還金利子及び割引料で12万6,000円の増、財源は一般財源です。消費税率改定に伴う低所得者への影響緩和を目的として、昨年度、臨時福祉給付金の支給が行われましたが、事務費及び事業費の精算に伴い超過交付分を変換するものであります。

同じく民生費、心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、償還金利子及び割引料で103万円の増、財源は国道支出金が3万9,000円、一般財源が99万1,000円です。

前年度に交付された障害者自立支援給付費負担金及び障害者医療費負担金について、国庫及び道負担分を精算し、超過交付金の返還を行うものでございます。

4ページをお開きください。

国民年金事務費、同じく国民年金事務費、委託料で38万5,000円の増、財源は国道支出金38万4,000円、一般財源1,000円です。

国民年金の納付猶予対象者の年齢が30歳から50歳に時限的に引き上げられること、免除申請様式及び学生納付特例申請様式の見直しにより年金システムの改修を行うものでございます。

次に衛生費、環境衛生費、一部事務組合負担金事業、負担金補助及び交付金で313万8,000円の増、財源は一般財源でございます。

南十勝複合事務組合の雑紙用の資源保管庫の実施設計費、人事異動に伴います人件費の増額分について繰越金と調整した上で、大樹町の負担分を計上いたしました。

次に、農林水産業費、農業振興費、北海道中山間地域等直接支払交付金事業、需要費から負担金補助及び交付金まで1億749万3,000円の増、財源は国道支出金8,065万2,000円、一般財源2,684万1,000円です。

中山間地域等直接支払推進事業につきましては、今回で第4期対策となりますが、先日、対象の用地面積の確定作業が終わりましたので、今回、予算措置をお願いするものでございます。

3集落の協定の用地面積は約7,156ヘクタール、反当たり10アール当たりの交付金単価は今までと同じ1,500円で、集落への交付金として1億734万8,000円、事務費として14万5,000円を計上してございます。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業、負担金補助及び交付金で166万7,000円の増、財源は国道支出金が124万9,000円、一般財源が41万8,000円です。化学肥料や化学合成農薬の低減などに取り組む農業者を支援する制度ですが、カバークropp、緑肥の作付が21ヘクタールほど増加したことなどにより、事業費を増額するもので、補助単価は反当たり10アール当たり8,000円となっております。

同じく農林水産業費、水産振興費、各種補助負担金、負担金補助及び交付金で28万3,000円の増、財源は一般財源でございます。

現在、十勝の4町3漁協では、共同でマツカワの増殖に取り組んでおりますが、8月の停電により飼育していた稚魚の一部が酸欠で死んだことにより、稚魚を追加購入し、放流にそなえるため十勝管内栽培漁業推進協議会への負担金を計上してございます。

なお、4町3単協の負担総額は合わせて170万円の予定でございます。

次に、土木費、住宅建設費、寿町団地建設事業、委託料で450万円の増、財源は国道支出金225万円、一般財源225万円です。

来年度、再来年度に寿町団地として建築を計画している1LDK3戸、2LDK1戸の公営住宅2棟及び外構工事等の実施設計業務の委託経費です。

5ページをお開きください。

消防費、消防総務費、南十勝消防事務組合負担金事業、負担金補助及び交付金で173万3,000円の増、財源は一般財源です。

事業名称が南十勝消防事務組合負担金事業となっておりますが、これは平成27年度当初予算の段階で、とかち広域消防事務組合が設立されていなかったため、設立後のとかち広域消防事務組合に対する負担金につきましても、この事業の中に計上していたもので、ご了承くださいと思います。

今回の補正は、とかち広域消防事務組合に対する負担金の増額で、共通経費の負担分62万円、単独経費として署員の活動服の購入経費111万3,000円を増額するものです。

次に教育費、学校給食費、給食調理事業、備品購入費で53万7,000円の増、財源は一般財源です。

購入後、16年を経過した牛乳用の保冷库、冷蔵庫が故障し、修理には35万円程度要するとのことのため、今回、更新させていただくものでございます。

次に図書館総務費、図書館管理運営費、共済費及び賃金で116万7,000円の増、財源は一般財源でございます。

図書館職員の死亡退職に伴います図書館業務の人員不足に対応するため、臨時職員1名の保険料と賃金を計上してございます。

以上、合計で補正額1億2,448万4,000円の増、財源内訳といたしまして特定財源が国道支出金8,457万4,000円、その他、諸収入ですが1万円、合わせて8,458万4,000円、一般財源が3,990万円のそれぞれ増額となるものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正をご説明申し上げますので、2ページをお開きください。最初に歳出でございます。

歳出合計、補正前の額60億235万4,000円、補正額2款総務費から10款教育費まで、1億2,448万4,000円の増、補正後の歳出合計61億2,683万8,000円。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額60億235万4,000円、補正額12款分担金及び負担金から、20款諸収入まで1億2,448万4,000円の増、補正後の歳入合計61億2,683万8,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹君

3点ほどお聞きしたいと思います。

一つは衛生費のほうで雑紙の対応をするので300万円ほどの補正を予定されているのですけれども、どのような施設ができるのかと、それから雑紙の週何回かの回収というのでしょうか、それがイメージが固まっていればどのような形で雑紙の収集というのでしょうか、回収というのか、それをされるのかなというふうなことをまず1点目お聞きしたいと思います。

それから、これはちょっと勉強不足で大変、お恥ずかしいのですけれども、中山間の当初、中山間については何か補助対象外から外れるということで、大変なことだなというふうに思っていたのですけれども、これは何か特別な事情があって今回、採択という言葉がいいのか、該当という言葉がいいのかわかりませんが、それはどのような条件が変わって当初から変わられたのかというふうなことをお聞きしたいと思います。

あと、草地の飼料畑の飼料が何10%以上でなければだめだよというふうなお話、当初されていたようなことを記憶しているのですが、その牧野というのか、飼料畑の比率が堆肥の比率がわかれば教えていただきたいと思えます。

それから、3点目、土木費の住宅建設費の中で寿のところにいるいろいろ議員協議会のお話の中でもちょっと寿のあの場所ということでお話があったのですけれども、計画、いよいよ町側のほうというのか、執行者のほうでは練りに練った計画だと思っておりますが、おおむねコンパ

クトシティーの考え方からいったら、あの場所が妥当でないかなとは思いますが、例えばまた今のイメージでは平屋の4件というか、俗に言う公営住宅のスタイルをお考えになっていて、この設計費、委託料を組まれているのか、今のこの時点でどのような設計会社にその資料というか、基本的な考えを示されるのか、その3点についてお伺いしたいと思います。

○議 長

林町民課長。

○林町民課長

1点目のご質問の衛生費に関します組合負担金の関係についてご説明させていただきたいと思います。

今、総務課長のほうから説明がありましたように、来年4月から一般の紙、今は燃えるごみとして集めているような紙について資源回収をしたいということで、それに対応するための収集した後、より分ける作業、それから保管などに使うための保管庫、これを建設する費用ということで組合から求めがありましたので、それに対する費用として認識してございます。

組合議会の中では建物の面積等について説明を受けているのですが、ごめんなさい、手元に明確な数値ございません。申し訳ございませんが、そういう保管庫をつくるということでの負担分ということで求められている金額でございます。

それから、収集方法について今現在、どのような予定になっているかというようなことですが、正確な部分でこういうふうに始めますというような形での打ち合わせについてはまだ整っていないというのが現状でございますが、先の担当者会議などの話は今収集している資源ごみの回収に合わせて雑紙も同じような形で資源用の一般の袋などを利用しながら回収していくということを想定しながら準備を進めていくことになるかと思えます。

以上です。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

2点目の中山間の採択の条件、そして草地比率の質問ということでご説明のほうさせていただきます。

中山間事業につきましては、平成26年度に第3期対策が終了してしまして、平成27年から第4期対策ということで、当初、この採択の期限としまして世界農林業センサスの数値を用いて、その草地比率が70%を超えるか超えないかという採択要件の一つとなっております。

最新の2010年の世界農林業センサスの草地比率になりますと、当町では基準の70%に達せず68%にとどまり、事業の対象外となる見込みでありましたが、国の最終の要領によりますと2005年、または2010年のいずれかの調査数値を用いてよいということになったものがございますから、当町におきましては2005年の数値、2005年の数値に

つきましては70%を超えております。

具体的な数字は73%というふうになってございますが、基準を超えておりますので、今回、補助の要件を満たすということで補正をお願いをしたものでございます。

以上でございます。

○議 長

小森建設課長。

○小森建設課長

まず日方団地の移転の関係でございますけれども、日方団地につきましては平成26年度で6戸移転しております。今年度も6戸、予定しております、2カ年で12戸移転する計画でございます。

来年度以降の公住の建設の関係ですけれども、寿町団地でご提案させていただいております。平成26年度の作成の大樹町都市計画マスタープランの改定に基づきまして、コンパクトなまちづくり、それから住みよいまちづくりの推進としまして、それらを目標としまして中央地区の中央有地を候補地として日方団地の一部、街なかに移転することをご提案させていただいております。

その中で今回、公住の工期の決定につきましては、交通公園の東側と寿町車庫跡地、この2候補地と絞らせていただきました。その中で、交通公園につきましては、道路、それから下水道等のインフラの設備が不十分でございまして、それらの経費もろもろ、それから道路等の接続部分も考えた中で最終的に寿町団地の場所として旧車庫跡地を今回、ご提案させていただいております。

計画につきましては、2年間の計画でございまして、来年が1棟1LDKが3戸、2LDKが1戸、29年度につきましても同じ内容の規模で合計8戸計画しております。

設計の内容でございますけれども、川南団地と同じような平屋で設計の仕様を考えております。設計の内容につきましては、今年度、予算措置で認められております地場産材、町有産材の活用につきましても現在、調査中、それから研究中でございまして、来年度に向けた準備をしている状況でございます。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

今、ご答弁いただきました1番と3番について、ちょっとお話をさせていただきます。

すごく雑紙の回収というのは町民要望もありましたし、大変いいことだなというふうに思っております。

そのようにしていただければいいのでしたら、例えば大きなスーパーとか、そのほかのコンビニとか、お店の前にいろいろそういうふうな資源を回収するような、そういうふうなことももっと努力いただければより回収率なども上がっていくと思うのですが、そのような町とし

での努力の考え方があるのか、それをまず一つお聞きします。

それから、3番目の寿の公住なのですが、今、ご答弁いただいたようにマスタープランというか、それをあれにしてコンパクトシティの実現を目指すのだよというふうなことですけれども、過日AとBということで、こちらのほうが有利性が高いのだよというふうな現況の今の状態では確かに、私も寿に住んでおりますので、そこを反対というわけではないけれども、ちょっとお聞きいただきたいのは、3年、5年のスパンでは確かに鉄道公園は非常コストも高いし、開発行為も必要だからできないよというふうなお考えかもしれませんけれども、これもうちょっと長いスパンで20年とか30年のスパンで考えていただいたときに、町の目指すコンパクトシティということになれば、もっと広い土地で、あそこは街路の制約などもあると思いますけれども、そういうふうなこともよくお考えいただきたいなというふうに思っています。

平屋にどうして、法的な縛りがあって平屋を選択されるのかなというふうに思っているのですけれども、多層階には多層階のマイナスもあることも承知はしておりますけれども、そこら辺はなぜ平屋なのかなという素朴な疑問を持っているのですが、以上のことをお答えいただけたらと思います。

○議 長

林町民課長。

○林町民課長

今、資源回収についてもっと積極的に取り組んではどうかというようなことでご意見をいただいたかと思えます。

今、雑紙は資源回収を始めるに当たりましては、現在、各所、資源ごみ回収を随時できるところからスタートしてきたという経緯がございます。近いところではプラ包装容器のプラの回収などを2年前からというような形で順次、そういった形で進めてきたところでございます。

新たに今、回収できていない雑紙についても資源として回収する方向でと考えておりますので、今の状況としましては、現在、進めているような家庭分別におけます収集というような形で取り組みを最初スタートしたいなと考えております。

ただ、ご意見いただきましたように、もっと資源回収を積極的に進めるという部分につきましては必要なことだと考えておりますので、それらにつきましては近隣町村も含めて、また当町としてもどういった形でそういった回収、資源回収を進めていけるかということについては検討していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議 長

小森建設課長。

○小森建設課長

公営住宅の建設についてでございますけれども、交通公園、議員のおっしゃるとおり確かに面積が広く、公住も7棟23戸が建設可能な状況であります。

しかしながら、いろいろと調べていく中で、やはり今の段階で建設をするととなると約1億円近い別な費用も負担となってきております。

その中で、今回、寿町団地ということで2年後、3年後の計画も見据えてというお話でございましたけれども、とりあえず日方団地の建て替えにつきましては今、合計20戸を予定しております。残り71戸につきましては、日方団地の現地での建て替え、取り壊し、建て替えということで計画しているところでもありますけれども、こちらのほうがまだはっきり決まったわけではありませんけれども、その中で検討されているところでございます。

平屋についてですけれども、特段、強いこだわりというわけではございませんけれども、やはり高齢者の方が、住まわれる方が多いということで、その中でやはり平屋のほうが2階建てよりも高齢者に住みよい形になるのではないかという考えのもと、それから騒音等も2階建てになりますと、やはりどうしても発生することの話を、トラブルだとかそういったケースもございます。その中で今回も平屋ということで計画させていただいております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

4ページの農林水産業費の水産振興費の28万3,000円について伺いたいと思います。

これはマツカワの稚魚が死亡したために追加購入をするということですが、それは理解できるのですが、この対策として原因が停電だというふうに聞いているのですが、これ稚魚買うだけだとまたいつそういうことでもって停電でまた死んでしまうことがあるかもわからない、同じことの繰り返しにならないかという疑問もあります。

停電というのは、いつでもあり得るような現象でありますので、少なくとも停電でもそういう飼育している稚魚が死なないような対策が同時に議論されているのか、とりあえずは稚魚だけでもって、それは後回しになっているのか、そこを伺いたいと思います。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

今回のこの事案に関しましては、その事故が起きたのは8月18日ということなものですから、その翌日に緊急的に臨時役員会が招集されました。その席に私、町長のかわりにも出席をしたものですから、今、ご説明させていただきますけれども、冒頭、施設を管理している会長のほうからのおわびの言葉も含めて管理上のこと、停電のこと等々ご説明もございました。

今、議員ご質問の設備上の課題と申しますか、今後の対策に向けてなのですけれども、説明を聞きますと設備上の課題としましては警報装置というのがついておりまして、これ自体

には老朽化もあるのだということの説明と、それから停電の際に警報装置自体が今回、作動しなかったという問題、それから停電時の情報の伝達的手段とといいますか、体制、ここを明確になっていなかったというのが説明もございましたし、先般の新聞等でも報道されておりますけれども、このことによって停電そのものは約1時間ほどの停電だったのですけれども、ポンプが3時間ほど止まったということで酸素、酸欠ということで稚魚の死に至ったというのが原因とその状況なのですけれども、そこで今後の対策でございますけれども、停電時においても担当職員に連絡が今後入るような体制を整えると同時に、そういう設備とか装置、これらが老朽しているということもあったものですから、それらも含めて対策をその協議会の中で既に即構築したということで連絡がございました。

会議のときにはそういった対策をすぐ講じたいという話はございましたけれども、その後のご連絡ではそういう対策も設備的には更新をしたということでございました。

協議会の会長のほうもそういう事業を管理している立場で、しっかりそういうこともありましたけれども、今後はそのようなことがないようにということで十分なお話もございましたので、我々としましてぜひよろしくお願ひしたいということで、その日は私もお願ひをしてみたい次第でございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

大樹町が責任持って管理する施設ではないので、ここで全て詰め切れないかもしれませんが、ただ、そういう事情がありつつも、すぐ稚魚を購入しても、また9月の何かのときに、10月のときに停電が起きてまた死亡するということもあり得るということにある。

僕はできるのであれば、その施設をちゃんとして構えを直してから購入することも一つの手段ではないかというふうに思うのですが、その辺、ここで言っても解決しないのだと思いますが、そういうことを早急にやって、同じことの繰り返さないようなことを管理している担当というか、施設の代表のほうにぜひ強く申し入れていただきたいということを申し添えておきたいと思ひます。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

先ほど冒頭、もう少しご説明しておけばよかったのですが、今回のマツカワの稚魚の関係。ここの施設設備は広尾の本町、それから音調津、それから大津のほう3カ所に分かれて稚魚に分けて稚魚が飼われているのですけれども、この協議会でその臨時役員会が冒頭あったときに、やはりこれまで平成4年からこの協議会始まって、特に平成19年から5万尾の体制とといいますか、5万尾を確保したいということから進めておりました。

今回、この事故に至って2万3,000匹が死亡したわけなのですけれども、そこをまず

どうしようかということの議論を最初にスタートしたわけなのですからけれども、やはり今回、一緒に漁協のほうから行って、各漁協さんですとか、それから関係4町が集まったのですけれども、どうしてもやはり5万尾は確保したいのだという話もございました。

そこを意思確認していった中で、5万尾も体制をとるにはやはり仕入れ先のほうの都合もあって、その大きさもあるので、その残りも早くということも、大きさもあるので早くということの話がいて、そういうふうに話が進んだのですけれども、その後段、おっしゃられるように設備の関係も先ほど繰り返しになりますけれども、そういうことの設備がまた、例えば購入したとしても短期間の間に同様のことが、いつ何時あるかわからないということで、そういうことはないようにという話の中で、なるべく早急にとということで対応するというお話だったものですから、そのような形で我々としてもお願いしたいということで、各町、それから漁協のほうからそういうお話が出て、管理をしている広尾町のほうもそのように早急に努めたいと、こういう話でございましたのでご理解を願いたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹君

土木費の実施設計業務についてお伺いしたいのですけれども、寿団地の関係ですけれども、まず1点目ですけれども、あの周辺、民有地とか、道路、歩道の関係からいくと、かなりの高低差があるのですけれども、高低差は一体どのぐらい程度があるのか、冬の雪解け水だとか、洪水警報が出た場合には、ここに建てた場合、大丈夫なのか、それと日方団地を優先的に入れるのですけれども、あの周辺、病院だとか、健康センターが近いということで、その日方団地の入居者の入居条件もある程度は整備していくのか、それと日方団地の入居者は誰でも応募があれば多ければ抽選でいくのか、ある程度、絞っていくのか、その辺ちょっと聞きたいです。

○議 長

小森建設課長。

○小森建設課長

現在の建設場所の関係でございますけれども、議員のご指摘のとおり今の土地と、隣、調剤薬局さんがあるかと思っておりますけれども、そちらの土地につきましては高低差がございます。こちらにつきましては、まだ、調査設計しておりませんが、まだはっきりした数字ではございませんが約80センチ以上あると私たちのほうでも調査しているところでございます。

それで、雨水対策でございますけれども、調剤薬局さんのほうに今、1カ所個人で設置された雨水枡がございます。はっきりした年数はわからないけれども、多分、設置してからもう5、6年以上たっているかなというふうに認識しております、

その中で、今まで大雨警報とかいろいろ出ておりますけれども、現状ではこちら側の敷地

のほうに水が流れてきているという状況はないかなと思っております。

現状の敷地でございますけれども、確かに低い土地でございますけれども、全面、外構のほうもアスファルトは予定しておりません、駐車場の部分になろうかなと思います。砂利とかそういった部分で自然浸透、それから必要な部分については調査設計した中で必要に応じて雨水枡を設置するなど、そういったことを今、考えている状況でございます。

それから、日方団地の入居条件でございますけれども、来年度、1LDKが3戸、2LDKが1戸建設いたします。昨年まで意向調査している中では、日方団地の現在、建て替えを予定している土地、公住でその中の方々を優先して入居させたいと今のところ考えております。

当然、入居希望も聞いておりますので、その要望に応じられるような形で入居を予定したいなと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

高低差が80以上あると結構大変な実施設計になるのではないかなと思うのですけれども、あの辺の周辺、これは議員協議会でもお話したのですけれども病院があり、病院の跡地があり、旧特老があり、そして昨年度は民有地と土地を交換して大体、固めたのですけれども、前町長の段階ではこの辺は一带は福祉ゾーンで、そういう構想があったのですけれども、今でもその辺の考え方は変わらないで公営住宅を建設はしていくということで、ある程度、青写真を描いているのか、その辺ちょっと聞きたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

新しい病院の周辺も含めた町有地の活用の方法についてのご質問をいただいたというふうに思っております。

前町長もあの地域については医療福祉ゾーンであるという考えを示されておりました、私も同様の考え方でおります。

地権者の方もご理解いただいて、町有地を一部交換をして旧特養の隣接地も町有地を確保できたというようなことがあります。

旧特養については、現在、役場の書庫というような使い方をしておりますが、その用途によってはあそこも更地にした上で、医療・福祉ゾーンとして最も適した土地の利活用の方法を検討していきたいなというふうにも思っているところでもありますし、旧病院を解体したところ、21号付きのところについても大きな区画で、町有地がありますので、そこについても高齢者向けの住宅も考えた上で公営住宅、またどういった施設をどういったふうレイアウトするのがいいのかということも町民の皆様もそして議会の皆様とともに検討した上で、設置に向けて検討していきたいなというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

最後に一つお願いですけれども、今、課長のほうから日方団地の入居者、高齢者だとか、障害者の方がいるのですけれども、今回、大樹町で出されたマスタープランのこの辺の地域はまちづくり重点地区ということで、その中で子どもや高齢者、障害者などが誰でも快適に便利に暮らせる生活の場とうたっているのですけれども、それは来年から障害者差別解消法というのが4月からスタートするのですけれども、そういったことになると、例えばこの住宅に入居する場合、そういったいろいろな条件で入れないとか、その差別解消法の中には不当な差別の取り扱いだとか、合理的な配慮をきちんとしていかなければならないのですけれども、そういった中で、例えば病院も近いし、健康センターも近いのですから、今、町長がおっしゃったとおり一つの福祉のゾーンとして高齢者住宅を考えていくのだとなるのですけれども、障害のある方も障害のない方も特に一緒に生きる、生活できるという場を考えると、ぜひあの辺、施設そのものはバリアフリー化なのですけれども、今、課長が説明した、あれだけの高低差があると土地整備、環境整備の段階で車椅子だとか、歩行困難な方、手帳持っている方が、そういったときに入居時に妨げ条件にならないような土地整備のバリアフリー化というのもぜひ、実施設計業務の中に取り入れていただきたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいまの齊藤議員のご質問は、今回の設計に関する部分ということでよろしいでしょうか。

新しく日方団地の移住先という部分での公営住宅の候補地として今回、寿団地の建設にかかる実施設計の費用を計上させていただいております。

先ほど私もその他、その周辺の地域で高齢者というふうにも申し上げましたが、ちょっと言葉足らずでありましたが、その中には当然、障害者の皆様も入っているというふうにご理解いただいても構わないかなというふうに思っておりますので、あらゆる方々が安心して暮らせるような施設整備を進めていきたいというふうに思っておりますので、今回の実施設計についても可能な限り、そういう方々にも安心してお暮らしできるような実施設計に努めていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

同僚議員が聞いた同じ団地の関係ですが、これから設計をしていくのでしょうか、いろいろな問題がありながら。

一つ、僕、疑問をいつも感じるのです、これはみんな持っているのだらうと思うのですが、前町長のときには酒森現町長は副町長でおられました。前町長は日方団地に住宅を建てますとお答えになりました。なぜなら、反対側の道路に一つ建てて、あそこを壊して順次やっていきたいという説明をしながら、したわけですね、我々に。ところが今度は、寿という説明は協議会をお開きをいただきましたが、予算を出す所に我々にご説明をいただきました。これは少しおかしいのではないかなと、我々は議会の中で議論を深める中でいろいろな提案をさせていただいて、今までできています。来ていますが、我々の意見は削除され、あなた方のご意見もどこかにトーンダウンし、そのときそのときによっていろいろな手法を使ってこられる。これは本当に、ちょっと不愉快なのです、逆を考えると。

我々に説明されたときにそういう説明をしておきながら、湧いたように寿と、総務委員会で所管事務調査をされましたが、コンパクト何だかと横文字をお使いになっておりましたけれども、町を小さくして住民がそこに行きたいような構想がいいのだよとという話をされています。

現実的に、町長にお聞かせいただきたいのは、あのゾーンは将来どういう展望で、どういう形で、どうやって青図面を書いていくのか、書いてあるのか、町の10カ年計画に入れているだけなのか、あの一画、病院、老人ホーム、その一帯をどういう図面をお考えになっているのか、町長新しいのですから、まだこれからやるので、どうい青図面をお考えになっているのかお聞かせください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま住宅建設費の寿団地の造成に関するご質問をいただきました。

私も4年間、伏見町長のもとで副町長を努めてまいりましたが、日方団地の改築に当たって、地域住民の皆様からのご意見ということで、この隣接する地に移住をしたいというご回答をいただいたということも含めて、今年もう建設しております川南第2団地の地に公営住宅を建設していくという計画をもくろんでおりました。

その後、来年以降、増設を予定をしておりました町有地の2区画について、あの地で営業されている会社のほうから購入の希望があったというようなことで、もう議会の皆様もご承知のとおり2区画については売却を行ったということでもあります。

その地域に予定をしておりました、今後、建てる公営住宅については、その場所での現在での川南第2団地の建設がかなわなくなったということで、昨年、伏見町長以下、私、また関係職員含めて町有地の視察を行って、次の公営住宅の設置、建設場所についていろいろ検討を進めてまいった経過がございます。

その中で、B&Gの海洋センターのプールの前も候補地となりましたが、最終的にそれ以降、あの地域における商店街の閉店等々、買い物に関する足の確保というような部分も含めて、そこよりもさらに街なかがいいのではないかなというようなことも含めて検討した結果、

今回、寿町の団地のほうに公住を川南第2団地の代替となる公住を建設してはどうかというきことで、実施設計を提案させていただいたところでもあります。

町立病院の周辺の用地につきましては、先ほど私の説明の中で触れさせていただきましたが、今後、どういう形であの施設を利活用していくのがいいのかというところは、しっかりと皆様とご議論をしていきたいというふうに思っております。

いろいろ障害者の関係でありますとか、高齢者福祉に関する情報をたくさんお持ちの方もいらっしゃるし、私どもも今、鋭意情報を収集しているところでもあります。

今後、街なかに安心・安全に暮らせる施設のレイアウトについては、多くの皆様のご意見を伺いながら取り進めていきたいと思っております。

○議長

安田清之君。

○安田清之君

町長長々と言っていたのだから、日方団地が建てられなくなった理由がわからないのです、僕。全然だらつとはしゃべっていますよ、あれ工業団地に売ったのもその前ですよ、買いたいと、そういう考えあったけれども向こうが売ってくれというから売りましたと。

日方団地にあれを壊して、あそこに建てるという、それがトーンダウンしたのはどうなのだと聞いているのだけれども、国会と同じで違うことを言っても1回は1回だから表現かえてしゃべりますけれども、現実的には日方には建たなかったのか。

それから、あの1ゾーンはどうするのですかと聞いているのだけれども、何もお答えをいただいていないのですけれども。病院、老人ホームの1ゾーンを福祉ゾーンと考えます、だから何を建てたいのかが全然わからない、福祉ゾーンって何なのですか。福祉ゾーンって町長わかっているの、福祉ゾーンって何ですか。福祉って何ですか。福祉ゾーンって何ですか。現実的に答えていただいていませんよ、福祉ゾーンって。

福祉は、何者も平等に暮らせる町という意味なのです。だから、どこに住んでも福祉ゾーンなのです。そうですね、福祉課長。福祉ってそうですね、違いますか。そうですね、何事も福祉に、そこで暮らせるように、そこを福祉ゾーンにしたいのだったら、あとの所は福祉ゾーンでもなければ何でもないので。あそこには何を今度、建てたいのですかと、あのゾーンを。福祉ゾーンってわかりますよ、青ビジョンもないのに何を言っているのですかと言っているのです。

ですから、今後、ビジョンづくりをしていただけるのですか、ただ町の10カ年計画だけでやるのですかと聞いているのです、議長しっかり頼みますよ。そこら辺は、僕は賛成はするよ、現実的にはこれから実施設計に入ります。課長、実施設計入るよね、入るのだから、あそこは障害者の方も入れる、今、町長言ったとおり、こういう方も、高齢者の方も、それから今、同僚議員がバリアフリーにしたい、高低差80センチある、大丈夫か、掘るのだから大丈夫だ、埋めればいいのか、土をどこかから持ってこなくても掘ったら基礎を入れるのだから、その平米数を考えたら埋め立てはできる。現実的に、ですから今後、僕が考え

るのはあそこは1ルームですよ。それから単身者用でなくて、夫婦というか、高齢者用というか、それが2棟ですよ、我々説明いただいたのは。本当にそれがいいのかどうか、僕、町長が福祉ゾーンという言い方をしたときに、本当に1ルームでいいのだろうか、ここら辺の論議はされたのだろうかという部分、そういう論議をしてほしいのですよ、現実的に。

ただ、あの図面を引くだけではなくて、将来、それでは障害者も入れるよ、これもこうだよ、そうしたらこれをちょっと変えることによってこうなるのだよと、これは公営住宅法で規約か制限がかけられているのでしょうか、多分。多分、こういうものをつくれと、これはないですか、あるのかないのか。現実的には西田議員は2階建てとか出ていたようですけども、それもちょうと答弁、聞いていたけれども、公営住宅基本法みたいなものがあるのでしょうか、補助金が出るのだから。これには、これしか建てられないのだよという網がかかっているのかどうか、お聞かせをください。

それから町長には、福祉ゾーンのグループホームをつくるのか、老人ホームをつくるのか、ケアハウスをつくるのか、こういうもののイメージが頭の中におありになるのか、お聞かせをいただきたい、2点。

○議 長

今の規制、工事に対する規制がちょっときっちりしたあれが書類が確認できないので、確認しますということで、後ほど。

その福祉ゾーンの関係、青写真の関係、町長の構想の中であるのかどうか、先ほどいろいろな人と相談しながらというこれからの話みたいになっているのですけれども、もう一度その辺を含めて酒森町長。

○酒森町長

私が申し上げている福祉ゾーン、医療ゾーンということで、その中に構想があるのかというご質問をいただきました。

大樹町が進めております住生活基本計画の中では、正直申し上げて高齢者住宅の建設という部分には明確には考えはなかったというふうに思っております。

私も今回の第3期の介護保険福祉計画、高齢者福祉計画の策定で多くの委員からご意見を出されて、審議される内容について私も出席をさせていただきました。

介護保険の保険料が増額になっていくということで、その中で介護保険を適用されない、まだ軽いサービスで生活ができる皆様がいらっしゃる、介護保険に至らないまでも、その前に安心して暮らせるような施設づくりがあったらいいねというお声もいただきましたので、私が思う高齢者住宅というのは、簡単なサービスを受けて、お一人、またはご高齢者がお2人の家族で健やかに暮らしていけるような、そういう集合的な高齢者住宅ができないかなというふうに考えているところでもあります。

福祉ゾーンとはいかがかというご質問がありましたが、私は町民の皆様が安心・安全に医療、または買い物、いろいろな部分でお暮らしができるような、そういうエリア、そういう地域をあそこに構築できればなというふうに思っております、そういう施設の中の中核的

な施設として高齢者向けの住宅も地域に配置をしたいなというふうにもくろんでいるところでもあります。

それ以外については建設課長のほうから説明いたさせます。

○議 長

休憩します。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時50分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

小森建設課長。

○小森建設課長

補助金の関係でございますけれども、公住に関しましては1階、2階、3階、5階でも特に補助金の縛りはございません。

その中で、うちが今、平屋を建設中でございますけれども、やはり入居される方が高齢者の方がほとんどであるという状況を踏まえまして、やはり平屋で、ある程度、高齢者の方にも配慮した住宅がよいということで平屋の住宅を計画させていただいております。

2階建て、3階建てで木造住宅で建設は可能でございますけれども、どうしても2階、3階となりますと生活音、いろいろな音だとか、そういった面で苦情も多いと予想されます。現状でもそういった苦情が数々寄せられているところでございます。

そういったこともありまして、現状では平屋の住宅ということで進めさせていただいております。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

町長、450万円、これから設計をするわけです。今、私も含めてですが、いろいろ疑問を感じている方、夢を持っている方おりますので、どうかこれは設計をした中間では我々にもお示しをいただけないかどうか、我々の意見も若干お聞きをいただいた上で、我々の思いの設計も組み入れていただくよう、予算は通ったけれども後はおまえらは言うなということになりますので、ここでお約束を一度していただければありがたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。これでやめますので、頼みます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

この予算を認めていただければ、これから実施設計の作業に入ってもらいますが、その中でぜひその実施設計の内容等お示しをさせていただいた上でご意見を伺いたいというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

4 ページの水産振興費、これ 28 万円で上がってきているのですけれども、これは大樹町が 28 万円で、広尾とか大津、それから豊頃も同じような金額なのでしょうか。

それと、漁組なんかもこういうふうにして割り振りをして出資金を出しているのか、また、例えば漁業者である人たちがマツカワの水揚げをした中の何%をこれにつぎ込んでいるのかということを知りたいのですけれども。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

負担割合でございますけれども、4 町 3 単協でそれぞれ折半をしているところでございます。

それぞれ自治体、そして漁組さんで組合数等々、負担割合を設定しているところでございます。

また、マツカワの割合ですか、今ちょっと手元に資料がないものですから、後ほど確認をしたいと思います。

以上でございます。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

金の問題ではなくて、マツカワが水揚げしているのであれば、それに合わせてもらっていますよだけでもかまわないのですけれども。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

ご承知のとおり、大樹町でもマツカワのほうの水揚げというのは確認をされていますし、実際問題、水揚げのほうされております。

数量的なものは、申し訳ございません、ちょっと今、把握をしてございません。

以上でございます。

○議 長

漁業者が、マツカワの漁業者がそこから出しているのかという、その数字、今わからなく

でも出しているかどうかだけわかれば。

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

負担金の関係でございます、私ちょっと勘違いしておりました。

今回、4町と3単協がそれぞれ負担をしております、漁業者からの負担はいただいております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、お手元に配付のとおり、議案第77号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第5号)に対して、杉森俊行君、船戸健二君から修正の動議が出されました。

この際、提出者の説明を求めます。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

議案第77号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第5号)に対する修正動議を地方自治法第15号5条の3及び会議規則第16条第2の第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

船戸議員とともに修正案を提出しましたので、私から説明を申し上げます。

議員各位のご審議をいただきたいと存じます。

初めに、修正動議の提出理由について説明をいたします。

この案件は、日方団地の建て替え、移転のことと認識しております。昨年の議案、議決の中に国道を挟んで10戸ほどを新築し、旧住宅人の移設が済み次第、旧住宅を解体し、跡地に新たに町営住宅をつくり、随時推進する案が議会を通過いたしました。

この案件に沿って事業を進むべきではないか、また、住民のアンケートもとってあるとの説明でしたが、南町、麻友地区は大樹町の市街地の南に位置し、老朽化した大規模公営住宅団地の日方団地が立地し、周辺には空き地が目立つ上、下水道の本管、各基線が整備されているものの、各棟には接続が進んでいない状態です。

また、一部には狭い道路など、道路基盤が整備されていない住宅地も見られるなど、人口が減少する中で郊外型、市街地における基盤整備をどのように行うべきか課題がある地区です。

このような現状を踏まえ、空き地が増加し、民家、公営住宅の老朽化や地区人口の高齢化が進む郊外地の基盤整備や地域の集約、再編のモデルケースとなる地区として位置づけであります。

モデルケースということは、将来の町の方向性が成功するか、不成功するか重大な案件であり、町、議会、民間等と十分話し合う必要があるのではないかというふうに考えます。

次に、移転先であります。旧車庫跡地につきましては、医療福祉施設が形成されつつある地区です。今後も集積をするべきと私も思います。

よって、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、特老、介護養老型医療施設、病院等が集積していますので、認知症対応型共同生活介護グループ、グループホームと言われているものです。サービス付高齢者向け住宅等の病院等の協力機関の必要な施設建設には賛同いたしますが、一般的町営住宅建設には反対いたします。

3番目に旧車庫跡地と比較されました、大樹交通公園周辺の準工業地域については、歩いて生活できる利便性が高く、コンパクトな都市機能の集積を目指し、順次、住居への用途地域の変更を図り、緑豊かな住宅地の形成を図ります。

交通公園周辺は、下水管の埋設、旧駅舎跡地の解体、道路整備等に約9,000万から1億の経費が見込まれるという説明がありました。

しかし、この土地を金をかけて整備しないと将来的にも使用不可能な土地です。このようなことがあるのであれば、近年、大樹町の貯蓄高が3億円前後に下がったときがあります。近々の貯蓄高は約25億前後と認識しております。多い、少ないを論ずる前に、土地の固定資産税や補助金等を勘案し、この土地が使用できるように実現するものであれば、早急に取りかかるべきではないか、後々にかかる経費が少なくなると思います。また、旧車庫地の跡地は道路用地5メートル幅がありますが、この用地の使用方法をどのように考えているのかお尋ねいたします。

私がこの修正動議を用いた資料は、町議の方々もご存じと思いますが、この資料でございます。これは、平成27年4月に北海道大樹町が発行しているものです。これによりますと、町長はこういうことをよくご存じだと思います。

大樹町都市計画マスタープランです。これの48ページ、53ページ、56ページ、57ページに記載されています。これが4月に改訂版が出されました。2月にたしか普通の版が出たのですが、平成13年から平成35年間の25年間のたしかこれは計画だと思えますが、平成26年、27年にかけてこれは10年間のサイクルで改訂版を出したものです。これはまだ出て半年もたたない案件なのです。それで、先ほどから同僚議員からも出ているように、すぐ1年もたたないうちにころころ変わっていいものなのかというほうに私も思います。

また、本日の所管事務調査でも私たちはちょっとわかりませんでした。その中でもこういうふうな交通公園などの整備をしてつくるべきではないか、そして同僚議員が言いました、伊藤さんとの交換した土地などがこの56ページにあるとおり、ここにあるとおりオレンジ色で囲まれている線は医療関係の建物を建てるというような、前町長の案でございますので、これはやはり1年もたたないうちに、それをころころ変えるのであればちょっと私たち町議としても、今までの案件が何だったのかというように感じます。

特に、この車庫地跡地は80センチも段差があるというような意見も出ています。それであれば、交通公園のほうに1億円の金をかけても、私、大体計算した感じでは最大50何戸の住宅がつかれると思います。

そうして、これは柏木町、松山、そして双葉町の住宅も年々老朽化してくるという話も聞いています。

そういうことを受け入れるためにも、こういう土地を更地にして町営住宅が使えるような状態にしておいたほうが将来的に私はいいのではないかというふうに考えます。

そして日方団地のことですが、これは建て替えをしていくということでモデルケースというようになっています。これは、私たち議員の中でも一般質問でよく出てきましたが、バスを回すとか、買い物のためのバスを回すとか、病院に運ぶためのバスを回すとかという一般質問が出てきたやつがこれからこういうものが実現していくのではないかというふうに考えます。

特に柏木町も双葉町も松山町もバスで動かなければ、買い物とか病院に行く人たちが大変困る時代がもう2、3年後に来ると、特に団塊の世代が75歳を過ぎるのはもう10年もたたなくて来るということですから、そういう関係からちびちびやらないで、大きい規模で、1億かけてもいいから将来的にはこうやるのだと、同僚議員も言っていたとおりに何をやりたくて、何を考えているのだということをもっとアピールすべきだと思うのです。そのために私は1億円をかけても交通公園は更地にすべきだというように考えています。

次に、お手元の資料をご覧いただきたい思います。議案第77号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第5号)の一部を次のように修正する。

第1条、中、1億2,448万4,000円を1億1,998万4,000円に、61億2,683万8,000円を61億2,233万8,000円に改める。

第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。14款国庫支出金、国庫補助金、補正額225万円をゼロ円に減額する。合計1億3,395万4,000円に改める。

19款繰越金、1項繰越金、3,916万7,000円を3,691万7,000円に改める。計1億193万2,000円を9,968万2,000円に改める。

歳出、第8款土木費、5項住宅費、補正額450万円をゼロ円に減額する。計1億5,534万8,000円を1億5,084万8,000円に改める。

歳出合計、補正額1億2,448万4,000円を1億1,998万4,000円に改める、計61億2,683万8,000円を61億2,233万8,000円に改める。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書総括、歳入14款国庫支出金、263万4,000円を384万円に改める。計3億652万3,000円を3億427万3,000円に改める。

19款繰越金、補正額3,916万7,000円を3,691万7,000円に改める、計1億1,932万円を、9,968万2,000円に改める。

歳入合計、補正額1億2,448万4,000円を1億1,998万4,000円に改める。

合計61億2,683万8,000円を61億2,233万8,000円に改める。

歳出、8款土木費、補正額450万をゼロ円に減額する、計6億2,410万1,000円を6億1,960万1,000円に改める。

財源内訳、特定財源、国道支出金225万円をゼロ円に減額する。一般財源225万円をゼロ円に減額する。歳出合計、補正額1億2,448万4,000円を1億1,998万4,000円に改める。

合計61億2,683万8,000円を61億2,233万8,000円に改める。

財源内訳、特定財源、国道支出金を8,457万4,000円を8,232万4,000円に改める。

その他の財源1万5,000円、一般財源3,989万5,000円を3,764万5,000円に改める。

歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、補正額225万円をゼロ円に減額する。計8,939万7,000円を8,714万7,000円に改める。

節、区分に住宅管理費補助金、金額225万円をゼロ円に改める。

説明、社会資本整備総合交付金225万円をゼロ円に減額する。

計、補助金225万円をゼロ円に改める。計1億3,620万4,000円を1億3,395万4,000円に改める。

19款繰越金、1項繰越金、補正額3,916万7,000円を3,691万7,000円に改める、計1億193万2,000円を9,968万2,000円に改める。

節、1、前年度繰越金3,916万7,000円を3,691万7,000円に改める。

説明、前年度繰越金を3,916万7,000円から3,691万7,000円に改める。

合計、補正額3,916万7,000円を3,691万7,000円に改める。計1億193万2,000円を9,968万2,000円に改める。

3項歳出、8款土木費、5項住宅費、2目住宅建設費、補正額450万円をゼロ円に減額する。計1億2,319万1,000円を1億1,869万1,000円に改める。

補正額の財源内訳、特定財源、国道支出金225万円をゼロ円に減額する。一般財源225万円をゼロ円に減額する。

節、区分、委託料450万円をゼロ円に減額する。

説明、寿町団地実施設計業務450万円をゼロ円に減額する。

計、補正額450万円をゼロ円に減額する。計1億5,534万8,000円を1億5,084万8,000円に減額する。

特定財源、国道支出金225万円をゼロ円に減額する。一般財源225万円をゼロ円に減額する。

以上でございます。

議員皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、修正動議を含めた歳入歳出の全般の質疑を行います。

質疑はありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭君

ただいまの修正動議ですけれども、杉森議員に伺います。短く伺います。

まず、杉森議員は街なかに公住を持つてくることは決して反対しているわけではないと思うのです。ただ、寿団地に持つてくるのがだめで、鉄道公園に持つてこいというご意見かと思えますけれども、そういう感じでよろしいでしょうか。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

私はできましたら日方団地のほうでやるということが決まりました。それが先の町長の説明で工業団地として売るといようなことがあって、なかなかできないという説明がありましたので、それはある程度わかります。

けれども、この交通公園は準工業団地ということでございますので、このマスタープランですか、これすごくよくできたプランだと私は読んで感心しております。そういうことでありまして、1億円近くの間設備がかかると思いますが、できましたら私はそのところに団地を持つてきて、工業団地ではなくて交通公園に持つてくるということに賛成しているのです。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭君

議員おっしゃってございました川南団地、今、第2団地に移設して、順繰り順繰り壊して建て替えるということは私も伺っております。

その後、議員協議会等で議会からやはり街なかに持つてくるべきではないかと、そういう議論もされてきました。

今回、寿団地に持つてくるようになったのは、そういったことからあるかと思えます。

私も鉄道公園がいいなと思ったのですけれども、やはり経費だとか、今すぐできない、そういった事情も聞いております。そうならば、いち早く建てて、早く川南団地を整備をする、ということが必要だと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

それは先ほど説明したとおり、病院の近くは医療とか、福祉施設が形成されているということで、そういうようなもの、例えばグループホームとか、介護付老人アパートとか建てるものに対しては私は反対しません。

それはなぜかという、その地区は医者とか介護士、看護師たちが常時近い場所にいるということでございますので、同僚議員から出たとおり、そのところを私としては医療を支える住宅施設をつくっていったほうがいいのではないかと青写真というものを私自信も持っていますので、そういうことがあります。

交通公園に金がかかると言いますが、ずっとやらなくてもいずれかかってくることになるのです。それで、先ほど説明したように3億しか金がなかった貯蓄が今、25億ぐらいあるといいます。それで1億かけてもいいから、今やっておくと将来的にチョビチョビやるのではなくて、今やっておいたらいかなものですかということなのです。

そうすれば、これからの住宅を建てる23戸建てるにしても、一々ちよびちよびやっていくことはない、そこに集約できるのではないかと気持ちがありまして、この意見を述べているのです。

○議 長

高橋英明君。

○高橋英昭君

最後の質問です。

私も病院の近くにそういった医療施設を持っていることについては賛成です。

ただ、公営住宅を持つてくることも、また先ほど同僚議員もありましたように高齢者だとか障害者の方が住まわれれば、それは病院に近いほうがいいわけで、決して医療施設だけを持つてくるだけがそういった寿団地ということでの活用はないと思いますので、そういったことで私は考えておりますけれども、その辺についていかなものでしょうか。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

私も公営住宅を持つてくるのは反対ということではないのですけれども、ただ、日方団地は書いてあるとおりモデル事業なのです。モデル事業。

ということは、これから柏木町も松山も双葉もなるのですよ。そして同僚議員が言うようにバスというのですか、循環バスを走らせたかどうかということを一問でも何年も前から言っている人はいます。

そういうことも考えてやるとか、食品を買う場所が、私の考えでは今、大樹町4カ所しかないのです。それが10%になったら2つ残るかどうかわかりません。

そういうことも考えて言うことは、要するにモデル地区だということです。柏木町も建て替えるわけにはいかないのです。すぐに、そういうことでモデル地区なので、そういうシステム、バスで歩くとか、食品を売りに来る人、それは民間でやるのか、町でやるのか、町でお願いするのかわかりませんが、そういうことを考えていかないと立ち行かなくなるのではないかと私は考えているのです。これ、それこそ5年、10年のスパンで考えていることですから。私の意見はそれです。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

同僚議員にお聞きをします。

公営住宅はつくることは賛成なのかどうか、まず1点。それから2点目、今の議案と大分違うこととお話をされていたと思うのですが、バスを通せとかあとかいいうことが出ていましたが、公営住宅をつくることに反対、今、同僚議員も聞いていましたがちょっと説明がわかりません。イエスかノーか、この場所ではだめだというふうにお答え、それから公営住宅をつくることは反対というふうにご理解していいのかどうか、お聞かせください。

○議長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

今の寿町につくることに対しては反対します。それは12月からの前町長のときにみんながこれで賛成して通ったわけです。それを1年もたたないうちにこういうふうに変えるということは、私は議会としての信用性がなくなるし、町民に対して説明ができないと思いますから。

○議長

安田清之君。

○安田清之君

それでは今、公営住宅を建てることはだめだと、それでは入っている方が入れない状態が起き得る可能性があると思うのですが、その場合、どのようなお考えで反対になっているのか、入るところがなくなったときはどういうふうにするのか、お考えを。そして、どの場所がいいのかお聞かせをください。

○議長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

私は寿町の車庫あたりにつくるのが反対であって、日方につくることは何も反対していません。そのほかにも皆さんで協議するなり、交通公園がいいのであればいいし、プールの前につくるのも別に反対しません。寿町の車庫跡につくる一般の住宅をつくることには反対しています。

○議長

安田清之君。

○安田清之君

今、聞くと寿だけが反対、あとはつくることは賛成という認識でよろしいですね、今後、この事案が、違う事案が出てきたときにこうだ、ああだということはないというふうにご理

解してよろしいですね。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

はい、よろしいです。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般の質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

お諮りします。

討論は、議会運営基準96で、初めに原案賛成、次に原案及び修正案反対、次に原案賛成、次に修正案賛成の順で行う規定となっておりますが、本会議においては、先に修正案に対して反対討論、賛成討論、次に、原案について反対討論、賛成討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、討論は、先に修正案に対して反対討論、賛成討論、次に原案について反対討論、賛成討論を行うことに決しました。

それでは、修正案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭君

ただいま議題となっております、議案第77号の平成27年度大樹町一般会計の補正予算(第5号)の修正案に反対する立場で討論します。

修正案は、平成28年度に建設を予定している日方団地公営住宅建て替え移転に伴う寿団地建設事業の実施設計業務の補正予算案を、全額削除する内容の修正案であります。

日方団地公営住宅の建て替えについては、既に川南第2団地として、平成26年度から建設し、6世帯が移転しており、平成27年度では2棟建設中であり、6世帯が移転を予定している状況にあります。

原案の寿団地建設は、平成26年度において改定した大樹町都市計画マスタープランに基づいたコンパクトなまちづくりを推進しており、街なかへの建設案として提案されております。

今回の建設予定地は病院、調剤薬局、らいふなどの福祉施設が隣接し、高齢者世帯や子育て世帯の方々も安心して住めることができ、商業施設などの利用においても、比較的近い位置にあるほか、町道21号線とのアクセス、上下水道などのインフラ整備状況もよく、入居者に対する配慮とした建設位置と考えます。

よって、原案を支持する立場から、平成27年度大樹町一般会計の補正予算(第5号)の修正案に反対いたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

反対討論なしと認めます。

これをもって、修正案の討論を終了いたします。

次に、原案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、原案の討論を終了します。

これより、議案第77号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第5号)についての件を採決いたします。

まず、本案に対する杉森俊行議員、船戸健二議員から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立2名。

起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立8人。

起立多数であります。

よって、本案は、可決されました。

◎日程第20 議案第78号

○議 長

日程第20 議案第78号平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第78号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回の補正は歳入歳出それぞれ644万6,000円の追加補正でございます。

内容につきましては、保健福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第78号平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ644万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億7,622万2,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額395万7,000円の増。これは、平成26年度の介護保険給付費が確定し、余剰金が生じたので翌年度以降の給付費に備えて全額、基金へ積み立てるものです。

今回、395万9,000円を積み立てますと、基金の保有額が1,046万9,497円となるものです。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額188万5,000円の増。これにつきましては、平成26年度保険給付費の確定に伴い、介護給付費として交付された交付金を返還するものです。

同じく5款諸支出金、2項操出金、1目他会計操出金、補正額60万4,000円の増。これにつきましても、平成26年度保険給付費の確定に伴い、大樹町の負担率に応じて負担金を返還するものです。

次に、歳入についてご説明しますので、6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額644万6,000円の増となります。

次に、総括の歳出、5ページをお開きください。

歳出です。

4款基金積立金から5款諸支出金まで、歳出合計、補正前の額6億6,977万6,000円、補正額644万6,000円の増、計6億7,622万2,000円でございます。

次に、4ページの歳入です。

8款繰越金、歳入合計、補正前の額6億6,977万6,000円、補正額644万6,000円の増、計6億7,622万2,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第78号平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第79号

○議 長

日程第21 議案第79号平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第79号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回の補正は歳入歳出それぞれ87万4,000円の追加補正でございます。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

瀬尾特老所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

議案第79号平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ87万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億9,461万7,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

2款介護老人福祉施設事業費、1項介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設、補正額87万4,000円の増につきましては、12節の役務費14万7,000円の増につきましては、故障した厨房用のエアコンの処分にかかる手数料と大腸菌検査等の手数料の増によるものです。大腸菌検査の手数料につきましては、冬期間に流行するノロウイルスによる食中毒を防ぐため、調理員に実施している大腸菌検査の際に10月から3月の間に限り月1回、ノロウイルス検査の項目を追加する経費でございます。

18節備品購入費、69万9,000円の増につきましては、20年前から使用している厨房用エアコンが故障し、修理が困難であるため、エアコンの更新にかかる経費でございます。

23節償還金利子及び割引料2万8,000円の増につきましては、昨年12月十勝総合振興局の実地指導を受け、介護報酬の栄養マネジメント加算、1日140円について低栄養状態の高リスク者の記録方法が加算の要件を満たさないとの指摘を受け、自主点検した結果、平成25年6月から平成26年11月の期間に高リスクであった7人の利用者負担分の加算額の1割に当たる1日14円、総額2万8,000円を還付するものであります。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、2目介護老人福祉施設事業収入、補正額24万

9,000円の減であります。

これにつきましては、平成25年6月から平成26年11月までの間に誤って受領した栄養マネジメント加算の介護給付費9割相当分を町に返還するもので、介護給付費は国保連合会を通してやりとりし、現年給付費から差し引かれる方法により返還するため、収入を減額するものです。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額112万3,000円の増。これは前年度繰越金を充当したことによります。

次に、総括5ページの歳出をお開きください。

2款介護老人福祉施設事業費、歳出合計、補正前の額3億9,374万3,000円、補正額87万4,000円の増、計3億9,461万7,000円となります。

次に、4ページの歳入です。

1款サービス収入から4款繰越金まで、歳入合計、補正前の額3億9,374万3,000円、補正額87万4,000円の増、計3億9,461万7,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

この2万8,000円、還付するという協議会で説明を受けました。町民の方に誤解を与えたら困りますので、きちんとその部分はやることはやっていたと、記載ミスでございましたというふうに、還付というふうを書くともた還付金と単純にお書きになる方もおられますので、その内容はきちんと説明をするようお願いをしておきます。

これは、道の監査の甘さ、ずっと前からあったわけですから、道の監査が監査の方の能力がなくて、指摘が受けなくて、次に来た方が指摘をしていったということでご理解をしておきますので、道にも今後、こういうときには始末書というのですか、注意処分では普通は還付まではないだろうと、自分の同僚方が見つけられなかったものを見つけて還付してやれという話はちょっとやり過ぎかなと、指導をしていただくよう道にも議長会からこういうミスがあったのだから、議長会から監査委員に言っていただいて、議長会からこういうときには、こういうことにならないように記載ミスですから、こういう要望、道の職員が悪いのだから、うちの職員が悪いのではない、職員が見つけられなかった、次に来た方が見つけたのだから、それは道の責任であって指摘もできなかった、注意もできなかった、これは指導機関としてあるまじき行為であるのだから、議長会から十分、道に申し入れをしていただくよう議長お願いしておきます。

それでやめますから、議長よろしいですか。

○議 長

一応、各議長さん等に情報を聞いてから判断したいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

簡単なことを聞きたいと思います。

9ページの役務費の大腸菌等の検査手数料なのですが12万円計上されております。人数と単価を教えてくださいたいと思います。それとその範囲、それから一定の期間内にやるものですから、雇用の関係とかでいろいろあった場合にはまた補正を組むという考えなのかどうかもお聞きしたいと思います。

○議長

瀬尾特老所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

人数ですけれども、調理員、臨時の調理員を含め9名と栄養士1名で10人で、単価が2,000円で、6カ月ということで12万円になります。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

9ページの備品購入費、69万9,000円なのですが、これはエアコンというふうに聞きましたけれども、これは一般用のものなのか、それとも業務用のものなのか、それと私たちの平米数、何平米に対処できるものなのかというのを聞きたいのですけれども。

○議長

瀬尾特老所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

業務用の厨房用のパッケージエアコンというふうになっておりまして、今、ついているものと同様のタイプの天井からのつり下げ式といいますか、壁に設置するようなタイプのものになっております。

平米数といいますと、ちょっと手持ちの資料がないのですが、すみません。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第79号平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎日程第22 議案第80号

○議 長

日程第22 議案第80号平成27年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第80号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）をお願いするものでございます。

今回の補正は、資本的収入及び支出の部で、過年度分損益勘定留保資金を2億1,880万円に改め、支出では70万円の増の補正と棚卸資産の購入限度額を1,207万円に改めるものでございます。

内容につきましては、水道課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

それでは、議案第80号についてご説明させていただきます。

平成27年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）についてですけれども、第2条の資本的収入及び支出では、過年度分損益勘定留保資金を2億1,880万円に改めることとし、補正額は資本的支出を70万円増額するものでございます。

第3条では、棚卸資産の購入限度額を1,207万円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、10ページ、11ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費、補正予算額70万円の増、これにつきましては新規メーター器の購入費でございますが、今年度は集合住宅などの新築件数が多く、規定の予算では不足する見込みとなるもので70万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金で、補正予算額70万円の増でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第80号平成27年度大樹町水道事業会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第81号

○議 長

日程第23 議案第81号平成27年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第81号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)をお願いするものであります。

今回の補正は、収益的収入及び支出の部で、収入、支出ともに128万円の増額補正でございます。

内容につきましては、病院事務長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

伊勢病院事務長。

○伊勢病院事務長

それでは、議案第81号平成27年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)について説明いたします。

今回の補正は、10月から皮膚科専門外来の開設にかかる経費と、それに伴います外来収益の増額について補正をお願いするものであります。

1ページをご覧ください。

議案第81号平成27年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)について、第1条、平成27年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成27年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算(第3条)に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益、補正予定額128万円の増。

支出、第1款病院事業費用、補正予定額128万円の増とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、10ページ、11ページをお開きください。

収益的収支の支出の部、第1款病院事業費用、第1項医業費用、3目経費128万円の増、内訳は賃借料で1送迎用のタクシー借上料として31万円の増、委託料で皮膚科医師の派遣委託料として97万円の増となっております。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

収入の部、第1款、病院事業収益、第1項医業収益、2目外来収益、128万円の増で、皮膚科の診察に伴います診療収入の増額を見込んだものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹君

11ページの委託料で97万円ということなのですが、これは半年とかの分のトータルでの97万円なのですか、それとも1回何ぼで積み上げて97万円なのでしょう。

○議長

伊勢病院事務長。

○伊勢病院事務長

今回の補正につきましては、10月から3月分の診療にかかわる部分でありまして6カ月、月2回の医師が派遣されるということでありまして、1回当たり8万500円をお支払いするという形で、その12回分でございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

すみません、私も今ちょっと聞き違ったのですが、逆を考えていけば、タクシーの借り上げ料は要するに6カ月で月2回ということで計算してよろしいのですか。

○議長

伊勢病院事務長。

○伊勢病院事務長

タクシーの借上料につきましても、月2回、6カ月12回分で、1回当たり2万5,600円となっております。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第81号平成27年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時54分

平成27年第3回大樹町議会定例会会議録（第2号）

平成27年9月8日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 認定第 1号 平成26年度大樹町一般会計決算認定
第 3 認定第 2号 平成26年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定
第 4 認定第 3号 平成26年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定
第 5 認定第 4号 平成26年度大樹町介護保険特別会計決算認定
第 6 認定第 5号 平成26年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定
第 7 認定第 6号 平成26年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定
第 8 認定第 7号 平成26年度大樹町水道事業会計決算認定
第 9 認定第 8号 平成26年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定

○出席議員（12名）

1番 船戸健二 2番 齊藤徹 3番 杉森俊行
4番 松本敏光 5番 西田輝樹 6番 菅敏範
7番 高橋英昭 8番 安田清之 9番 志民和義
10番 阿部良富 11番 柚原千秋 12番 鈴木千秋

○欠席議員（2名）

10番 阿部良富(午前) 8番 安田清之(午後)

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人	副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行	企画課長兼 商工観光課長兼 地場産品研究 センター所長	黒川豊
町民課長兼 税務課長	林英也	保健福祉課長 兼南十勝子ども 発達支援センター 兼町立保育所長	村田修
農林水産課長兼 町営牧場長	瀬尾裕信	建設課長	小森力

水道課長兼 大樹下水終末 処理場長	鈴木敏明	会計管理者兼 出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢厳則	特別養護老人 ホーム所長兼 老人デイサービス センター所長	瀬尾さとみ
教育長	浅井真介	学校教育課長兼 学校給食セン ター所長	吉岡信弘
社会教育課長兼 図書館長	角倉和博	農業委員会 会長	鈴木正喜
農業委員会 事務局長	森博之	代表監査委員	澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	山下次男	係長	鎌塚喜代美
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

11番 柚原千秋君

1番 船戸健二君

2番 齊藤徹君

を指名いたします。

◎日程第2 認定第1号から日程第9 認定第8号

○議長

日程第2 認定第1号平成26年度大樹町一般会計決算認定についてから日程第9 認定第8号平成26年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○酒森町長

ただいま議題となりました認定第1号から認定第8号まで、一括上程されました決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

認定第1号は平成26年度大樹町一般会計の決算認定でございます。認定第2号は平成26年度大樹町国民健康保険事業特別会計の決算認定、認定第3号は平成26年度大樹町後期高齢者医療特別会計の決算認定、認定第4号は平成26年度大樹町介護保険特別会計の決算認定、認定第5号は平成26年度大樹町介護サービス事業特別会計の決算認定、認定第6号は平成26年度大樹町公共下水道事業特別会計の決算認定、認定第7号は平成26年度大樹町水道事業会計の決算認定、認定第8号は平成26年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の決算認定で、8会計についての決算認定をお願いするものでございます。

さきに、会計管理者から決算書の提出がありましたので、水道事業及び病院事業につきましては6月5日に、その他の会計につきましては7月24日に、それぞれの審査をお願いすべく監査委員さんに提出をいたしました。

監査委員さんにおかれては、7月15日から8月20日まで延べ19日間にわたり、8会計の内容審査をいただき、お手元にお配りの意見書の提出をいただいておりますので、今回、8会計の決算認定をお願いするものであります。

それぞれの会計の内容につきましては、認定第1号については総務課長、認定第2号及び第3号は町民課長、認定第4号は保健福祉課長、認定第5号は特別養護老人ホーム所長、認定第6号及び第7号は水道課長、認定第8号は病院事務長より、それぞれ説明いたさせますのでご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

それでは、これよりその順序に従い、説明を求めます。

まず初めに、認定第1号平成26年度大樹町一般会計決算認定について。

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、認定第1号平成26年度大樹町一般会計決算認定についてご説明します。

議案の1ページをお開きください。

平成26年度一般会計決算総括表でございます。

単純に4列目の決算額から6列目の収入未済額についてご説明いたします。

最初に、町税、決算額7億6,635万2,969円、不納欠損額1万4,400円、収入未済額1,593万4,389円、収入割合につきましては、前年度と同じ98.0ポイントでございます。

地方譲与税1億5,691万2円。利子割交付金153万1,000円。配当割交付金318万9,000円。株式等譲渡割所得割交付金170万1,000円。地方消費税交付金7,478万円。自動車取得税交付金1,932万4,000円。国有提供施設等所在市町村助成交付金30万円。地方特例交付金74万3,000円。地方交付税33億8,554万7,000円。交通安全対策特別交付金102万9,000円。分担金及び負担金、決算額1億2,448万4,500円、不納欠損額18万7,870円、収入未済額269万210円、収入割合は前年度より0.3ポイントプラスの97.7%でございます。使用料及び手数料、決算額2億3,256万5,328円、収入未済額681万5,154円、収入割合は前年度より0.2ポイントプラスの97.2%です。国庫支出金4億1,309万5,911円。道支出金5億4,078万762円。財産収入、決算額5,743万1,309円、収入未済額7万5,700円、収入割合は前年度と同じ99.9%でございます。寄附金917万5,000円。繰入金1,065万1,296円。繰越金3億4,675万2,787円。諸収入、決算額1億7,797万2,868円、収入未済額192万5,000円、収入割合は前年度より1.5ポイントプラスの98.9%です。町債10億840万8,000円。

歳入合計では、予算現額74億5,541万2,000円に対し調定額73億6,036万7,455円、決算額73億3,272万4,732円、不納欠損額20万2,270円、収入

未済額2,744万453円、収入割合につきましては前年度と同じ99.6%です。

なお、前年度歳入決算額は73億8,525万616円で、収入済額は前年度に比べ0.7ポイントのマイナスとなっております。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

科目ごとに5列目の決算額と6列目の翌年度繰越額の順でご説明申し上げます。

議会費5,514万9,300円。総務費、決算額13億8,664万8,369円、翌年度繰越額51万5,000円。民生費、決算額7億1,732万5,024円、翌年度繰越額1,910万1,000円。衛生費1億5,833万6,609円。労働費、決算額77万7,903円、翌年度繰越額700万円。農林水産業費、決算額6億9,026万7,517円、翌年度繰越額1億4,730万円。商工費、決算額2億7,852万3,301円、翌年度繰越額5,144万9,000円。土木費5億60万3,695円。消防費、決算額3億2,188万7,377円、翌年度繰越額5,703万9,000円。教育費3億8,944万6,764円。災害復旧費の執行はございません。公債費8億22万3,834円。諸支出金、決算額17億4,664万456円、翌年度繰越額164万3,000円。予備費の執行はございません。

以上、歳出合計では、予算現額74億5,541万2,000円に対し決算額70億4,583万149円、翌年度繰越額2億8,404万7,000円、不用額1億2,553万4,851円で、予算現額に対する歳出執行率は、前年度から1.0ポイントマイナスの94.5%でございます。

なお、前年度歳出決算額は70億3,849万7,829円で、執行額は前年度に比べ0.1ポイントのプラスでございます。

歳入総額73億3,272万4,732円から歳出総額70億4,583万149円を差し引いた残額は2億8,689万4,583円で、このうち繰越明許費繰越額3,619万1,000円を差し引いた2億5,070万3,583円を平成27年度会計に繰り越しするものでございます。

次の3ページでございます。

款ごとの歳出決算額を性質別に分類した表をつけてございます。

一番下の構成割合、下段の構成割合が、前年度に比べて大きく変動している主な要因について、簡単にご説明いたします。

中段ほどの列の維持補修費でございます。維持補修費につきましては0.5ポイントのプラス、これは主に土木費におけます除雪や道路維持業務の増加によるものでございます。その横、扶助費につきましては0.4ポイントのプラスは、民生費における臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金事業によるものでございます。補助費につきましては9.1ポイントのマイナスとなりましたが、これは平成25年度において農林水産業費で執行いたしました農業生産法人への国庫補助金の減額、諸支出金で計上した北海道市町村備荒資金組合に対する超過納付金の積み立ての減額によるものでございます。普通建設事業につきましては

5.6ポイントのプラスとなりましたが、これは主に総務費に計上した旧歴舟小、旧中島小を改築し、コミュニティセンターにするための改築経費。それから、商工費に計上いたしました晩成温泉のバイオマスボイラー等の導入工事費。それから、土木費に計上させていただきます川南地区での公営住宅改築工事によるものでございます。そのほかの2.8ポイントのプラスにつきましては、商工費の中小企業振興のための預託運用資金の貸付金及び諸支出金のうち、財政調整基金への積立金の増加によるものでございます。

続きまして、別冊の決算附属資料についてご説明申し上げます。

表紙が平成26年度大樹町各会計決算附属書類というものが別冊でついているかと思えます。それでは、続きまして決算附属資料について簡単にご説明申し上げます。

最初に、1ページをお開きください。

1ページの財産に関する調書でございます。土地の増減につきましては、取得した土地が1筆1,914平方メートル、新たに保存登記を起こしたものが3筆1万5,558平方メートル、寄附をいただいたものが1筆630平方メートル、錯誤により道路用地に含んでいたものが1筆396平方メートル。以上、1万8,498平方メートル増加に対しまして、売却した土地が1筆1万6,278平方メートル、分筆5筆等による減少面積が3平方メートル、合わせて1万6,281平方メートルの減少となり、差し引きまして2,217平方メートルの増加となるものでございます。

(2)の建物につきましては、町立病院や宇宙交流センターSORAなどを新改築したものの、新改築して増えた建物が5棟、4,371平方メートル増加してございます。解体した建物が15、5,338平方メートル減少してございます。売り払いを行った建物が1施設83平方メートル、錯誤による減少面積が4平方メートルで、合計で5,424平方メートルの減となり、差し引きまして下段右側の1,054平方メートルの減少となったものでございます。

2ページをお開きください。

(3)の山林ですが、面積の増減はなく、立木の推定蓄積量につきましては、2万1,232立方メートル増えてございます。この増加量は、前年から3.6%の増ということになります。

その下、(4)有価証券、(5)出資による権利の変動につきましてはございません。

次に、3ページでございます。

2、物品ですが、車両につきましては小型乗用車を2台処分し、4台を購入してございます。小型貨物車、バン型の乗用なのですが、2台を処分してございます。それから、特殊用自動車のうち除雪専用車1台を処分してございます。以上、差し引き1台の減少となるものでございます。

次に、基金ですが、公共施設整備基金、農林水産業振興基金、過疎地自立促進基金から合わせて970万円を繰り入れしてございますが、歳計剰余金、寄附金、利子などを新たに積み立てた結果、一般会計では前年対比14.0%、3億3,459万3,027円増の27億

2,551万6,271円となりました。

なお、昨年度からお礼の品を返しておりますふるさと納税につきましては、附属資料の35ページに掲載してございますが、436件、487万5,000円となりまして、全額を魅力あるまちづくり推進基金に積み立てしてございます。

また、このほかに財政運営に充当可能な資金といたしまして、同じ決算附属資料の55ページに書かせていただいておりますが、北海道市町村備荒資金組合負担金というのがのっかってございます。随時、必要に応じて支消できますというか、返還を求められる経費といたしまして、超過納付分の11億4,477万462円を預け入れてございますので、実質的な基金残高につきましては、これらを合わせました38億7,000万円程度ということでご報告を申し上げます。

そのほかの附属資料につきまして、4ページから66ページに病院と水道会計を除く6会計の主要成果報告を、それから後ろのほう67ページには地方債の現在高調書、68ページには債務負担行為額調べを、69ページには主な公共施設の管理運営経費等の資料を添付してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上をもちまして、平成26年度一般会計の概略説明とさせていただきます。

○議 長

それでは、事項別明細書のほうに入っていきます。

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは続きまして、平成26年度大樹町一般会計歳入歳出決算の事項別明細につきまして、款・項・目ごとに順次、担当課長よりご説明させていただきます。

最初に、歳出より説明申し上げますので、事項別明細書の62ページ、63ページをお開きください。

1款議会費1項議会費1目議会費、ともに同額の5,514万9,300円、議員報酬、共済費、その他議会活動に要する経費を執行してございます。その下段、2款総務費、支出済額13億8,664万8,369円、繰越明許費51万5,000円、1項総務管理費13億4,257万8,029円、繰越明許費51万5,000円。

62ページから71ページにかかけまして、1目一般管理費9億3,822万6,501円、ここでは特別職を含みます職員の人件費、庁舎の維持管理費、事務経費等を執行してございます。常勤職員につきましては、特別職3名、一般職が延べで89名、事務生10名、再任用職員6名、準職員2名、嘱託職員7名、通年の臨時職員1名で、前年度に比べまして一般職1名の増でございます。一般職員の給料と手当の合計ですが、昨年度に比べまして1,213万8,945円減少してございますが、時間外勤務手当につきましては18万6,676円増加してございます。この主な理由といたしまして、固定資産税の住宅用地に対する課税標準特例措置の適用漏れに対する事務処理対応、それから各種計画の策定に伴います人件費、時間外の増加によるものでございます。このほか職員の旅費や町長交際費、庁舎の維持

管理費や一般事務経費などを執行しており、67ページ、役務費の一番下段でございます。PCB処理手数料につきましては、安定器359台の処分経費として390万960円を執行してございます。現在、保有しているものにつきましては高圧トランス2台、高圧コンデンサー1台で、いずれも低濃度であることが確認されてございますので、処理施設での時限が可能となりますまで、このまま保管を続ける予定でございます。

○黒川企画課長

続きまして、70ページからでございますが、2目文書広報費でございます。301万8,786円の支出でございます。広報たいきの発行経費、あるいは広聴はがき、町のホームページの管理経費を支出してございます。同じく下段でございますけれども、3目財産管理費、支出が5,728万3,641円でございます。町有財産の維持管理経費、地籍システムの管理経費のほか、寿町、双葉町の車庫、あるいは栄通り職員住宅、石坂研修センターの解体経費、寿町の土地の購入をしてございます。

ページが飛びまして、74ページから79ページにかけてでございますが、4目企画費、支出額1,851万1,267円、ここでは十勝圏複合事務組合など広域組織の運営、姉妹都市・友好都市・銀河連邦などの都市間交流、コスモスシンボルガーデンの管理、宇宙交流センターSORAや多目的航空公園管理と航空宇宙産業基地の誘致などの計画費でございます。また、大樹高校活性化対策など、太陽光パネルの導入補助6件を行っております。

地方創生推進事業としまして、まち・ひと・しごと総合戦略推進会議の経費51万5,000円を繰越明許として、27年度に繰り越してございます。

以上です。

○松木総務課長

78ページ、79ページの下段、5目公平委員会費につきましては、執行がございませんでした。

○黒川企画課長

その下段でございます。防犯交通安全推進費でございます。187万2,642円の執行でございます。交通安全指導員や地域交通安全推進協議会の活動経費などを支出してございます。

○松木総務課長

80ページから83ページにかけまして、7目福祉センター費709万4,492円、福祉センターの維持管理等に要する経費を執行してございます。厨房備品のうち炊飯器の故障による更新のため、需用費から備品購入費に流用を行ってございます。

続きまして、82ページから87ページにかけまして8目電子計算費4,129万6,811円、行政事務用の電子計算機に係る経費ですが、13節委託料では85ページに記載してございますが、社会保障税番号制度に伴うシステム改修費といたしまして914万5,440円を執行したほか、14節使用料及び賃借料では業務の一部クラウド化に伴いますデータセンター使用料として761万4,000円を、15節工事請負費では大樹橋の耐震補強に

伴いまして、町内LAN用光ケーブル移設等の工事費331万5,600円を執行してございます。

○黒川企画課長

86ページでございます。9目車両管理費1,338万5,396円を執行してございます。町有車両のうち、各課に属さない車両の管理経費と、町有バスの運行委託経費を見てございます。また、連絡自動車1台を購入してございます。

○松木総務課長

同じく86ページから91ページにかけまして、10目諸費2億6,188万8,493円、これは行政区長さんの報酬や行政区会館の維持管理経費、名誉町民等審査委員会、特別職報酬等審議会、情報公開審査会の運営経費のほか各種団体等への補助負担金、地上デジタル放送難視聴対策経費などを執行してございます。

平成26年度におきましては、旧中島小学校と旧歴舟小学校を避難所機能を持つ地域のコミュニティセンターとして改築するため2億3,243万6,000円のほか、今年度工事を実施してございます旧尾田中学校改築に係る実施設計業務の委託料として663万1,200円を執行してございます。

○林税務課長

続きまして、90ページ、91ページの下段になります。2項徴税费、1目賦課徴収費ともに同額の2,792万1,148円、ここでは税金の賦課徴収に伴います経費の全般を支出しております。93ページ下段の23節償還金利子及び割引料は、過年度の課税額に変更があった場合の還付金などを支出しているものですが、2,530万942円のうち1,577万1,900円を住宅用地に対する課税標準特例措置の適用漏れに対する還付金として支出しております。

次に、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、ともに同額の509万1,092円、ここでは戸籍や住民基本台帳管理業務などに係る費用を支出しております。

○松木総務課長

続きまして、94ページから99ページにかけまして、4項選挙費799万5,250円、1目選挙管理委員会費23万9,840円、選挙管理委員の報酬・旅費等について執行してございます。2目北海道知事・北海道議会議員選挙費212万649円、本年4月12日に執行されました選挙に要する平成26年度中の執行経費でございます。

続きまして、96ページ、3目大樹町農業委員会委員選挙費14万200円、7月6日に執行予定でございましたが、定数を超えなかったため、投票は行われてございません。

続きまして、98ページでございます。4目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査計画費549万4,561円、12月14日に執行された総選挙に伴う経費でございます。

○黒川企画課長

同じく下段の統計調査費でございます。5項統計調査費1目統計調査費、支出が101万

1,000円でございます。工業統計、農林業センサス、商業基本調査などを行ってございます。

○松木総務課長

100ページから101ページの中段、6項監査委員費1目ともに監査委員費196万1,850円、監査委員の報酬、事務経費、負担金等について執行してございます。

○村田保健福祉課長

3款民生費、支出済額7億1,732万5,024円、1項社会福祉費4億4,870万7,763円、1目社会福祉総務費3,675万9,028円、ここでは主に民生委員、児童委員の活動費用、遺族援護事業の経費、また当該年度におきましては、臨時福祉給付金に係る経費を支出しております。3節の職員手当等における時間外手当、11節の需用費における印刷製本費。

102ページ、103ページをお開きください。13節の委託料のシステム導入業務、14節の使用料及び賃借料の複写機使用料等は、臨時福祉給付金に係る主な支出です。19節の負担金補助及び交付金の臨時福祉給付金として1,281万5,000円を611世帯、939人に支出しております。同じく19節では社会福祉協議会、シルバーセンターなどに対する補助金を支出しております。社会福祉協議会補助金1,135万4,000円につきましては、事務局長と事務員の人件費に対するもの。シルバーセンター運営費補助金100万円につきましては、訪問開拓員の人件費の一部に対して補助したものでございます。20節の扶助費では、福祉灯油支給事業を実施し、高齢者世帯・障害者世帯・生活保護世帯など359世帯に、1世帯当たり100リットルの灯油、あるいは1万5,000円分の商品券を支給いたしました。灯油支給は300世帯、商品券は59世帯の支給となっております。

104ページ、105ページをお開きください。2目老人福祉総務費、支出済額3,154万1,332円、ここでは主に高齢者福祉の事業を行っております。15節の工事請負費では、老人アパートの解体工事として1,347万8,400円を支出しております。19節負担金補助及び交付金では、老人クラブ運営費補助金として15クラブ、1,060名分、159万円を支出しております。21節貸付金ですが、高齢者等に優しい住宅整備の貸し付けはありませんでした。3目心身障害者福祉費、支出済額1億6,400万6,591円。

106ページ、107ページをお開きください。13節委託料、大樹町障がい者地域活動支援センター「ほっと」の運営委託業務として、1,030万7,436円を支出いたしました。当該年度の開設日数は254日、実利用人員は29人、延べ利用人員は1,073人となっております。

○林町民課長

108ページの109ページの下段になります。4目国民年金事務費26万9,832円、ここでは年金時に係る費用を支出しております。

○村田保健福祉課長

110ページ、111ページをお開きください。5目高齢者保健福祉推進センター費、支

出済額750万2,674円、ここではらいふの施設維持管理経費について支出しております。

○林町民課長

同じページの6目福祉医療諸費1億4,838万1,551円、ここでは19節負担金補助及び交付金で後期高齢者医療療養給付費負担金を、20節扶助費で重度心身障害者の医療費、ひとり親家庭の医療費、乳幼児の医療費等を支出しております。28節操出金の保険基盤安定制度操出金は、保険税、保険料の軽減分として町が負担しなければならない分の繰り出しで、国保分と後期高齢者分をそれぞれ支出しております。

○村田保健福祉課長

同じく112ページ、113ページ、7目発達支援センター費、支出済額5,352万5,019円、南十勝4町村と幕別町で運営しています南十勝子ども発達支援センターの運営経費を支出しています。主に人件費となっております。

116ページ、117ページをお開きください。8目公衆浴場費、支出済額672万1,736円、公衆浴場の26年度の利用状況は、営業日数が308日、入湯者が1万2,346人で、1日平均、約40人となっております。

○林町民課長

118ページ、119ページになります。2項児童福祉費2億6,861万7,261円、1目児童措置費8,984万6,711円、ここでは児童手当と昨年度実施されました子育て世帯臨時特例給付金を支出しております。

○村田保健福祉課長

2目保育所費1億7,877万550円、町立保育所2カ所と法人が運営する保育所2カ所及び学童保育所の運営に係る経費を支出しています。

122ページ、123ページをお開きください。13節の委託料、大樹保育園児童措置業務ですが、法人保育所では昨年より月平均6.8人の保育園児の数が増加しており、そのため措置費が約680万円、昨年より多くなっております。

同じく122ページ、123ページ、3項生活保護費1目扶助費については、支出はありませんでした。4項災害救助費1目災害救助費につきましても支出はありませんでした。4款衛生費、支出済額1億5,833万6,609円、1項保健衛生費1億2,839万7,479円、1目健康づくり推進費477万7,252円。

124ページ、125ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金では、帯広厚生病院運営費補助金として、平成26年度より317万円を支出しております。2目母子保健費、支出済額612万3,012円、ここでは妊婦健診、乳幼児健診が主な事業になります。13節委託料では、平成26年度より子どもミニドック健診業務として28万4,680円を支出しております。子どもミニドック対象者は333人、受診者数44人、受診率は13.2%、うち要精密検査は8人、18.2%となっております。3目成人保健費、支出済額981万7,018円、ここでは主に成人の健診業務を行っております。

128ページ、129ページをお開きください。18節備品購入費では、保健指導等に利用します連絡乗用車を1台更新しております。同じく128ページ、129ページです。4目予防費、支出済額75万8,142円、予防費では、主に予防接種業務を行っております。

○林町民課長

同じページの5目環境衛生費9,988万9,091円、ここでは環境衛生に係る費用のほかに、19節負担金補助及び交付金で南十勝複合事務組合の負担金と、し尿処理を依頼しております十勝環境複合事務組合の負担金を支出しております。次に、6目墓園費20万9,964円、ここでは墓園の管理に係る費用を支出しております。次に、2項清掃費1目じん芥処理費、ともに同額の2,993万9,130円、ここではごみ収集に係る費用として指定ごみ袋の印刷費や売りさばき手数料、収集業務の委託料などを支出しております。

○黒川商工観光課長

その下段でございます。5款労働費1項労働費1目労働諸費、ともに77万7,903円の支出でございます。勤労者センターの維持費、中小企業退職金退職共済の補助などを行っております。また、繰越明許費で事業費として700万円、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金を活用しまして、季節労働者の冬の雇用対策のための事業を繰越明許費として組んでおります。

○森農業員会事務局長

続きまして、132ページから135ページをご覧ください。6款農林水産業費、支出済額6億9,026万7,517円、1項農業費5億6,010万4,982円、1目農業委員会費1,376万5,884円。133ページ、1節報酬から135ページの27節公課費まででございますが、ここでは農業委員会運営事業費、また農業者年金加入促進事業に係る経費につきまして支出をしてございます。

○瀬尾農林水産課長

続きまして、134ページ、135ページの中段下をご覧ください。2目農業総務費、支出済額63万2,804円。135ページ、9節の旅費から、137ページ、19節負担金補助及び交付金までです。農業総務費では、営農指導全般に係る経費並びに一般事務管理費を支出しております。

続きまして、136ページ、137ページの上段をご覧ください。3目農業振興費、支出済額3億2,724万5,663円。137ページ、1節報酬から、139ページ、19節の負担金補助及び交付金までです。農業振興費では、町内農業に対する各種振興事業を行っており、特に第3期対策の最終年になります中山間地域等直接支払制度集約交付金、農地中間管理事務における地域集落協力金、耕作者集積協力金が主なものです。

続きまして、138ページ、139ページの下段をご覧ください。4目畜産振興費、支出済額7,879万1,913円、繰越明許費が1億4,730万円。141ページ、8節報償費から、143ページ、27節公課費までです。畜産振興費では、町内農業の基幹であります畜産に対して、振興事業並びに防疫業務を行っております。13節委託料でございますが、

畜産担い手育成総合整備事業に係るもので、なお、繰越明許費となりました2,900万円については、同事業に係るものでございます。また、19節負担金補助及び交付金でございますが、同じく繰越明許費となりました1億1,830万円は、畜産競争力強化対策緊急整備事業に係るものでございます。

続きまして、142ページ、143ページの中段をご覧ください。5目牧場管理費、支出済額1億1,312万8,212円でございます。143ページ、1節報酬から、147ページ、27節公課費まででございます。牧場管理費では、町営牧場に関する運営管理業務を行っております。

○小森建設課長

次に、6目農地費でございます。146ページから147ページの中段をご覧ください。1,952万8,387円を支出しております。ここでは、土地改良施設の道路維持管理としまして、9節旅費から19節負担金補助及び交付金の部分になります。主に、農業用排水路の修繕料などに支出しております。147ページ、11節需用費の修繕料につきましては、農業用排水路の土砂揚げ、掘削等の小規模修繕を19カ所実施しております。19節負担金補助及び交付金では上大樹地区道営農道整備事業、こちらのほうにつきましては、旧町道28号道路改良工事になります。その事業採択を受けまして、農道実施設計及び用地確定測量の町の負担金としまして571万3,829円を支出しております。

○森農業員会事務局長

7目農用地集団化事業費、支出済額467万5,470円。147ページ下段、1節報酬から、149ページ、14節使用料及び賃借料までです。ここでは、芽武地区に係る交換分合事業執行経費につきまして支出してございます。平成26年度におきまして、芽武地区につきましては第2年度ということで、主に農地の移動計画作成の事業を実施してございます。

○瀬尾農林水産課長

続きまして、148ページ、149ページの中段上をご覧ください。8目牧場整備費、支出済額233万6,649円。149ページ、13節の委託料では牧場整備費の畜産担い手育成総合整備事業に係る委託料でございます。

続きまして、148ページ、149ページの中段をご覧ください。2項林業費、支出済額1億41万7,584円、1目林業振興費、支出済額4,648万8,472円。149ページ、8節報償費から、151ページ、19節の負担金補助及び交付金までです。林業振興費では、林政全般に係る事業並びに有害鳥獣駆除対策に係る業務を行っております。続きまして、150ページ、151ページの中段をご覧ください。2目町有林費、支出済額5,392万9,112円。151ページ、9節の旅費から、153ページ、17節公課費までです。町有林費では、町有林の維持及び整備に関する事業を行っております。

続きまして、152ページ、153ページの中段をご覧ください。3項水産業費、支出済額2,974万4,951円、1目水産振興費、支出済額2,802万8,514円。153ペー

ジ、8節の報償費から、155ページ、19節負担金補助及び交付金までです。水産振興費では、漁業全般に係る業務を行っております。続きまして、154ページ、155ページの下段をご覧ください。2目漁港管理費、支出済額171万6,437円、157ページ、1節報酬から19節負担金補助及び交付金までです。漁港管理費では、大樹、旭浜、両漁港の維持に関する業務を行っております。

○議 長

休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計の事項別明細書、引き続き説明を求めます。

○黒川商工観光課長

それでは、156ページから159ページにかけまして、7款商工費1項商工費、支出は2億7,852万3,301円の支出でございます。1目商工振興費1億3,066万4,523円の支出でございます。ここでは、消費者対策、商工業の振興、商工会の助成、中小企業利子補給、プレミアム商品券の発行、昨年は4,819セットを行ってございます。また、中小企業特別融資事業貸付金を1,500万円増額し、9,000万円としております。繰越明許費で、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金により、プレミアム付商品券発行経費1,550万円を計上しております。

158ページ、下段をご覧ください。2目市街地開発推進費1,620万650円の支出でございます。TMO活動推進事業費補助などでございます。また、繰越明許により先ほどと同様に緊急支援交付金により、TMO活動費の推進費を計上してございます。

160ページ、上段をご覧ください。3目観光振興費1,432万6,861円の支出でございます。観光協会の助成などを行ってございます。繰越明許費で、こちらも2,386万9,000円を計上してございまして、観光協会助成金に加えまして観光案内看板700万円、あるいは台湾観光プロモーション255万1,000円。また、観光協会の助成金の中にもパンフレットの作成経費、ポスターの各作成経費なども計上してございます。

4目観光施設費1億1,517万1,454円の支出でございます。晩成温泉、カムイコタン公園の維持管理経費でございます。昨年は、晩成温泉にバイオマスボイラーを1億442万5,000円で設置しておりますので、大きく増額となっております。それらを除きますと、晩成温泉の経費としましては722万9,719円、カムイコタンは348万3,535円となっております。

162ページ、下段をご覧ください。5目地場産品研究センター費215万9,813円

でございます。地場産品研究センターの維持管理費でございます。

○小森建設課長

続きまして、146ページから165ページをご覧ください。

8款土木費全体では5億60万3,695円を支出しております。1項土木管理費1目土木総務費では、ともに同額の271万1,993円を支出しております。土木一般管理費に係る経費を支出しております。165ページ、13節委託料では道路台帳作成業務、14節使用料及び賃借料では、土木積算システム使用料をそれぞれ支出しております。

次に、164ページ、下段になりますが、2項道路橋梁費でございます。165ページ、下段をご覧ください。3億1,405万5,589円を支出、1目道路維持費2億1,985万1,989円を支出しております。ここでは、道路維持及び土木車両の維持にかかわる経費を支出しております。11節需用費では、修繕料として3,465万1,386円を支出しており、こちらにつきましては町道に係る修繕工事としまして11カ所実施しております。そのほかにつきましては、土木車両の整備修繕に係る経費でございます。13節委託料では、町道維持補修除雪業務として1億4,925万2,910円を支出しております。昨年度につきましては、過去最高の積雪ということもありまして、除雪費が大幅な増となっております。15節工事請負費では、生花16号橋の補修工事として1,272万2,400円を支出しております。

続きまして、166ページ、下段から169ページ上段になりますが、2目道路新設改良費でございます。167ページ、下段になりますが、9,420万3,600円を支出しております。167ページ、下段から169ページ上段までの13節委託料では、旭浜地区、浜大樹地区避難路の整備を含め、道路改良舗装工事にかかわる7路線の調査設計費としまして3,261万6,000円を支出しております。次に、169ページになります。15節工事請負費では、町道3路線の道路改良舗装工事を実施し、5,369万7,600円を支出しております。

続きまして、168ページ、中段から169ページの中段をご覧ください。3項河川費1目河川総務費、ともに同額の775万6,198円を支出しております。169ページ、1節報酬では、北海道から受託しております2級河川の樋門樋管管理報酬費をそれぞれ支出しております。15節工事請負費では、普通河川二の沢川支障木伐採処理工事を実施し、680万4,000円を支出しております。

続きまして、168ページ下段から169ページ下段をご覧ください。4項都市計画費2,326万4,675円、1目都市計画総務費307万6,934円、こちらにつきましては都市計画にかかわる経費を支出しております。主なものとしましては13節委託料、大樹町都市計画マスタープラン改定委託業務としまして、304万5,600円を支出しております。そのまま下がりまして、168ページ下段から171ページをご覧ください。2目公園費2,018万7,741円を支出。171ページ中段の13節委託料では、公園トイレの維持管理経費と、町内公園の芝の管理及び樹木の剪定に係る経費を支出しております。また、歴舟

川パークゴルフ場の指定管理者、指定管理運營業務としまして委託料1,050万円を支出しております。

続きまして、170ページ下段から173ページ下段になりますが、5項住宅費1億5,281万5,240円を支出。1目住宅管理費4,055万7,440円を支出しております。主なものとしては、8節報償費では、住宅リフォーム報償費としまして630万6,000円を支出しております。また、11節需用費の修繕料では、公営住宅の維持管理にかかわる修繕費として、1,505万6,006円をそれぞれ支出しております。15節工事請負費では町営住宅屋根塗装張りかえ工事、川南団地、こちらのほうはユースタウンのほうになります。暖房給湯設備の改修、旭公営住宅2号棟の解体工事として1,801万9,800円を支出しております。

最後に、172ページから173ページの下段になりますが、2目住宅建設費1億1,225万7,800円を支出しております。15節工事請負費では、川南第2団地1号棟新築工事として9,939万2,400円の支出、団地周辺の外構工事としまして1,175万400円を支出しております。また、22節補償、補填及び賠償金では、川南第2団地1号棟建設に伴いまして、入居者の移転に係る経費としまして101万3,000円をそれぞれ支出しております。

以上でございます。

○松木総務課長。

172ページから175ページにかけまして、9款消防費、1項消防費、ともに同額の3億2,188万7,377円、繰越明許費5,703万9,000円。1目消防総務費3億741万9,000円、繰越明許費5,703万9,000円、これは南十勝消防事務組合に対する負担金を執行してございます。なお、繰越明許費につきましては、とちち広域消防事務組合の施設整備に伴います繰越明許でございます。2目火災予防費、ここでは林野火災予防のための啓発用具の作製をしてございます。

○黒川企画課長

3目災害対策費でございます。1,442万5,717円の支出でございます。防災行政無線の維持管理費、防災会議の運営費などを計上してございます。戸別受信機300台、携帯無線機1台、車載無線機8台を整備しております。

○吉岡学校教育課長

174ページ、175ページ下段からですけれども、教育費の支出についてでございます。10款教育費全体で3億8,944万6,764円を支出しております。それでは、学校教育費から概略をご説明申し上げます。

1項教育総務費1億1,348万6,939円を支出しております。1目教育委員会費でございます。214万8,340円を支出しております。教育委員4名の報酬、旅費等を支出させていただいております。26年度においては、教育委員会の開催につきまして、毎月定例教育委員会12回を開催してございます。

次ページ、176ページ、177ページをお開き願います。上段の中段ですか、2目事務局費でございます。190万2,580円を支出しております。事務局職員の旅費、あるいは交際費、需用費等を支出しております。

次に、同じページの下段からですが、183ページ上段までです。3目教育振興費でございます。1億943万6,019円を支出しております。ここでは、学校教育における総体的な経費を支出しております。主なものとしては、大樹小学校の特別支援教育支援員7名の賃金などの関係、それからスクールバスの関係費用、それから大樹高等学校の通学費補助金、奨学金の貸付金等々を支出しております。

次に、182ページ、183ページをお開き願います。2項小学校費で3,643万3,565円を支出しております。1目学校管理費でございますが、3,155万5,392円を支出しております。ここでは大樹小学校に係る管理費等を支出しております。

186ページ、187ページをお開き願います。中段、2目教育振興費で小学校費の教育振興費でございます。487万8,173円を支出しております。下段の20節扶助費においては、要保護・準要保護と認定された児童への就学援助とのことで、学用品、修学旅行費、学校給食費等の援助を行っております。26年度につきましては、総体で33名の児童が対象となっております。

続きまして、188ページ、189ページをお開き願います。3項中学校費でございます。3,397万836円を支出しております。1目中学校費の学校管理費でございます。3,026万2,540円を支出しております。ここでは大樹中学校にかかわる管理費等について支出しております。

190ページ、191ページをお開き願います。191ページの下段、15節工事請負費ですが、大樹中学校の消火ポンプ交換工事など4本の工事を行っています。

続きまして、192ページ、193ページをお開き願います。中段ですが、中学校費の2目教育振興費でございます。370万8,296円を支出しております。中段の20節扶助費においては、15名の生徒が対象となっております。

以上で、学校教育費を終わらせていただきます。

続きまして、192ページ、193ページ、下段の学校給食費でございます。4項、1項ともに学校給食費で8,577万4,905円を支出しております。大樹町小中学校の児童生徒、教職員、それから大樹高校の生徒と職員の希望者に対する給食の提供に係る経費でございます。193ページの下段、報酬ですが、給食センターの運営委員会、26年は2回開催しております。194ページ、195ページをお開き願います。197ページまでになりますけれども、調理員の賃金、あるいは給食の賄い材料、給食運搬に関する経費、それから施設等の設備維持管理経費等々を支出しております。平成26年度につきましては、賃金の関係になりますけれども、調理員ですが準職員2名、再任用の調理員職員1名、臨時調理員7名、パート調理員6名の賃金を支出しております。

以上で終わります。

○角倉社会教育課長

続きまして、198ページ、199ページをご覧いただきたいと思います。5項社会教育費になります。支出済額は6,570万7,428円でございます。1目社会教育総務費でございますが、1,965万2,577円を支出してございます。ここでは社会教育委員会の運営費、青少年教育から高齢者教育、英語指導助手の経費などに係るものでございます。

次に、202ページ、203ページをご覧いただきたいと思います。2目生涯学習センター費でございます。支出済額は4,605万4,851円でございます。ここでは生涯学習センターの管理運営費、小中学生に対します舞台芸術鑑賞、それから夢劇場奨励事業、そのほか文化団体に対する補助金等を支出してございます。

次に、206ページから207ページをご覧いただきたいと思います。6項保健体育費でございます。支出済額は4,443万2,978円でございます。1目保健体育総務費でございますが、436万6,497円を支出しております。ここでは1節スポーツ推進員の報酬、8節報償費では、各種大会への経費、謝礼などの経費を支出しております。209ページの中段の負担金補助及び交付金では、社会体育団体への補助金及び優秀選手派遣旅費助成金などの経費をそれぞれ支出しています。

次に、208ページ、下段からご覧いただきまして、2目体育施設費でございます。支出済額4,006万6,481円でございます。この目では、海洋センター、晩成艇庫、中央運動公園などの維持管理運営費に関する経費として、それぞれ支出しております。

以上で、社会教育課所管事業の説明を終わります。

次に、214ページと215ページをご覧いただきたいと思います。7項図書館費1目図書館総務費でございます。ともに支出済額964万113円でございます。ここでは図書館運営に関する経費を支出しております。

以上です。

○松木総務課長。

続きまして、216ページから219ページにかけまして、11款災害復旧費でございますが、執行はございません。

続きまして、218ページ、219ページの中段、12款公債費1項公債費、ともに同額の8億22万3,834円。1目元金7億1,093万2,515円、2目利子8,929万1,319円。

同じく218ページから221ページにかけまして、13款諸支出金17億4,664万456円、繰越明許費164万3,000円、1項特別会計操出金1目事業会計操出金、ともに同額の4億8,114万円、繰越明許費164万3,000円、これは国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護サービス事業、公共下水道事業に対する操出金でございます。繰越明許費につきましては、介護保険会計に対する操出金でございます。2項特別会計出資及び補助金1目特別会計出資及び補助金、ともに同額の9億2,120万7,429円、水道事業並びに病院事業に対する補助負担金でございます。3項基金費1目基金費、ともに同額

の3億4,429万3,027円、ここでは歳計剰余金、寄附金、預金利子などを原資に9つの基金に積み立てを行ってございます。

同じく220ページから221ページ、下段、14款1項1目ともに予備費ですが、充用はございません。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、22ページをお開きください。

最初に、22ページから23ページにかけまして、大樹町一般会計の決算の歳入につきましては款・項・目順に、収入済額などについて順次ご説明申し上げます。

1款町税、収入済額7億6,635万2,969円、不納欠損額1万4,400円、収入未済額1,593万4,389円。1項町民税、収入済額2億7,465万2,202円、収入未済額1,034万8,354円。1目個人、収入済額2億7,462万5,202円、収入未済額は現年課税分322万8,224円、滞納繰越分が712万130円。2目法人、収入済額7,938万5,400円、収入未済額、現年課税分でございますが、13万5,000円。2項固定資産税、収入済額3億4,438万6,427円、収入未済額539万1,635円。1目固定資産税、収入済額3億3,669万927円、収入未済額、現年課税分が151万5,400円、滞納繰越分が387万6,235円。2目国有資産等所在市町村助成交付金及び納付金769万5,500円。3項1目ともに軽自動車税、収入済額1,386万7,700円、不納欠損額1万4,400円、収入未済額、現年課税分4万4,200円、滞納繰越分1万5,200円。4項1目ともに町たばこ税4,947万6,940円。5項1目ともに入湯税461万1,300円。

同じページの下段、2款地方譲与税でございます。1億5,691万2円。1項1目ともに自動車重量譲与税1億992万6,000円。2項1目ともに町揮発油譲与税4,698万4,002円。

続きまして、24ページから25ページにかけまして、3款1項1目ともに利子割交付金153万1,000円。

4款1項1目ともに配当割交付金318万9,000円。

5款1項1目ともに株式等譲渡所得割交付金170万1,000円。

6款1項1目ともに地方消費税交付金7,478万円。

7款1項1目ともに自動車取得税交付金1,932万4,000円。

次のページでございます。8款1項1目ともに国有提供施設等所在市町村助成交付金30万円。

9款1項1目ともに地方特例交付金74万3,000円。

10款1項1目ともに地方交付税33億8,554万7,000円。

11款1項1目ともに交通安全対策特別交付金102万9,000円。

28ページからになります。12款分担金及び負担金、収入済額1億2,448万4,500円、不納欠損額18万7,870円、収入未済額269万210円。1項負担金、収入済額1億2,448万4,500円、不納欠損額18万7,870円、収入未済額269万210

0円。1目総務費負担金12万2,407円、2目民生費負担金9,305万4,821円、不納欠損額は児童福祉費負担金、保育所措置費保護者負担金で18万7,870円、収入未済額16万6,000円、3目衛生費負担金1万5,000円。30ページ、4目農林水産業費負担金208万6,648円、5目教育費負担金、収入済額2,920万5,624円、収入未済額は学校給食費負担金で252万4,210円。

続きまして、30ページから37ページにかけましてです。13款使用料及び手数料、収入済額2億3,256万5,328円、収入未済額681万5,154円。1項使用料、収入済額2億2,014万6,078円。次のページでございます。収入未済額681万5,150円、1目総務使用料599万3,090円、2目民生使用料222万6,250円、3目衛生使用料3,500円、4目労働使用料8万4,600円、5目農林水産使用料1億601万4,501円、6目商工使用料76万9,000円、7目土木使用料、収入済額1億191万7,937円、収入未済額、住宅使用料で681万5,154円でございます。

続きまして、34ページから37ページにかけまして、2項手数料1,241万9,250円、1目総務手数料309万5,150円、2目衛生手数料834万2,100円、3目農林水産手数料98万2,000円。

続きまして、36ページから41ページにかけまして、14款国庫支出金4億1,309万5,911円、1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、ともに同額の1億6,428万9,013円。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1億2,181万2,000円で、国の平成26年度補正予算で措置されました交付金のうち、大樹町地方創生推進事業に充てます51万5,000円を未収入特定財源として、平成27年度に繰り越ししてございます。2目民生費国庫補助金3,133万7,208円で、同じく国の補正予算で措置されました交付金のうち、福祉灯油や保育園の児童送迎業務に充てる814万1,000円を未収入特定財源として、平成27年度に繰り越ししてございます。3目衛生費国庫補助金4万8,000円、4目農林水産業費国庫補助金252万4,000円、5目土木費国庫補助金8,833万1,600円、6目消防費国庫補助金につきましても、全額を減額補正してございます。7目教育費国庫補助金10万9,000円、8目商工費国庫補助金につきましても、国の平成26年度補正予算で措置されました交付金によりまして執行いたしますプレミアム付商品券の発行、PMOへの補助金、台湾でのプロモーション活動経費、観光協会への助成など3,350万円を未収入特定財源として平成27年度に繰り越ししてございます。9目労働費国庫補助金につきましても、同じ交付金で措置されました部分で通年雇用促進事業に充てるため、500万円を未収入特定財源として27年度に繰り越ししてございます。

続きまして、40ページからです。3項委託金464万5,090円、1目総務費委託金17万3,000円、2目民生費委託金217万7,090円、3目教育費委託金229万5,000円。

続きまして、40ページから49ページにかけまして、15款道支出金5億4,078万

762円、1項道負担金1目民生費道負担金、ともに同額の8,605万278円。

次に、42ページ、43ページから、2項道補助金3億4,894万9,723円、1目総務費道補助金6万円、2目民生費道補助金3,626万2,750円、3目衛生費道補助金49万円、4目農林水産業費道補助金3億975万4,573円で、畜産担い手育成総合整備事業及び畜産競争力強化対策緊急整備事業に係る1億2,277万4,000円を未収入特定財源として27年度に繰り越ししております。5目商工費道補助金45万2,400円で、国の補正予算で措置されました臨時交付金により執行するプレミアム付商品券の発行に対する補助金250万円を、未収入特定財源として27年度に繰り越しでございます。6目教育費道補助金3万円、7目消防費道補助金190万円。

続きまして、46ページから49ページにかけての3項委託金でございます。1億578万761円、1目総務費委託金2,091万1,170円、次のページでございます。48ページから、2目農林水産業費委託金8,328万793円、3目商工費委託金91万8,000円、4目土木費委託金67万798円。

続きまして、48ページから53ページにかけてとなります。16款財産収入、収入済額5,743万1,309円、収入未済額7万5,700円。1項財産運用収入、収入済額1,789万8,668円、収入未済額7万5,700円、1目財産貸付収入、収入済額1,543万9,802円、収入未済額その他の建物貸付料で7万5,700円、2目利子及び配当金245万8,866円。50ページから53ページにかけまして、2項財産売払収入3,953万2,641円、1目物品売払収入26万9,650円、次の52ページからでございます。2目不動産売払収入3,926万2,999円。

次に、52ページ、53ページの17款1項ともに寄附金917万5,000円、1目一般寄附金の歳入はございません。2目指定寄付金917万5,000円。

同じページの下段、18款1項ともに繰入金1,065万1,296円、1目基金繰入金970万円、2目他会計繰入金95万1,296円。

続きまして、54ページ、55ページの19款となります。19款1項1目ともに繰越金3億4,675万2,787円。

同じページの中段以下、20款諸収入1億7,797万2,868円、収入未済額192万5,000円。2項1目ともに町預金利子で36万7,390円。3項貸付金元利収入、収入済額1億1,019万600円、収入未済額192万5,000円。1目高齢者等に優しい住宅整備資金貸付金収入、収入済額55万2,000円、収入未済額は過年度分で93万8,000円。2目奨学金貸付金収入、収入済額1,963万8,600円、収入未済額28万2,000円。3目災害援護資金貸付金収入、収入はございませんで、収入未済額は70万5,000円でございます。次のページでございますが、4目大樹町中小企業特別融資事業貸付金収入9,000万円。

続きまして、4項受託事業収入5,959万382円、1目衛生費受託事業収入152万1,800円、2目農林水産業費受託事業収入5,806万8,582円で、畜産担い手育成

総合整備事業に係ります受益者負担金2,452万6,000円を未収入特定財源として27年度に繰り越してございます。

5項雑入780万3,496円、1目過年度収入はございません。2目雑入780万3,496円。

次に58ページから61ページにかけまして、21款1項ともに町債で10億840万8,000円、1目臨時財政対策債2億3,030万8,000円、2目過疎債6億9,050万円、3目緊急防災減災事業債6,770万円で、消防広域化に伴います施設整備負担に充てるための5,090万円を未収入特定財源として27年度に繰り越してございます。4目辺地債1,990万円。

以上で、一般会計事項別明細書の説明を終わらせていただきます。

○議 長

一般会計の説明が終わりました。

休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、特別会計の説明を求めます。

認定第2号平成26年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について及び認定第3号平成26年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についてまで。

林町民課長。

○林町民課長

それでは、認定第2号平成26年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について説明させていただきます。

決算総括表から説明させていただきますので、議案の次のページをお開き願います。

平成26年度国民健康保険事業特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入。保険税、決算額1億8,803万7,664円、不納欠損額1万9,800円、これは時効成立に伴う1名分の不納欠損でございます。収入未済額2,305万3,706円、収入割合89.1%は、前年度と比較して0.4ポイントの増となっております。国庫支出金、決算額2億3,424万7,850円、療養給付費交付金1,785万9,000円、前期高齢者交付金1億6,881万8,746円、道支出金7,381万8,872円、共同事業交付金9,059万9,760円、財産収入765円、繰入金1億915万2,417円、繰越金4,199万4,414円、諸収入68万7,875円。

歳入合計、予算現額9億747万円、調定額9億4,829万869円、決算額9億2,521万7,363円、不納欠損額1万9,800円、収入未済額2,305万3,706円、収入割合97.6%でございます。

次に、歳出です。次のページをお開き願います。

総務費、決算額418万2,157円、保険給付費5億1,559万40円、後期高齢者支援金等1億769万3,139円、前期高齢者納付金等8万2,556円、老人保健拠出金4,566円、介護納付金4,506万31円、共同事業拠出金1億708万9,546円、保険事業費688万2,456円、公債費、決算額はございません。諸支出金1億332万5,617円、予備費、決算額はございません。

歳出合計、予算現額9億747万円、決算額8億8,991万108円、不用額1,755万9,892円、執行率98.1%。

歳入歳出差引残額3,530万7,255円で、同額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、事項別明細書で説明をさせていただきますので、事項別明細書の222ページ、223ページをお開き願います。

歳入です。収入未済額のみ申し上げます。

1款保険税1項保険税、収入済額ともに同額の1億8,803万7,664円。1目一般被保険者保険税、収入済額1億8,338万3,226円、不納欠損額1万9,800円、収入未済額2,257万9,176円、現年課税分では収入割合が97.8%、前年対比0.7ポイントの増となっております。滞納繰越分では、収入割合が22.7%で、前年対比3.1ポイントの増となっております。2目退職被保険者保険税、収入済額465万4,438円、収入未済額47万4,530円、現年課税分では収入割合が97.2%で、前年対比0.2ポイントの減。滞納繰越分では、収入割合が29.8%で、前年対比6.0ポイントの増となっております。

2款国庫支出金、収入済額2億3,424万7,850円、1項国庫負担金1億6,164万9,850円。1目療養給付費負担金1億5,400万978円、ここでは一般被保険者の医療費に係る療養給付費等の負担金として32%が交付されております。2目高額医療費共同事業負担金645万8,872円、3目特定健康診査等負担金119万円。2項国庫補助金1目調整交付金ともに同額の7,259万8,000円、このうち特別調整交付金のほとんどは、町立病院の施設整備等に対するの交付となっております。

3款療養給付費交付金、次のページに移りまして、1項療養給付費交付金1目療養給付費交付金ともに同額の1,785万9,000円、ここでは退職者医療制度に係る療養給付費が交付されております。

4款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金ともに同額の1億6,881万8,746円、前期高齢者65歳から74歳の方の加入が多い国保の財政を支援するために、財政の調整が行われておりまして、ここではその調整額が交付されているもので

ございます。

5 款道支出金 7,381 万 8,872 円、1 項道負担金 764 万 8,872 円、1 目高額医療費共同事業負担金 645 万 8,872 円、2 目特定健康診査等負担金 119 万円。2 項道補助金 1 目調整交付金ともに同額の 6,617 万円。

6 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金ともに同額の 9,059 万 9,760 円、1 目高額医療費共同事業交付金 2,378 万 4,167 円。次のページに移りまして、2 目保険財政共同安定化事業交付金 6,681 万 5,593 円。

7 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目利子及び配当金ともに同額の 765 円。

8 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金ともに同額の 1 億 915 万 2,417 円、このうち保険税の負担を抑えることを目的とした一般被保険者療養給付費繰入金は、8,454 万 6,000 円となっております。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金ともに同額の 4,199 万 4,414 円。

10 款諸収入 68 万 7,875 円、1 項延滞金及び加算金の収入はございません。次のページに移りまして、2 項雑入 1 目雑入ともに同額の 68 万 7,875 円。

歳入合計、予算現額 9 億 747 万円、調定額 9 億 4,829 万 869 円、収入済額 9 億 2,521 万 7,363 円、不納欠損額 1 万 9,800 円、収入未済額 2,305 万 3,706 円となるものです。

次に、歳出を説明させていただきます。230 ページ、231 ページをお開き願います。歳出です。支出済額のみ申し上げます。

1 款総務費 418 万 2,157 円、1 項総務管理費 1 目一般管理費もとに同額の 384 万 715 円。2 項徴税费 1 目賦課徴税费ともに同額の 25 万 5,252 円。次のページに移りまして、3 項運営協議会費 1 目運営協議会費ともに同額の 8 万 6,190 円。

2 款保険給付費 5 億 1,559 万 40 円、1 項療養諸費 4 億 6,204 万 4,840 円、療養諸費全体では、前年対比で 90.8% となっております。1 目一般被保険者療養給付費 4 億 4,587 万 9,022 円、2 目退職被保険者等療養給付費 1,247 万 7,105 円、3 目一般被保険者療養費 230 万 4,195 円、4 目退職被保険者等療養費 3 万 4,035 円、5 目審査支払手数料 135 万 483 円。

2 項高額療養費 5,010 万 3,520 円、高額療養費全体では前年対比で 90.3% となっております。次のページに移りまして、1 目一般被保険者高額療養費 4,900 万 6,742 円、2 目退職被保険者等高額療養費 109 万 6,778 円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費と 4 目退職被保険者等高額介護合算療養費の支出はございません。

3 項移送費の支出はございません。

4 項出産育児諸費 336 万 1,680 円、次のページに移りまして 1 目出産育児一時金 336 万円、これにつきましては 8 件の給付となっております。2 目支払手数料 1,680 円。

5 項葬祭諸費 1 目葬祭費ともに同額の 8 万円。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等ともに同額の1億769万3,139円、1目後期高齢者支援金1億768万5,251円、これにつきましては後期高齢者医療制度に係る支援金で、各医療保険者が制度の4割を負担することになっておりまして、そのうちの大樹町の負担分ということになってございます。2目後期高齢者関係事務費拠出金7,888円。

4款前期高齢者納付金等1項前期高齢者納付金等ともに同額の8万2,556円、1目前期高齢者納付金7万4,668円、次のページに移りまして、2目前期高齢者関係事務費拠出金7,888円。

5款老人保健拠出金1項老人保健拠出金、ともに同額の4,566円、1目老人保健医療費拠出金の支出はございません。2目老人保健事務費拠出金4,566円。

6款介護納付金1項介護納付金1目介護納付金ともに同額の4,506万31円、これにつきましては介護保険2号保険者、40歳から64歳に係る納付金で、各医療保険者が制度の29%を負担することになっておりまして、大樹町の負担分となります。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金、ともに同額の1億708万9,546円、1目高額医療費拠出金2,647万3,662円、次のページに移りまして、2目共同事業事務費拠出金154円、3目保険財政共同安定化事業拠出金8,061万5,730円。

8款保険事業費688万2,456円、1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費、ともに同額の625万1,395円。2項保険事業費1目保健衛生普及費ともに同額の63万1,061円。

次のページに移りまして、9款公債費の支出はございません。

10款諸支出金1億332万5,617円、1項還付金2,201万4,617円、1目一般被保険者保険税還付金213万5,700円、2目退職被保険者等保険税還付金の支出はございません。3目療養給付費交付金等還付金1,987万8,917円。2項操出金1目直営診療施設勘定操出金、ともに同額の8,131万1,000円、これにつきましては町立病院の施設整備などに対しまして、特別調整交付金の交付を受けましたので、病院会計に繰り出した分でございます。

11款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額9億747万円、支出済額8億8,991万108円、不用額1,755万9,892円となるものでございます。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第3号の説明をさせていただきますので、議案のほうに一度お戻りいただきたいと思っております。

認定第3号平成26年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について説明をさせていただきます。次のページの決算総括表をご覧ください。

平成26年度後期高齢者医療特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入。後期高齢者医療保険料、決算額5,319万9,900円、収入未済額47万9,900円、収入割合99.1%、前年度と比較しまして0.2ポイントの減となっております。繰入金、決算額2,699万4,616円、繰越金59万8,002円、諸収入2万3,700円、広域連合支出金3万8,448円。

歳入合計、予算現額8,175万1,000円、調定額8,133万4,566円、決算額8,085万4,666円、収入未済額47万9,900円、収入割合99.4%でございます。

次に、歳出です。総務費決算額130万2,993円、後期高齢者医療広域連合納付金7,929万5,216円、諸支出金2万3,700円、予備費の決算額はございません。

歳出合計、予算現額8,175万1,000円、決算額8,062万1,909円、不用額112万9,091円、執行率98.6%。

歳入歳出差引残額が23万2,757円となりまして、同額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、事項別明細書で説明をさせていただきますので、事項別明細書の244ページ、245ページをお開き願います。

歳入です。収入済額のみ申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料、ともに同額の収入済額5,319万9,900円、収入未済額47万9,900円、後期高齢者医療保険制度に加入している方の保険料で、対象人数は年間平均で1,041人となっております。

2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、ともに同額の2,699万4,616円。

3款繰越金1項繰越金1目繰越金、ともに同額の59万8,002円。

4款諸収入2万3,700円、1項滞納金及び過料の収入はございません。2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金ともに同額の2万3,700円、2目還付加算金の収入はございません。3項の雑入につきましても収入はございません。

次のページに移りまして、5款広域連合支出金1項広域連合交付金1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金ともに同額の3万8,448円。

歳入合計、予算現額8,175万1,000円、調定額8,133万4,566円、収入済額8,085万4,666円、収入未済額47万9,900円となるものです。

次に、歳出です。248ページ、249ページをお開き願います。

支出済額のみ申し上げます。1款総務費130万2,993円、1項総務管理費1目一般管理費ともに同額の129万1,388円。2項徴収費1目徴収費、ともに同額の1万1,605円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金ともに同額の7,929万5,216円、これにつきましては後期高齢者医療制度の運営主体であります広域連合に納付するもので、保険料の収入分と町が負担する

保険基盤安定制度の負担金、事務費の負担金を支出してございます。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金ともに同額の2万3,700円。

4款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額8,175万1,000円、支出済額8,062万1,909円、不用額112万9,091円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

次に、認定第4号平成26年度大樹町介護保険特別会計決算認定について。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、認定第4号の議案をお開きください。

認定第4号平成26年度大樹町介護保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げますので、次のページの総括表をご覧ください。

平成26年度介護保険特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入です。

介護保険料、決算額1億201万6,200円、不納欠損額25万2,450円、収入未済額97万6,900円、収入割合98.8%、対前年度比0.2%の減となっております。国庫支出金1億5,268万9,231円、道支出金1億85万6,095円、支払基金交付金1億7,706万8,589円、財産収入1万5,892円、繰入金1億1,578万2,000円、諸収入2万3,456円、繰越金923万7,283円。

歳入合計で、予算現額6億5,936万1,000円、調定額6億5,891万8,096円、決算額6億5,768万8,746円、不納欠損額25万2,450円、収入未済額97万6,900円、収入割合99.8%。

次に、歳出です。

総務費、決算額2,104万1,573円、保険給付費5億9,369万2,182円、地域支援事業費2,024万6,680円、基金積立金1,172万8,846円、諸支出金226万2,486円。

歳出合計で、予算現額6億5,936万1,000円、決算額6億4,897万1,767円、翌年度繰越額328万4,000円、不用額710万5,233円、執行率98.4%、このうち翌年度繰越額は、介護保険制度の改定によるシステム改修費ですが、当該年度中にシステムが終了しないため、翌年度に繰り越して行うためのものです。

歳入歳出差引残額871万6,979円、うち翌年度へ繰り越す額は同額の871万6,979円となります。

それでは、決算の内容につきまして、介護保険の事項別明細書でご説明いたしますので、

250ページをお開きください。

初めに、歳入です。款・項・目と右ページの中ほどの収入済額の順で申し上げます。

1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料、収入済額ともに同額の1億201万6,200円。65歳以上の方にご負担いただいております介護保険料で、3月末における被保険者数は1,909人となっております。不納欠損額は2名で25万2,450円、収入未済額は19人で97万6,900円となっております。

2款国庫支出金1億5,268万9,231円、1項国庫負担金1目介護給付費負担金ともに同額の1億217万1,031円。2項国庫補助金5,051万8,200円、1目調整交付金4,500万5,000円、2目地域支援事業交付金551万3,200円。3項介護保険事業補助金はありませんでした。

3款道支出金1億85万6,095円、1項道負担金1目介護給付費負担金ともに同額の9,809万9,495円。2項道補助金1目地域支援事業交付金、ともに同額の275万6,600円です。

次のページをお開きください。4款支払基金交付金1項支払基金交付金、収入済額ともに同額の1億7,706万8,589円、1目介護給付費交付金1億7,255万3,000円、2目地域支援事業支援交付金451万5,589円。

5款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金ともに同額の1万5,892円。

6款繰入金1億1,578万2,000円、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金ともに同額の1億56万3,000円。2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金ともに同額の1,521万9,000円。

7款諸収入、収入未済額2万3,456円。次のページをお開きください。1項延滞金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、2目第1号被保険者過料はございません。2項雑入2万3,456円、1目第3者納付金、2目返納金はございません。3目雑入2万3,456円、生活保護受給者の介護扶助費実施のための要介護審査判定費用と、他町村から委託を受けた認定調査委託料3件が主なものです。

8款繰越金1項繰越金1目繰越金ともに同額の923万7,283円。

歳入合計、予算現額6億5,936万1,000円、調定額6億5,891万8,096円、収入済額6億5,768万8,746円、不納欠損額25万2,450円、収入未済額97万6,900円となるものです。

次のページをお開きください。

歳出です。款・項・目と右ページの中ほどの支出済額の順で申し上げます。

1款総務費、支出済額2,104万1,573円、1項総務管理費1目一般管理費ともに同額の1,413万5,127円、この一般管理費では職員2名分の人件費と事務経費を支出しております。2項賦課徴収費、次のページをお開きください。1目賦課徴収費ともに同額の22万1,225円。3項介護認定審査会費、支出済額668万5,221円、介護サービスを利用するために必要な介護認定の費用をここで支出しております。1目介護認定審査費1

4万3,616円、2目介護認定審査会費407万6,635円、南十勝4町村で共同設置する介護認定審査会の負担金です。26年度は285件が認定審査となっております。3目認定調査費126万4,970円。

2款保険給付費5億9,369万2,182円、1項介護サービス等諸費5億7,890万9,056円、1目居宅介護サービス給付費1億9,277万4,942円、次のページをお開きください。2目居宅介護サービス計画費2,897万8,400円、3目施設サービス給付費、支出済額3億1,713万2,439円、4目福祉用具購入費55万8,602円、5目住宅改修費217万8,284円、6目特定入所者介護サービス費3,674万45円、7目審査支払手数料54万6,344円。2項高額介護サービス費1,478万3,126円、1目高額介護サービス費1,302万6,866円、2目高額医療合算介護サービス事業費175万6,260円。

3款地域支援事業費1項地域支援事業費1目地域支援事業費、支出済額ともに同額の2,024万6,680円、ここでは職員3名の人件費が主なものとなっております。

4款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金ともに同額の1,172万8,846円。

次のページをお開きください。5款諸支出金226万2,486円、1項償還金及び還付加算金131万7,592円、1目第1号被保険者保険料還付金4万9,200円。2項償還金126万8,392円、2項繰出金1目他会計繰出金ともに同額の94万4,894円。

歳出合計、予算現額6億5,936万1,000円、支出済額6億4,897万1,767円、繰越明許費328万4,000円、不用額710万5,233円となるものです。

以上で説明を終わります。

○議 長

次に、認定第5号平成26年度大樹町介護サービス特別会計決算認定について。

瀬尾特老所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

それでは、認定第5号についてご説明させていただきますので、議案にお戻りください。

認定第5号平成26年度大樹町介護サービス事業特別会計の決算認定をお願いするものでございます。

次のページの総括表をご覧ください。

平成26年度介護サービス事業特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入です。

サービス収入2億1,069万1,684円。分担金及び負担金3,364万4,901円、収入未済額30万4,975円、収入割合99.1%となっております。繰入金1億1,481万4,016円、繰越金665万3,168円、諸収入280万6,355円。

歳入合計、予算額3億6,554万4,000円、調定額3億6,891万5,099円、決

算額3億6,861万124円、収入未済額30万4,975円、収入割合99.9%となっております。

次に、歳出です。

居宅介護サービス事業費、決算額7,353万1,668円。介護老人福祉施設事業費、決算額2億8,448万1,572円。

歳出合計、予算現額3億6,554万4,000円、決算額3億5,801万3,240円、不用額753万760円、執行率97.9%となっております。

歳入歳出差引額1,059万6,884円、同額を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、決算の内容につきまして事項別明細書でご説明いたしますので、事項別明細書266、267ページをお開き願います。

歳入でございます。収入済額のみ申し上げます。

1款サービス収入2億1,069万1,684円、1項介護給付費収入1億9,690万1,113円、1目居宅介護サービス事業収入2,198万7,821円、2目介護老人福祉施設事業収入1億7,491万3,292円。2項予防給付費収入1目居宅介護サービス事業収入、ともに同額の1,379万571円でございます。

2款分担金及び負担金1項負担金ともに同額の3,364万4,901円、収入未済額30万4,975円、1目居宅介護サービス事業負担金355万6,906円、1節通所介護利用者負担金2名で6万5,048円の収入未済額です。2目介護老人福祉施設事業負担金3,008万7,995円、1節介護老人福祉施設利用者負担金、短期入所利用者負担金4名で23万9,567円の収入未済額です。

268、269ページをお開きください。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金ともに同額の1億1,481万4,016円。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金ともに同額の665万3,168円。

5款諸収入280万6,355円、1項受託事業収入1目介護サービス事業収入ともに同額の8万2,620円。2項雑入1目雑入ともに同額の272万3,735円となっております。

歳入合計、予算現額3億6,554万4,000円、調定額3億6,891万5,099円、収入済額3億6,861万124円、収入未済額30万4,975円となるものです。

270、271ページをお開きください。

次に、歳出です。支出済額のみ申し上げます。

1款居宅介護サービス事業費1項居宅介護サービス事業費ともに同額の7,353万1,668円、1目通所介護費5,543万1,986円となっております。ここでは、老人デイサービスセンター、定員1日30名の運営に係る介護・看護職員4名と臨時職員12名の人件費並びに運営に係る経費について支出しております。

飛んで274、275ページをお開き願います。下段2目介護予防支援費、支出済額1,

809万9,682円となっております。ここでは介護予防支援業務に係るケアマネジャー2名の人件費並びに運営費を支出しております。

276、277ページをお開きください。下段、2款介護老人福祉施設事業費1項介護老人福祉施設事業費1目介護老人福祉施設費、支出済額ともに同額の2億8,448万1,572円でございます。ここでは、特別養護老人ホーム定員50床、短期入所、生活介護、ショートステイ10床の運営に係る経費、事務系職員5名、介護職員35名、看護職員3名、調理職員9名、清掃作業員1名の人件費並びに施設管理費を支出しております。

飛んで284、285ページをお開きください。

以上、歳出合計、予算現額3億6,554万4,000円、支出済額3億5,801万3,240円、不用額753万760円となっております。

以上で説明を終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 2時00分

○議 長

それでは、再開いたします。

次に、認定第6号平成26年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について。

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

それでは、認定第6号平成26年度大樹町公共下水道事業特別会計の決算認定について説明をさせていただきますので、次のページ、総括表をお開き願います。

平成26年度公共下水道事業特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

まず歳入ですけれども、分担金及び負担金、決算額186万円、使用料及び手数料6,604万7,357円、収入未済額220万8,845円、収入割合96.8%で、前年対比0.3%の減となっております。国庫支出金1,524万6,000円、繰入金1億7,921万円、繰越金388万926円、町債2,230万円、諸収入5万2,900円。

歳入合計で、予算現額2億8,925万3,000円、調定額2億9,080万6,028円、決算額2億8,859万7,183円、不納欠損額はございません。収入未済額220万8,845円、収入割合99.2%でございます。

続きまして歳出ですけれども、管理費、決算額8,651万9,833円、事業費6,222万8,683円、公債費1億3,492万6,800円、諸支出金6,402円、予備費、予備費の決算額はございません。

歳出合計、予算現額2億8,925万3,000円、決算額2億8,368万1,718円、翌年度繰越額はございません。不用額557万1,282円、執行率98.1%で、対前年比0.8%の減となっております。

歳入歳出差引残額は491万5,465円となっており、同額を翌年度へ繰り越すものがございます。

続きまして、事項別明細書により説明させていただきますので、事項別明細書の286、287ページの歳入をお開き願います。

最初に、歳入につきましては収入済額で説明させていただきます。

1款分担金及び負担金1項負担金、収入済額とともに同額の186万円、1目公共下水道負担金123万円、2目個別排水処理事業受益者分担金63万円。

2款使用料及び手数料6,604万7,357円、1項使用料6,602万5,357円、1目公共下水道使用料6,019万6,136円、収入未済額220万8,845円、収入未済額の内訳は公共下水道使用料の現年度分61戸、過年度分45戸で、実戸数は87戸でございます。2目個別排水処理施設使用料582万9,221円。2項手数料2万2,000円、1目公共下水道手数料1万4,000円、2目個別排水処理施設手数料8,000円。

下へ行きまして、3款国庫支出金1項国庫補助金、次の288ページをお開き願います。1目下水道国庫補助金とともに同額の1,524万6,000円、これにつきましては終末処理場の長寿命化工事に対する国庫補助金でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、ともに同額の1億7,921万円。

5款1項1目ともに繰越金で同額の388万926円。

6款1項ともに町債で同額の2,230万円、1目下水道事業債1,270万円、2目過疎対策事業債960万円、これら町債につきましては下水道事業と個別排水設備設置事業に伴う起債の借り入れとなります。

7款諸収入1項1目ともに雑入で同額の5万2,900円、これにつきましては25年分の消費税の確定申告に伴う消費税の還付金でございます。

以上、歳入合計で、当初予算額3億460万円、補正予算額1,534万7,000円の減、予算現額の計で2億8,925万3,000円、調定額2億9,080万6,028円、収入済額2億8,859万7,183円、不納欠損額はございません。収入未済額220万8,845円となるものがございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、290ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額で説明させていただきます。

1款管理費、支出済額8,651万9,833円、1項総務管理費1,321万5,819円、1目一般管理費1,223万5,244円、ここでは8節報償費で公共下水道に係る受益者負担金の前納報奨金を11戸分、支出してございます。下に行きまして、2目普及推進費98万575円、ここでは8節報奨金で、個別排水事業に係る受益者分担金の前納報奨金を7戸分、支出してございます。

次、292ページ、293ページをお開き願います。293ページの19節負担金補助及び交付金では、水洗便所設置補助金を3戸分、支出してございます。2項施設管理費7,330万4,0014円、1目管渠管理費631万6,488円、2目処理場管理費5,635万7,241円。294ページ、295ページをお開き願います。295ページの上から2段目、18節備品購入費では、その他の備品といたしまして、終末処理場の機器保護のための産業用除雪機を1台購入してございます。3目個別排水管理費1,063万285円、ここでは13節委託料で個別排水処理施設141基に係る点検・清掃等の維持管理を行ってございます。

次に行きまして、2款事業費6,222万8,683円、1項下水道整備費1目下水道建設費ともに同額の4,862万683円。次、296、297ページをお開き願います。297ページのほうの13節委託料で、終末処理場の長寿命化工事に係る実施設計と建設工事の委託業務を執行してございます。中ほどへ下がりがりまして、2項個別排水処理施設整備費1目個別排水処理施設建設費ともに同額の1,360万8,000円、ここでは15節工事請負費で個別排水処理施設を7基整備してございます。

3款1項ともに公債費で同額の1億3,492万6,800円、1目元金1億78万9,168円、2目利子3,413万7,632円。

4款諸支出金1項操出金1目一般会計操出金ともに同額の6,402円、ここでは新通の樋門に係る委託料を道との維持管理協定により折半し、支出してございます。

298、299ページをお開き願います。5款1項1目ともに予備費で、予備費の支出はございません。

以上、歳出合計で、当初予算額3億4,600万円、補正予算額1,534万7,000円の減、予算額の計2億8,925万3,000円、支出済額2億8,368万1,718円、不用額557万1,282円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、公営企業会計の説明を求めます。

初めに、認定第7号平成26年度大樹町水道事業会計決算認定について。

引き続き、水道課長。

○鈴木水道課長

認定第7号平成26年度大樹町水道事業会計決算認定につきまして説明させていただきます。

なお、地方公営企業会計制度の改正に伴い、財務諸表などは税抜きで作成してございます。ご了承願います。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

平成26年度大樹町水道事業決算報告書。

最初に、1、収益的収入及び支出ですが、収支それぞれ決算額で説明をさせていただきます。

す。

最初に、収入は、1款水道事業収益、決算額4億7,744万3,282円、第1項営業収益2億7,610万5,459円、第2項営業外収益2億133万7,823円となっております。

次に、支出ですけれども、第1款水道事業費用、決算額4億8,884万1,573円、第1項営業費用4億4,757万534円、第2項営業外費用3,988万8,556円、第3項特別損失138万2,483円、第4項予備費、予備費の支出はございません。

次の3ページ、4ページをお開き願います。

2、資本的収入及び支出の収入は、第1款資本的収入、決算額1,332万5,000円、第1項工事補償金789万円、第2項工事負担金543万5,000円となっております。

次に、支出ですけれども、第1款資本的支出、決算額1億7,557万6,409円、第1項建設改良費6,707万5,311円、第2項配水管保障工事費852万1,200円、第3項量水器整備事業費965万5,596円、第4項企業債償還費9,032万4,302円となっております。

資本的収入が資本的支出の支出額に不足する額1億6,225万1,409円は、損益勘定留保資金で補てんいたしました。

続きまして、5ページから8ページにつきましては、例年説明を省略させていただいておりますけれども、26年度につきまして制度改正後の初めての決算となりますので、変更部分についてのみ少し長めになりますけれども、説明をさせていただきます。ご了承願います。

次の5ページをお開き願います。

財務諸表。1、平成26年度大樹町水道事業損益計算書。

この中では、2、営業費用の(3)総係費で、賞与と法定福利費に係る12月から3月までの分を引当金として計上してございます。次の(4)減価償却費では、補助金等の部分を除いて減価償却を行う、いわゆるみなし償却制度というものですけれども、そちらの廃止により資産の償却額の全額を償却するフル償却制度になり、約9,000万円弱が増加してございます。

次に、3、営業外収益(3)長期前受金戻入でございますけれども、これは当年度の減価償却及び除却に合わせて収益化する補助金等に相当する額でございます。

次に、5、特別損益(2)特別損失についてですけれども、制度改正の初年度、26年度に限ってですけれども、26年6月期に係る賞与と法定福利費について、前年度からの引当金がございますので、特別損失として支出したものでございます。

次に、下から2段目のその他未処理欠損金変動額でございますが、これにつきましてはフル償却していた資産を減価償却率に合わせて収益化する補助金等の額、及び税抜き計算していた資産の補助金等に係る消費税相当額を収益化したものとなっております。その結果、最下段でございますけれども、当年度未処理欠損金につきまして、前年度未処理欠損金額の額より大きく減るものとなっております。

次の6ページをご覧ください。

剰余金計算書の中となりますけれども、左から3列目になります借入資本金、右に行きまして資本剰余金の受贈財産評価額から工事負担金までが、制度改正に伴い資本から負債に移行することになりましたので、剰余金から減るものとなっております。

次に、8ページをお開き願います。

貸借対照表の負債の部でございますけれども、資本として管理していました借入資本金、企業債でございますけれども、負債として管理するようになり、会計年度の年度末から1年以内の償還額を流動負債で管理する制度となっておりますので、3、固定負債の(1)と4、流動負債の(2)として、企業債を二つに分けて整理してございます。

次に、4の(5)引当金につきましては、賞与と法定福利費に係る引当金を資本的支出、建設改良費で賄っている職員の分も含めまして整理してございます。

次に、5、繰延収益(1)長期前受金は、資本剰余金から移行したもので、翌年度以降の減価償却に合わせて将来的に収益化する分の原資となる額で、また26年度以降における国庫補助金等の受け入れ口となるものでございます。次の(2)収益化累計額は、資産の減価償却及び除却に合わせて、国庫補助金等を収益化した累計の額となるものでございます。

下に行きまして、資本の部では、従前借入資本金としての企業債と受贈財産評価額、工事補償金、国庫補助金、工事負担金を資本として管理してございましたが、さきに説明しましたとおり負債に移行しましたので、その分が大きく減となっております。

次に、9ページをお開き願います。

平成26年度大樹町水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。

1、概況の(1)総括事項で、ア給水状況ですが、平成26年度末は2,634戸、対前年度増減13戸の増。次の表に移りまして、年間有収水量、平成26年度末118万1,713立方メートル、対前年度増減2万5,336立方メートルの増となっております。

次の事業状況、財政状況につきましては、1ページから4ページで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、10ページの(2)議会議決事項をご覧ください。

議案第42号から一番下の行へ行きまして議案第42号まで、6件の議決をいただいております。

次、(3)行政官庁認可事項の該当事項はございません。

次に、(4)職員に関する事項ですが、事務職員1名、技術職員2名、合計3名で増減はございません。

(5)料金その他、供給条件の設定、変更に関する事項では、水道料金の改定を26年9月分から行っており、用途ごとの料金は表のとおりとなっておりますので、後ほどご確認をお願いします。

次の11ページをお開き願います。

2、工事。

(1)建設工事の概況。

ア、建設改良工事では、鏡町幹線配水管路布設工事から、一番下の大樹町老朽消火栓更新工事第4工区までの7件で、5,721万3,000円の工事請負費となっております。

次に、イ、配水管補償工事では、幸町団地10号線外改良舗装工事に伴う配水管移設工事の1件で、852万1,200円の工事請負費となっております。

次に、12ページをご覧ください。

(2)保存工事の概況。

ア、量水器更新工事につきましては、検定満期メーター器更新工事、第1工区から第3工区までの3工区で302個を更新し、総額で477万3,600円の工事請負費となっております。

次に、13ページをお開き願います。

3、業務。

(1)業務量。

年度末給水人口は5,775人。3行下がりにまして、年度末給水戸数2,634戸、年間配水量は134万4,536立方メートル。3行下がりにまして、年間有収水量は118万1,713立方メートル。一番下で、有収率は87.9%で、前年対比0.11%下がっております。

次に、供給単価は223円53銭で、前年対比2円31銭の増。給水原価は、413円67銭で、対前年比67円13銭の増でございます。これは制度改正に伴い、減価償却がフル償却に変更となったことにより、長期前受金戻入額相当分が影響して前年対比が高くなっているものでございます。

(2)事業収入に関する事項は、増減で説明させていただきます。営業収益281万7,264円の増、営業外収益8,747万1,160円の増、計といたしまして9,028万8,424円の増。

(3)事業費に関する事項では、営業費用8,360万3,506円の増、営業外費用68万5,941円の増、特別損益138万2,483円の増、計といたしまして8,567万1,930円の増となっております。

14ページに行きまして、会計、(1)重要契約の要旨は1件の契約で、3,844万8,000円となっております。

(2)企業債及び一時借入金の概況。

イ、企業債。企業債の当年度償還高は合計で9,032万4,302円、当年度末残高合計は13億7,981万4,159円となっております。

ロ、一時借入金はございません。

次に、15ページをお開き願います。

水道事業会計キャッシュ・フロー計算書ですけれども、これは制度改正により新たに添付するものとなったものでございます。

内容といたしましては、1番の業務活動によるキャッシュ・フローは、主に営業活動における資金の動きとなります。2番目の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた資産の確実に係る資金の動きということで、主に固定資産の取得などの資金の動きとなります。3番目の財務活動によるキャッシュ・フローは、当年度内における一時借入金などの資金調達の動きとなります。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

その他の書類は、決算報告書に合わせまして、税込みのほうで主なものを説明させていただきます。

1、収益費用明細書の収入。

水道事業収益、項、営業収益の給水収益では、水道使用料が2億6,410万3,957円で、前年対比約830万円の増。下に行きまして、営業外収益では、一般会計補助金が、1億657万4,000円で、約900万円の減。長期前受金の戻入が9,385万351円で、これは当年度の減価償却と除却に見合う国庫補助金等を収益化するものでございます。

収益合計で4億7,744万3,282円となったものでございます。

次に、支出ですけれども、営業費用の原水及び浄水費では、ちょっと下がりまして、委託費が3,957万9,648円で、前年対比、約130万円の増。

次、配水及び給水費の委託料は、約125万円の減。17ページに行きまして、総係費では賞与引当金繰入額127万6,000円と法定福利費引当金繰入額21万円が、制度改正に伴う新たな費用でございます。下へ行きまして、減価償却費では前年対比、約7,800万円の増。資産減耗費では、約460万円の増となっており、制度改正に伴い国庫補助金等に見合う、長期前受金戻入額相当分が増加となっております。

一番下に行きまして、費用合計といたしまして、4億8,884万1,573円となったものでございます。

次の18ページをお開き願います。

2、資本的収支明細書の収入で、工事補償金が789万円で、前年対比、約950万円の減、工事負担金が543万5,000円で、約70万円の減。収入合計で1,332万5,000円となったものでございます。

次に、支出になりますけれども、建設改良費の固定資産取得費で、下から2段目の工事請負費が5,134万3,200円で、前年対比、約700万円の増。19ページに行きまして配水管補償工事費では、工事請負費が852万1,200円で、約990万円の減となっております。支出合計といたしまして1億7,557万6,409円となったものでございます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。

3、固定資産明細書ですけれども、最初に有形固定資産明細書では、資産の種類が土地から建設仮勘定までの7種類で、年度当初現在高125億5,754万9,464円に当年度中の資産の増加・減少、減価償却の増減により25ページの一番右側の列ですけれども、年度

未償却未済額の合計が72億5,857万5,491円となるものでございます。

この中では、減価償却累計額の当年度増加額の列の上段でございますけれども、制度改正に伴い、これまで減価償却した額に対応した国庫補助金等相当額の償却額を移行に合わせまして増加してございます。その分を列記してございます。

24ページに戻りまして、(2)無形固定資産明細書ですが、水利権における当年度内の増減はなく、25ページに移りまして、年度末現在高が37万9,800円となっております。

次の26ページをお開き願います。

4、企業債明細書、借り入れの種類は政府資金12口、公庫資金4口の合計16口で、当年度中の新たな借り入れはなく、発行総額の合計が22億1,440万円。27ページに行きまして、未償還残高の合計が13億7,981万4,159円となっており、固定負債と流動負債の合計額となっております。

また、翌年度償還予定額を流動負債になりますけれども、9,242万4,345円を右側のほうに歳計してございます。

次の28ページをお開き願います。

参考資料といたしまして、1、水道料金の収納状況ですけれども、現年度分の家事用(小口)からその他までの計で、調定額が2億6,410万3,957円、収納額が2億4,262万688円、未納額が2,148万3,269円で、収納率が91.87%。滞納繰越分の調定額が2,411万2,811円、収納額が2,004万7,875円、未納額が406万4,936円で、収納率が83.14%、合計の調定額が2億8,821万6,768円、収納額が2億6,266万8,563円、未納額が2,554万8,205円で、収納率が91.14%。3月末の時点では、前年対比0.24%下がっております。

参考といたしまして、7月21日現在の現年度分の調定額は2億6,410万3,957円、収納額が2億6,306万1,955円、未納額は104万2,002円、収納率は99.61%で、0.1%下がっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

次に、認定第8号平成26年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

伊勢病院事務長。

○伊勢病院事務長

それでは、認定第8号平成26年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

なお、病院事業会計につきましても水道事業会計と同様に、地方公営企業会計制度の改正に伴い、財務諸表などは税抜きで作成してございますが、一部、税込みの諸表も添付してございます。

決算概要を決算書により説明いたします。それでは、2ページ、3ページをお開き願いま

す。

平成26年度大樹町立国民健康保険病院事業決算報告書。

収益的収入及び支出ですが、決算額で報告させていただきます。

収入。第1款病院事業収益10億1,959万9,950円、第1項医業収益5億3,153万5,183円、第2項医業外収益4億1,786万4,767円、第3項特別利益7,020万円。

支出。第1款病院事業費用12億2,652万4,365円、第1項医業費用9億1,916万1,697円、第2項医業外費用351万3,089円、第3項特別損失3億384万9,579円、第4項予備費、予備費の支出はございません。

次の4ページ、5ページをお開き願います。

資本的収入及び支出。

収入。第1款資本的収入7億2,839万1,910円、第1項一般会計負担金3億3,541万2,910円、第2項企業債3億2,020万円、第3項国庫支出金4,816万6,000円、第4項道支出金2,408万3,000円、第5項貸付金返還金53万円。

支出。第1款資本的支出7億3,060万1,910円、第1項建設改良費7億2,786万1,910円、第2項貸付金274万円。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額221万円は、損益勘定留保資金で補てんしております。

続きまして、6ページから9ページですが、先ほど水道事業会計で説明がありましたように、地方公営企業の会計基準が改定されておまして、新基準に合わせて作成しておりますので、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

次に、決算概要について説明いたしますので、決算書の10ページ、11ページをお開き願います。

平成26年度大樹町立国民健康保険病院事業報告書を説明させていただきます。

概況、総括事項を朗読します。

平成26年度における本事業の収支決算の結果としては、収益的収支(税抜き)における総収益は10億1,742万9,900円(対前年比11.1%増)で、総費用は12億4,153万1,430円(対前年比34.2%増)になり、収支差し引き2億2,410万1,530円の損失が生じ、当年度未処理欠損金は、8億5,457万9,877円となっております。

また、資本的収支(税込み)においては、収入額7億2,839万1,910円、支出総額7億3,060万1,910円で、不足する額221万円は損益勘定留保資金から補てんしております。

次に、(2)議会議決事項。

議会議決事項は、議案第64号から議案第43号まで補正予算2件と決算認定及び当初予算でございます。

続きまして、(3)職員に関する事項。

職員数ですが、医師が4名。常勤医3名・嘱託医1名となっており、平成25年9月に常勤医1名が退職、その後、常勤医1名を募集しておりますが、現在まで採用に至らず、常勤医3名、嘱託医1名の4名体制のままとなっております。看護師につきましては、昨年から3名増の18名、ケアワーカーは1名増の15名となっております。総勢91名で、前年比4名増となっております。

次に、11ページの業務でございます。

業務量は、入院は内科・外科合わせて1万6,201人、1日平均44.4人で、前年比、1日平均0.4人、年間で149人の減となっております。外来は、内科から眼科まで合計3万1,487人、1日平均129.6人、年間では前年比47人減っていますが、営業日数が前年度より2日少なかったため、1日平均では前年比0.9人増えております。

事業収入に関する事項。

こちらは税抜きでございます。医業収益で、入院収益からその他医業収益まで、合計5億2,950万7,539円、前年比2,917万9,580円、5.2%の減となっております。診療単価の高い処置や検査、注射などが減ったことなどから、外来収益が減となっております。

医業外収益では、合計で4億1,772万2,361円となっており、対前年6,084万2,314円、17.0%の増となっております。病院改築関連の消耗備品購入に伴う一般会計からの負担金が増えたためであります。特別利益で7,020万円、旧病院の解体撤去に係る一般会計補助金分でございます。

以上、事業収入合計で10億1,742万9,900円、対前年1億186万2,734円、11.1%の増となっております。

続きまして、事業費用に関する事項でございます。

医業費用は、給与費から研究研修費まで8億9,767万3,615円、対前年2,770万9,763円、3.2%の増、病院改築に伴う消耗備品の購入が主な要因であります。

医業外費用は4,520万8,236円、対前年976万2,156円、17.8%の減となっております。特別損失2億9,864万9,579円、旧病院建物の解体、機械備品の更新による固定資産の除却損などを計上しております。

医業費用総額は12億4,153万1,430円、対前年比3億1,659万7,186円、34.2%の増となっております。

次に、17ページをお開きください。

資本的収支の明細書(税込)でございます。

(1)資本的収入の部になりますが、一般会計負担金3億3,541万2,910円、企業債3億2,020万円、国庫補助金4,816万6,000円、道補助金2,408万3,000円、貸付金返還金53万円の合計7億2,839万1,910円で、損益勘定留保資金から補てんする額221万円を合わせまして、7億3,060万1,910円となっております。

次に、(2)の資本的支出の部であります。病院の改築関連として機器及び備品購入費1億3,150万3,910円、委託料693万円、工事請負費5億8,942万8,000円となっております。貸付金、看護師就業支援金の貸付金で274万円。合計7億3,060万1,910円となっております。

次に、23ページをご覧ください。

固定資産明細書であります。土地から建設仮勘定まで、年度当初17億4,777万8,269円に建物・機械備品を加え除却等を減じた結果、年度末償却未済額は17億323万7,246円となっております。

次に、企業債の明細書ですが、26年度に発行しました病院改築工事分2億6,310万円と医療機器購入分5,710万円を合わせまして8億1,160万円が発行総額となっております。

そのほか財務諸表附属書類等につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通し願いたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上をもって、認定第1号から認定第8号まで8件の提案理由及び内容の説明が終わりました。

続いて、これより平成26年度大樹町一般会計並びに7特別会計の決算について、議会運営基準第60の規定により、監査委員から審査意見の説明を求めます。

澤尾代表監査委員。

○澤尾代表監査委員

地方自治法第233条第2号の規定に基づく平成26年度の大樹町一般会計外5特別会計決算に関する決算書ほかの審査結果につきまして、審査意見書の朗読をもってご報告申し上げます。

平成26年度大樹町一般会計外各会計決算審査意見書。

審査の対象は、平成26年度大樹町一般会計歳入歳出決算書、同じく大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)の歳入歳出決算書、同大樹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、同じく大樹町介護保険特別会計歳入歳出決算書、同じく大樹町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書、同じく大樹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

2、各会計決算書の提出を受けた年月日。平成27年7月24日。

3、審査の期間。平成27年8月6日から平成27年8月20日までのうち延べ12日間。

4、審査の概要。平成26年度大樹町一般会計外各会計の決算審査に当たっては、提出された歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する書類、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書について、計数に誤りはないか、また、予算の執行において関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、それぞれの

関係諸帳簿及び証拠書類の照合並びに住民福祉の増進という町行政の本旨に沿った執行が行われているかなどについて審査を実施した。

5、審査の結果。審査に付された一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書は、法令に準拠して作成されており、また、所定の期間内に出納閉鎖がなされ、現金、預金高、有価証券などの確認と、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合精査した結果、計数に誤りはなく正確であり、かつ関係法令にも適合しており、予算の執行もおおむね適正に行われたものと認められる。

6、各会計の決算内容。

(1)の一般会計決算並びに(2)から(6)に至る5特別会計決算の内容につきましては、審査意見書に記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただくことといたしまして、朗読説明は省略させていただきます、以上をもちまして決算審査意見とさせていただきます。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく平成26年度の大樹町水道事業会計並びに大樹町立国民健康保険病院事業会計決算に関する決算書ほかの審査結果につきまして、一般会計同様、審査意見書の朗読をもってご報告申し上げます。

平成26年度大樹町水道事業会計並びに大樹町立国民健康保険病院事業会計決算審査意見書。

第1、決算書の提出を受けた年月日。大樹町水道事業会計、平成27年7月1日、大樹町立国民健康保険病院事業会計、平成27年7月1日であります。

第2、審査年月日。平成27年7月15日から平成27年7月24日までうち延べ8日間。なお、物品業務監査、棚卸監査であります、平成27年3月31日に実施してございます。

第3、審査の経過。両事業会計の決算審査に当たっては、提出された決算書(決算報告書財務諸表、事業損益計算書、事業剰余金及び欠損金処理計算書、事業貸借対照表)財務諸表附属書類及び会計諸帳簿、会計伝票、証拠書類、諸契約書などを照合精査するとともに、例月出納検査の現金、預金高との関連を初め計数に誤りはないか、加えて地方公営企業法第3条の経営の基本原則に基づいて執行されているかなどに主眼を置き審査を実施した。

第4、審査の結果。審査に付された両事業会計の決算は、いずれも定められた期間内に出納閉鎖がなされており、所定の様式に従い整備されている。会計事務における計数は、関係諸帳簿、会計伝票、証拠書類、諸契約書などに符合し、審査した結果、正確でありかつ予算の執行もおおむね適正であると認められる。

以下、両事業会計に関する(1)の経営の概況、(2)の事業の状況、(3)の経営成績、(4)の未収金の状況などにつきましては、意見書に記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただくこととして、朗読を省略し、以上をもちまして決算審査意見とさせていただきます。

なお、平成26年度の2企業会計決算におきましては、公営企業法同法企業会計基準の改正変更によりまして、決算書の表記科目や前年度残高の一部移行処理による数値の置き換え

等がございましたので、決算書への影響がある科目、数値について参考資料として記述させていただきますので、申し添えておきます。

以上であります。

○議 長

これをもって、監査意見の説明を終わります。

お諮りします。

認定第1号平成26年度大樹町一般会計決算認定についてから認定第8号平成26年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまで、以上8件の審査については、議長と議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

なお、本委員会には必要に応じ、地方自治法第98条による検閲検査の請求権を付与しておきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会において、平成26年度大樹町一般会計決算並びに7特別会計の審査を行うため、9月11日から17日までの間、本会議を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会において審査を行うため、9月11日から17日までの間、休会とすることに決しました。

なお、特別委員会は、委員会条例第8条第1項により議長において、本日、本議会終了後、本議場において開催と指定いたします。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時57分

平成27年第3回大樹町議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月10日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 阿部良富	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒森正人	副 町 長	布目幹雄
総務課長	松木義行	企画課長兼 商工観光課長兼 地場産品研究セ ンター所長	黒川豊
町民課長兼 税務課長	林英也	保健福祉課長兼 南十勝子ども発 達支援センター 兼町立保育所長	村田修
農林水産課長兼 町営牧場長	瀬尾裕信	建設課長	小森力
水道課長兼 大樹下水終末 処理場長	鈴木敏明	会計管理者兼 出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢徹則	特別養護老人 ホーム所長兼 老人デイサービス センター所長	瀬尾さとみ
教 育 長	浅井真介	学校教育課長兼 学校給食セン ター所長	吉岡信弘

社会教育課長兼 図書館長	角 倉 和 博	農業委員会長	鈴木正喜
農業委員 事務局長	森 博 之	代表監査委員	澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	山下次男	係	長	鎌塚喜代美
------	------	---	---	-------

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

3番	杉	森	俊	行	君
4番	松	本	敏	光	君
5番	西	田	輝	樹	君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次、これより発言を許します。
初めに、5番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、先に通告してあります2点について、一つは健康についての総合戦略の実施ということで、もう一つは再生エネルギーの利活用についての町の考えをお聞きしたいと思っております。

それでは、1番目の健康総合戦略の実施と申しますか、それについて町の考え方を聞きしたいと思います。

世界一の長寿国に日本がなってから久しいですが、単に寿命が延びることだけでなく、健康で生活できることが大切なことであると私も考えております。

そこで、大樹町においてこのような健康寿命社会の確立に向けてどのような施策を展開しているのか、また今後、健康増進に関する計画や構想があればあわせてお知らせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、西田議員ご質問の大樹町における健康寿命社会の確立に向けた施策についてお答えをいたします。

健康寿命の概念は平成12年、2000年に世界保健機関WHOが発表をいたしました。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間のことです。

それ以降、平均寿命を延ばすだけではなく、健康寿命を延ばすことが重要になっております。これは、平均寿命の延伸に伴い、不健康な期間も伸びていることが予想され、健康寿命との差が拡大すれば生活の質の低下だけではなく、医療費や介護給付費の増大を招くことになるためでもあります。

当町では、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として平成20年度から国保加入者に対し特定健診、特定保護指導を実施しております。糖尿病等の生活習慣病発生予防や生活習慣病の悪化による心血管疾患、脳血管疾患等の重症化を予防するために、特定健診受診者の中から要指導者お一人お一人に対して保健指導、栄養指導を実施しております。

その結果として、徐々にではありますが要介護認定者のうち、65歳未満である2号被保険者の認定率が低下をしております。これは、脳血管疾患を発症しても要介護状態になる人が減少しているためであり、特定健診等との生活習慣病対策の効果でもありと考えております。

次に、健康増進に関する計画や構想についてであります。

健康寿命の延伸には、現在の働き盛りの世代だけではなく、小児期からの生活習慣づくりも大切であると考え、大樹町では平成20年から小中学生を対象とした健診を実施してまいりました。

この大樹っ子健診は今年度から対象者を高校生まで拡大をしたところでもあります。小児期から健診を受診することにより、将来の生活習慣病の発症予防や重症化予防をするとともに、受診した小中高生に対し保健師、管理栄養士からその結果を説明することで、現在の自分の身体状況を知ってもらい、これから生活を行っていく上で大事なことは何かを早い時期から自覚し、そして実践してもらうことが健康寿命の延伸になると思っております。

今後は、関係機関との連携により大樹っ子健診の受診率の向上を図っていきたいと考えております。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

西田議員の健康総合戦略の実施につきまして、教育委員会の立場からお答えいたします。

初めに、大樹町における健康寿命社会の確立に向けた施策についてでございますが、町民一人一人が生涯を通して心身ともに健康で潤いのある生活ができる環境づくりのため、教育行政の果たす役割も重要であり、教育委員会においては町民の生涯を通じた学びを支援する

ことにより、その役割を担っているところでございます。

そうした中、学校教育では、食育や体育などの健康教育を初め、教育課程に沿った教育活動を行うとともに、社会教育では幼児から高齢者までライフステージに応じた学びや芸術文化、スポーツ活動など多岐にわたり事業を推進しております。

中でも健康寿命社会に向けスポーツ活動は体力向上や生活習慣病の予防などの心身の健康増進に資するもので、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりが必要と考えております。

そうした中で、当町では体育連盟の加盟団体によりさまざまなスポーツ活動が展開されており、教育委員会としてもこれらの活動を支援するため、各種教室の開催や大会開催に向けた団体補助、指導者要請などを行うほか、体育館、武道館、プール、野球、ソフトボール場、テニスコート、海洋スポーツ施設などの体育施設の活用促進により町民の健康づくりに努めているところでございます。

2点目の今後の計画や構想についてでございます。

教育委員会としては、生涯学習の推進により健康寿命社会、健康長寿社会の実現に寄与することを基本に本町のまちづくり、人づくりの基本計画であります第5期大樹町総合計画とともに本総合計画との整合性を図って策定されました生涯学習推進基本計画に基づき、関係機関とも連携を図りながら町民の皆さんがよりよい健康づくりや生涯スポーツ活動ができますよう支援してまいりたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

再度お聞きしたいことは町と教育委員会の連携のことを、ぜひどうなっているかということをお聞きするに当たって、何点か確認させていただきたい事項がありますので、よろしく願いいたします。

町長のお答えの中で、一つ目、大樹町の平均寿命とか健康寿命を延ばすことについての努力についてはわかりましたけれども、統計ですとか、具体的な目標というのはおありなのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、町が健康寿命等の目標の数値を持っているかというご質問をいただきましたが、具体的な目標数値は持っておりません。ただ、人口推計等で10年後、20年後に大樹町の高齢化がどういう状況になっているかという数値は私も承知をしているところでもあります。

また、説明の中でお話をいたしました特定健診の受診率を上げるということが町にとっても大切な施策であるというふうに思っております、北海道、国が特定健診の受診率の目

標を60%という目標率を設定しておりまして、大樹町は56.8%という現状であります。北海道の中でも比較的高いということではあります、保健活動を通じてさらに目標数値である60%に近づけるようなことを進めていくことが町の施策として肝要かなというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

次に、今おっしゃっていただいた特定健診の受診状況みたい、全道や管内での位置づけはどうなっているかということをお話ししようと思ったのですが、前もってお話いただきましたので、私のところにも保健婦さんが3回も来て特定健診を受けてください、受けてくださいと、家内にも怒られて、私ももしかしたら今年の、去年の分だと入っていませんけれども、今年については特定健診受けてまいりまして、はや6キロ痩せることができましたので、これもこの3カ月の間で、やはり特定健診って重要ですからもっと頑張ってくださいというようなことをお話ししたいと思ったのですが、これでとりあえず一つ飛ばします。

それから、もう一つ、具体的なよい事例として要介護認定者の2号者の方の事例を挙げていましたけれども、この健康寿命を延ばすというのは、特に1号認定者である65歳以上の方の75歳までの間というのも重要なことだというふうに考えているのですけれども、この2号と同じように具体的にいい結果が出ているようなバックデータがあれば教えていただきたいというふうに思っております。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

2号認定者の出現率という形でデータのほうを説明させていただきます。

平成20年度以降、一番出現率が高かったのが平成22年で、認定者数が14名おりまして、全体の0.7%ということになっておりました。最近、一番直近ですけれども、平成26年度は出現率が0.45%ということで、その前は0.6%で推移していたのですけれども、昨年は0.45%まで下がってきたということで、徐々にではありますけれども出現率が下がってきたという傾向がございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

同じく1号認定の方へのそういうふうなバックデータというのは、そういうふうな部分はないのでしょうか。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

1号認定の方について認定者数と出現率ということで数字のほうを出させていただいております。

平成20年度以降ということですと、大体18%台で推移をしてきておりましたが、平成25年度から19%に数字は載っております、平成26年度の認定者数に対する出現率は19.5%ということで、1号認定者数はやはり数の増加により認定者数が増えてきているということで上がってきているのかなというふうに判断しております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そうしたら、今日はせっかく高校生の方が来ておいてですので、小中学生の方のほかに今年度から高校生も対象とした事業、健康に対する事業が行われているというような、そういうふうなことでのお話だったのですけれども、対象者ですとか、具体的などのように執行していくのかお聞きしたいと思います。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

大樹っ子健診ですけれども、今年度どのような形で実施したのかということについてご説明をさせていただきたいと思います。

対象者につきましては小学校4年生以上、中学校1、2、3年、高校生も1年から3年までということで実施をさせていただきました。内容につきましては、問診、血圧測定、身体測定、尿検査のほかに採血をさせていただいております。

人数なのですけれども、対象者数が小学校が127名、中学生が124名、高校生が86名、合計で337名おります。そのうち、受診数が小学生が29名、中学生が20名、高校生が17名、合計66人の受診率が19.5%ということになっております。

この中で、特に精密検査等が必要な方等もおりまして、例えばコレステロールが高い方、血圧が高い方、尿酸値が高い方などがおりまして、こういった方たちにつきましては保健師、あるいは管理栄養士から全体説明をするとともに、個別に例えば食事等とかそういったとり方についての説明をさせてもらったところです。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。本当はもう少し時間あれしてお話、聞きたいこともあるのですが、次ちょっと教育委員会にお聞きしたいと思っております。

具体的な健康事業だとか、そういうふうなことについては実際にどのような教室というのか、授業というのか、それらも行われているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

角倉社会教育課長。

○角倉社会教育課長

それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

生涯スポーツの環境づくりという観点から、教育委員会ではスポーツ活動の支援を行っております。まず、町技ミニバレーを初め、町民スポーツ大会の開催など、また体育連盟や各競技団体の行うスポーツ大会などへ財政支援、また運営協力を行っております。

また、教室では水泳、スケート、スキー等の教室、また海洋スポーツや各種スポーツ教室などを実施しております。また、B & Gの施設を活用した海洋スポーツのプログラムも提供しております。

また、スポーツ環境の充実としてはスポーツを担うスポーツ推進員さん、また少年団の指導者などを対象とした研修事業、養成事業等を行っております。また大樹小学校や大樹中学校の体育施設を開放いたしまして、いろいろなスポーツ活動のために支援を行っているところでございます。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今のお話の中で直接というか、団体を通してとか、そういうふうな支援というような間接的なことなのですが、以前は例えば人も潤沢にいたせいもあるのかもしれませんが、B & Gの施設を利用して教育委員会の社会体育係が直接、軽スポーツ教室を開催したりとか、それから教育委員会主催の事業の中でご案内かどうかわからないのですけれども、100日運動とかとって、そのほかいろいろな今も続いておりますファミリー相談だとかいろいろあるのですけれども、ちょっと教育委員会のほうで主催事業だとか、教室が直接の部分が以前と比べて弱くなっているのではないかという認識を持っているのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議 長

角倉社会教育課長。

○角倉社会教育課長

以前の体力づくり100日運動というのを教育委員会、また体育連盟等の共催でやっていたということなのですが、体育連盟の主催事業の一つとして体力づくりを町民に浸透させ、習慣化させる目的で年間100日間を目標に運動やスポーツに取り組むよう、個人で記録できるカード等作成して、町民に配付して、年一度のスポーツ賞授賞式には表彰していたという過去の経過があるようでございます。

約20年ほど前と伺っているのですけれども、表彰対象者が固定化してきたことや、一定の定着が図れたということから、個人として取り組んでいただくことでお休みのものと思われま

す。教育委員会の直営事業ということでありま

すけれども、基本的に体育団体などが自主的に実施する事業に教育委員会としては後ろから支援したり、応援するという形で現在は主に実施されております。

以上です。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今の中のお考えもわかるのでありますが、何か消極的なような気がして、今日は残念でなりませんという言葉で奮起を促したいと思っております。

100日運動でもここに、これは万歩計なのですよね、例えば人もいなくなった、表彰する人もいなくなって、マンネリ化していくのも、例えばこれも予算を伴うことなのですけれども、これ1,000円の万歩計ですので、例えば何ぼがいいのでしょうか100万歩歩いたら、当初はこれは貸与だけれども、おめでとうございます、これを記念にとかという、そういうふうなこともあると思うのです。100日運動も15分以上のスポーツをした自分で自主申告ですから、本当はそういうふうなものに今は血圧計持っている人がいたら血圧計とか、こういうふうなものを利用できる人はしているとか、やはりその時代に合った創意工夫で今、おっしゃっていただいたようなことも大分防げるのではないかなというふうにして思っております。

同じく教育委員会にお聞きしたいと思います。

寿大学担当されているのですけれども、そういうふうな中で今の時代なものですから、例えばの話で軽スポーツ学部のようなものを開催したらいいのではないかなと思うのですが、ちょっと余計なことかもしれませんけれども、そういうふうなことについてのお考えなどはいかがでしょうか、賛同いただけるものでございましょうか。

○議長

角倉社会教育課長。

○角倉社会教育課長

お答えいたします。

寿大学につきましては、高齢者学級として生涯学習センターを主な学習会場として実施しているわけでございます。現在10の学部がございまして、民謡や写真、書道、文芸、陶芸、絵画、手芸などの芸術芸の学部が七つの学部、それから花木、ダンス、料理など合計10学部として実施しております。

また、特別授業として家庭、社会、郷土学習、行政自治、奉仕活動など、教養の科目として定期的

新たな軽スポーツ学部はどうかということでございますけれども、新たな学部の設置につきましては対象の町民のニーズなども踏まえながら今後、関係者と相談してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

教育委員会を責めるわけではないのですけれども、もう一つすみません、中央運動公園で、ウォーキングコースでこれ回ったら何ぼだよとかということで表示もあるのですけれども、ひとつ残念だったのは以前、通れるようなところもテープで通れなくなっていたり、したがって階段ですとか、このようなところなんかも行けないようなそのような状況になっているのです。

その一部が使用できない状況になっているのですけれども、今後どのような対応をするのかお聞きしたいことが1点と、これは町なのか教育委員会なのかちょっとどちらでもいいのですけれども、鉄道公園ですとか、柏林公園とか、いろいろな今の中央運動公園の下のほうでもいいのですけれども、案内版でここまで来たら500メートルだよとかというぐらいの整備いいと思いますので、町の中に歴舟川パークゴルフ場でも本当は入っていいものだったら、ここをぐるっと回ってきたら1キロだよとか、2万歩だよとか、いろいろなそういうふうなことをすぐにでもできるような気がするのですが、前段の分の中央運動公園の整備状況と今言ったような街々の中にそういうふうなウォーキングコースみたいのができないかということをお伺いしたいと思います。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

中央運動公園のウォーキングコースの整備にかかわってでございますけれども、先般、議員からもご指摘をいただきまして、私もコースを周りました。その中で、今まで設置していたコースの一部で木橋などが老朽化伴って使えない部分あること、あるいは案内表示についても適切でないところがございましたことから、表示については一部、是正しております。

今後、コース整備について現状を生かした中で利用していただけるようコース設定などについて改めて検討してまいりたいと考えております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま運動公園以外の街なかの公園について簡単な案内版等を設置してウォーキングコースとかにできないかというご質問、ご意見をいただきました。

私も今、高齢者向けに遊具とは言わないのでしょうか、健康増進の何かそういう設備も承

知しておりますので、公園の整備に向けてそういうものも配置できないかなということ、私もそういうものをどこがいいかも含めて検討した上で設置したいなという思いもございますので、それに併せてウォーキングコース等も可能であれば、案内版等の設置で済む話でもありますので、ぜひ取り組みたいなと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

前向きなお答えいただきましたので、それにちょっと付随してですけれども、冬期間、非常に運動不足になることは、これは否めない事実だと思いますので、何がいいのか僕も歩くスキーといっても今は流行でないのかもしれませんが、体育館を一部、ぐるぐるぐるっと開放してもらえるような、そういうふうな事業などもできないかなというふうに思っていますし、いろいろ考えていただきましたらイギリスではフットパスといって私有地もある一定の条件ですけれども、歩いて行けるような、そういうふうなフットパスのような考え方とか、いろいろ施設が大変だよとか、お金かかって何とかだよというふうなお話をされるのでしたらペタンクというのですか、何か鉄の玉をフランスで高齢者の方がよくやっているような、ポコンとやるような、そういうふうな施設もそんなかからないような、そういうこともありますので、積極果敢に新しい事例ですとか、そういうふうなことを考えていただけないかなというふうに思っているのですが、その点、もうあと一つで終わりますので、前段の部分でお話をいただければと思います。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

体力づくりの普及啓発の取り組みに関してでございますけれども、体力づくりを促進するためには町民の方々がまず自主的に運動、あるいはスポーツをしたいという意欲、こういったものを高めることが重要で、そうした環境を整えていくことは必要と考えております。

そうした中で、軽スポーツ、今、議員からも紹介ありました軽スポーツの取り組み、これは競技スポーツに比べて余り負荷が掛からない、誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できるスポーツとして高齢者の健康寿命の視点からも推進していくことは大変異議あるものと考えておりますので、ウォーキングの推進などの取り組みとともに、ただいまご紹介いただきました新しいスポーツ、ニュースポーツなども今後、スポーツ推進委員会などにおいて検討してまいりたいと考えております。

合せて冬期間における体力づくりに向けた環境ということで学校開放の施設利用ということでございますけれども、現在、学校開放行っている大樹中学校の体育館の2階のギャラリー部分、ここは短距離ではございますけれども、高齢者などの冬場のウォーキング場として活用することも可能と考えておりますので、これも併せて今後検討してまいりたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、一番最初にお話ししたいろいろ種々お伺いしまして、一生懸命それぞれの部局でおやりになっていることは重々承知しましたが、最後に一番最初にお聞きしたように町部局と教育委員会が連携して会議を持つとか、そのようなことというのはなされているのかなというふうに思っているのです。

そういうことが定期的にか、またはいろいろなことで行われれば今、町長や教育長からお話いただいたことも相当現実性を持って前進していくと思うのですが、今の状況と、これからそのようなことできるよというふうなお話をいただければ、今、できていなくてもそれは仕方がないことなのかもしれませんけれども、そこら辺の状況と将来展望をお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

よろしくお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま教育委員会と町の連携というご質問をいただきました。

議員もご承知のとおり、平成27年度から新たな教育委員会制度がスタートいたしました。その発端となったのは大津市でのいじめの問題を契機として自治体と教育委員会が連携をさらに深めるということで、新たな制度がスタートいたしまして、大樹町も7月だったと思いますが教育総合会議、第1回目の総合会議を開催し、教育大綱の策定なども手がけたところでもあります。

会議の中で私どもとその会議に参加をいたしました教育委員さんと教育関係のことでしたが、活発な議論をしたというふうに思っておりますし、大変、有効的な、効果的な会議だったなというふうに思っております。

この後、11月にも再度会議を持つ予定がありますので、その段階で今回はこの事業では健康の部分を含めてどういう対応がとれるかということを含めて、その会議の中で議論をしていきたいなというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

町長ですとか、教育委員さん以外にも担当者レベルなどでも、ぜひ会議というか、協力をお願いしたいと思います。

これは悪くて言っているわけではないのですけれども、例えば保健師さんなどは健康の教室、エアロビクスとか何かスリム何とか教室とか、たしか三つぐらいおやりになっていますので、多分、教育委員会などでも援助できるような、そういうふうな部門もたくさんあると

思いますので、ぜひぜひ密度の高い事業を構築していただければというふうに思っております。

議長、次の行ってよろしいですか。

○議長

次の質問に移ってください。

○西田輝樹議員

それでは、2番目にお願いしております再生エネルギーの利活用について、町のお考えをお聞きしたいと思います。

大樹町においても太陽光発電に対する助成を行った結果、多くの家庭で発電が行われたり、大規模な発電も実施されるようになっております。

また、バイオガス発電と申しますか、利用と申しますか、そういうことや木質材料のチップを利用したボイラーも稼働されてきました。ベースとなる条件は整備されつつあるという私、認識を持っているのですが、今後の町としての再生エネルギーの整備計画やどのようなクリーンエネルギー社会を考えているのかお知らせ願いたいと思います。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、西田議員の再生エネルギーの利活用についてお答えをいたします。

太陽光発電につきましては、町では平成23年度から今年度までの5年間、住宅用太陽光発電システム導入補助を実施しており、平成26年度までに50件、2,248万円を助成をしております。

今年度の8月末現在、11件の申請があり、合計で60件を超える実績となる予定であります。

1,000キロワットを超える、いわゆるメガソーラー級につきましては既に3カ所が町内で発電を開始しており、今年度中に1カ所を開始を予定しているところでもあります。

また、昨年、改築しました町立国保病院は10キロワットの太陽光発電を設置しており、自家消費しているところでもあります。

町からの補助以外の家庭用太陽光発電と10キロワットを超える事業用発電は、その数については把握はしておりませんが、町内に多く見受けますので日照率がよく、土地が広い、当町の特性を生かし、ここ数年で相当数が普及したと感じているところでもあります。

バイオガス発電につきましては、大規模農場、いわゆるメガファームによる家畜排泄物バイオガスプラントが町内で2カ所整備されており、循環型農業の確立、臭気、臭いの低減化に効果を上げており、今後も普及に期待しておりますが、電力会社の買い取りや送電線の問題もあり、難しい点もあるということも承知をしているところでもあります。

木質バイオマスにつきましては、町内に発電施設はありませんが、晩成温泉に木質ボイラーを導入し、本年4月から稼働しており、町内産の木質チップによる熱供給をしていると

ころでもあります。このほか、風力、水力、地熱、波力など再生可能エネルギーは未利用となっております。

今後、町の再生可能エネルギー活用の計画ですが、第5期総合計画基本計画に新エネルギーの活用を掲げており、未利用、低利用のバイオマス資源の活用、地域にあった新たなエネルギーの研究など、有効なエネルギーの導入を検討することとしております。

また、木質ボイラーについては、平成26年策定の木質ボイラー導入計画に基づき、既に導入したボイラーの成果、問題点などを検証し、施設の改築、整備に合わせて順次導入してまいりたいと考えております。

クリーンエネルギー社会の考え方については、可能な限り化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を推進し、CO₂の削減と内窓サッシなどエコ住宅の推進、エコカーの導入など、省エネと併せて環境負荷の少ない町、循環型農業の確立、雇用と地域経済に貢献するシステムの確立を図ってまいりたいと思っております。

時間はかかると思いますが、たゆまず研究、検討してまいりたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、ひとつちょっと具体的なことをお伺いしたいと思います。

住宅用太陽光発電システムですとか、メガソーラーですとか、バイオマスプラントなど大樹町で動いているのですけれども、これの発電量とかCO₂の削減などの効果なんていうのは町のほうで捉えているのか、まず一つ目にお聞きします。

○議 長

黒川企画課長。

○黒川企画課長

これまで補助をしました太陽光発電で約60件の補助をしております。また、メガソーラーでは現在3件が稼働しておりまして、ことし一番大きなメガソーラーは発電を開始するという予定でございます。

一般住宅は10キロ未満の発電となっておりますので、ほぼ大体、平均4キロワットの発電となっておりますけれども、そのほかに事業用もございまして北電にちょっと問い合わせたのですが、北電では把握できないという回答で、具体的な数字はちょっとつかめておりません。

ただ、メガソーラーで考えますと全体で約7メガになる予定でございまして、住宅1戸当たり、仮に今度、住宅1戸当たりの消費もいろいろな数字がありまして、家庭で大分変わるので、2.1キロは仮定しますと3,300戸分ぐらいになるのかなと、ほぼ住宅の部分は賄えるというような数値も出ておりますが、夜間の捉まえ方とか、いろいろなケースがありまして、いろいろ動くものではあると承知しております。

CO₂の削減につきましては、ちょっと手元に数値がございませんので後ほどお知らせさ

せていただきたいと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今のお話の中で何か、それは北電さんがわからないというのだから、わからなかったのでしょうか、北電に接続しているはずだから、北電で承知できないというのは何か不思議な話だなというふうに私、思っております。

それで、町のほうで今、難しく送電線の問題だとかいろいろ買い取りの全体量のこととか、それはこのことに非常に私、興味持っていますので、それはわかっているのですけれども、でも水素の形で発電したものを水素に置きかえて燃料電池でエネルギーを利用するというような方法もあるはずなのです。

自動車が通常の自家用車は1年間に1万1,000キロ、日本の平均では距離数もあるようなのですが、20平米の太陽光パネルでは1万3,000キロ分を通常、気候条件とか屋根の傾斜とかいろいろ条件によって違うのでしょうけれども、そういうふうな具体的な試算もしているところもありますし、何かメタンなんかの利用も水素を抜き取ってというような、そういうふうな先駆的なこともすぐ身近な町村で起きていますし、新聞や雑誌などによりますとそういうふうなこともすぐ近くだなというふうなことで思っているのですけれども、大樹町としてはそういうふうなもう少し、もう1歩、2歩前のそういうふうな取り組みなどについては計画と申しますか、構想はないのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま水素であるとか、メタンであるとか、新たな再生エネルギーの活用について町の計画があるかというご質問をいただきました。

新たなそういう部分での活用については今のところ町としては計画を持ってございません。今現在、進めております太陽光、また家畜ふん尿の排泄物のバイオガス発電、また、町が計画をつくって進めております木質バイオマス、特に木質バイオマスにつきましては今、今年度から新たにスタートしたというようなことでもありますので、この木質バイオマスの地域循環型のシステムを早い段階で構築することが大樹町にとって非常に効果があるというふうに思っておりますので、その部分については町として積極的に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

今後、新たな水素でありますとか、メタンでありますとか、そういう部分の再生エネルギーの利活用についても町として進めるべき段階がまいりましたときには検討を重ねた上で進めていきたいというふうにも考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

先ほど黒川課長のほうから3,300戸分ということは、ほぼ民生用については需給できる体制でないかなというふうなことで安心したのですが、日本で民生用のエネルギーを需給できる町村が雑誌によりますと7町村あって、有名なところでは新潟の巻町ですとか、それから北海道でいえば苫前なども七つの町の中に名前入っておりましたので、確実に大樹町もそのような仲間入りできるような、そういうふうな努力を促したいというふうに思っておりますので、これからもいろいろなシステム的に、今、ご答弁の中で1戸40万円ですか、見たら十勝でも断トツの高い補助金ですので、頑張っているなというふうに思っているのですが、だんだん利用する人も高齢化になれば、例えば何かお日様ファンドみたいのを使って、ある程度、そういうふうな直接補助金プラス、そういうふうな債務負担ではないですけども、そういうふうな方法で応援する方法とか、先ほども教育委員会にいろいろな方法があるのではないかと余計なことを言いましたけれども、エネルギーの普及についてもいろいろそういうふうな、それが先進事例といいますか、そういうふうないろいろな多様なエネルギーの増に向かっていろいろおやりになっているのではないかなと思うのです。

役場にもハイブリッドですか、1台ありますけれども、科学雑誌のニュートンというところからの資料なのですが、1キロ走るのにハイブリッドでは4.9円かかるそうなのです。それから、プラグインのハイブリッドでモーター中心に動くと4.7円だそうです。プラグインで4.7円でモーターで動くときは1.4円だそうです、1キロ見込み。

それから、電気自動車は夜間電気を利用すれば1.3円で動くそうです。先ほどから出ている燃料電池はいろいろ大きなメーカーが水素を供給してくれているのですけれども、特別な値段で今、出してもらっても8.5円というような、そういうふうなニュートンという科学雑誌によりますと、そのようなことを書いてあったのです。

一方、ベンチャー企業で、これは横浜のベンチャー企業なのですけれども、電動バイクというのか、ちょっと僕正式な名前はわかりませんが、その宣伝しているわけではないのですけれども10万円以下の電動バイクもこうやって売っているのです、多分、買えると思うのですけれども売っているのだから。

それからバングラデシュというところは日本でいう人力車に近いような電気の三輪のあれで中華人民共和国では20万円で売ってて、日本のベンチャー企業もこれとは別の会社ですけれども20万円で売っているそうなのです。

ぜひ、環境側も熟してきたので、町長どうでしょう。僕はプリウス、お金がなくて乗れないからアクアというもっと小さな車のハイブリッド乗っているのですけれども、役場もそのような、例えば名古屋の郵便局ではもう配達に電気自動車使っていたりしていますので、保健婦さんとか、徴収とか、いろいろ業務でも環境に優しい自動車の導入を考えるとでないかなと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

町の公用車でクリーンエネルギーの利活用という部分でのご質問をいただきました。

大樹町もプリウスを早い段階で導入をいたしました。バッテリーを2回交換して30万キロ以上走ったのですが、さすがにバッテリーも含めて車が壊れたということで入れ替えをいたしました。今現在、ハイブリッド車については4台、所有をしているところでもありません。

議員のご指摘のとおり、化石燃料に頼ることなく今後、クリーンエネルギーを活用した再生エネルギーを使うまちづくりというのも町のコンセプトとしては非常に大切なことというふうに思っておりますので、今後、公用車等の更新のときにはそういう部分も含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

総合計画の中でもこれからそのような再生エネルギーの利活用などもちゃんとたっているよというふうな心強い状況でありますけれども、例えば風力発電のことを一つ、航空公園つくるときにあそこに気象観測のあれを何年間、前からやって、そうやって基礎データあってここに航空公園といいますか、滑走路をつくってもいいよというふうな、そういうふうな努力をしてきた経過がありますので、ぜひ、ちょっと町長さんのおっしゃっているような波を利用するような新エネルギーはちょっと難しいかなとは思ってはいるのですが、今、平均秒速、すごい技術革新で、以前は秒速6メートルなければ、ああいうふうな風車というのはなかなかペイラインではないのですけれども、今はこんなくると縦に回るような、ああいうふうな新しい最新の風車で秒速2メートルで発電のペイラインに乗るようなのです。

ぜひ、頑張るぞというふうなお話の中でしたら、大変、恐縮ではございますが、そういうふうな例えば旭浜や浜大樹に、そういうふうな風力計とか風向計とか、何かそういうふうなものでもそんなにお金がかからないので、新年度予算で航空公園でそのように努力したように、風力発電なんかについてもそのように努力していただきたいと思えます。

町長のほうはそのような余り興味ないのかもしれませんが、世の中の的にはバイオコークスって石炭が石炭になるためには3,000年も時間がかかっているのですって、圧力と時間が。近畿大学の先生でそれをセルロース由来の物だったら1時間でコークスをつくるような方法ですとか、いろいろ新しい時代にそういうふうなことも世の中、そのように動いておりますので、ぜひ担当者に勉強を促して、ぜひぜひさらに新しい再生エネルギーもありますので、そういうことを努力していただきたいというふうに思っています。

町立病院にも10キロワットの太陽光発電できたよというふうなお話ですけれども、多分、僕、大樹町に前もお話ししたのですけれども、再生エネルギーとかそういうふうなクリーンエネルギーの計画がないからそういうふうなこともぼつん、ぼつんとしかできないのでは

ないかなと思うのです。閉校された旧校もあるし、もっといろいろな公共施設も屋根を使って太陽光発電などもできますし、ほかの町村のことを言って恐縮ですけれども、僕はそういうふうな勉強会に行ってきましたけれども、更別では大学の先生をお呼びして村独自の再生エネルギー計画の発表会に行ってきましたけれども、ぜひ大気も総合計画に書いてあるぞとか、年度別計画に書いてあるぞばかりでなくて、町長にはぜひ再生エネルギーといいますか、クリーンエネルギー社会を目指すということで、独自の計画を樹立していただきたいということをお願いして、そのお答えをもらって今日の一般質問を終わりたいと思います。

どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私も先ほど答弁させていただきましたが、大樹町も太陽光発電であるとか、木質バイオ、または家畜ふん尿のバイオガス発電等も取り組んでおります。

全体的な一つの形となった計画というものはございませんが、大樹町なりに今まで取り組んできた結果が今の段階なのかなというふうに思っております。

風力発電についてもたしかあの風力発電が普及し始めたときに、大樹町内でも設置について検討したということを知っております。

ただ、残念ながら当時の大きな風車を回すだけの安定的な風がなかったというようなことで、導入を断念した経過があるということも知っておりますので、今後、微風でも回るような新たな風力発電のシステムはあるということでもありますし、その他のバイオマス関係についても、必要なものについては町としてしっかり取り組んでいきたいなと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、これで終わります。ありがとうございました。

○議 長

休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○議 長

再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、2番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先に通告をいたしました学校現場におけますアンガーマネジメントの考え方とスクールカウンセラーの取り組みについてお聞きしたいと思います。

近年、新聞、テレビ、マスコミ等においてキレル子どもといった自分の感情をコントロールできないことが原因で他者への攻撃的な行動を起こしたり、また非行だとか、社会的なトラブルを起こすことがよく最近耳にするようになりました。現段階では、うちの大樹町においての児童生徒、小中高の児童生徒は精神的にも安定している状況です。

そうなのですが、今後に向けて予防策を含めた中で人間関係をスムーズにすることが教育、事業、そして第三者の配置といったメンタルな部分でのスクールカウンセラーの配置がいろいろ必要だと考えております。

そういった関係で、次の点についてお伺いをいたします。

1 番目ですけれども、怒りの感情と上手につき合うためのスキルを学ぶ心理教育の一つ、アンガーマネジメントの教育委員会としての評価と考え方についてお伺いしたいです。

2 点目ですけれども、アンガーマネジメントの教員、また管理職等での昨年あたり全道の校長会等で研修会を開催したりしているのですけれども、その研修会とか実習等の実績があれば、その受けた教員からの評価、意見があれば、報告があればお聞きしたいと思っております。

3 点目ですけれども、次ですけれども児童生徒の不登校や種々の問題行動等の対応に当たっては、専門的な心理学的知識や心理援助知識が求められている第三者のスクールカウンセラーの配置の取り組みについて、この3点まずお聞きしたいです。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

ご質問のアンガーマネジメントの考え方とスクールカウンセラーの取り組みについてお答えいたします。

まず1点目のアンガーマネジメントの評価と考え方についてでございますけれども、毎年実施しております生徒指導上の諸問題に関する調査結果から、大樹町の小中学校では発生しておりませんが、道内の小中学校では851件の暴力行為が発生しております。

近年の傾向として、子どもたちが感情を抑えられず考えや気持ちを言葉でうまく伝えたり、人の話を聞いたりする能力の低下が上げられており、その背景には規範意識の低下、家庭の療育の問題、映像等の暴力場面に接する機会の増加など、子どもたちを取り巻く家庭や社会環境の変化に伴う多様な問題があることが指摘されております。

そうした中、自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法でありますアンガーマネジメントは先進県などでは実践研究が進められており、その有効性が報告されております。

文部科学省から出された生徒指導上の参考資料でも教育相談で活用できる新たな手法として紹介されており、児童生徒への指導や教職員の自己管理能力の向上などにおいてひとつ

の指導手法として有効であると考えております。

2点目のアンガーマネジメントの教員等の研修実績や受けた教員からの評価、意見についてでございます。アンガーマネジメントは児童生徒への指導方法のほか、教員の事業や部活動等での望ましい指導の観点からも新たな指導方法として紹介されております。

北海道教育委員会におきましても、教職員による体罰根絶を目指し、平成25年度に策定いたしました校内研修などで活用する学校教育指導資料の中で効果的な指導方法の一つとして紹介しています。

アンガーマネジメントに関しましては管内でも教育関係団体が主催する研修、あるいは校内研修等で取り上げられており、参加した教員等からは子どもがパニックを起こしたときの対処法として参考となった、怒りはコントロールできることがわかった、子どもたちへの指導だけでなく、教員自身の感情をコントロールするのに役立てることができたといった意見が出されております。

3点目のスクールカウンセラーの配置取り組みの考えについてでございます。

スクールカウンセラーは臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の不登校や生活上の悩みなどの相談に応じ指導、助言を行う専門家として、管内においても主に生徒指導上課題の多い高等学校や市町村で配置されております。

大樹町におきましても、北海道教育委員会が実施しておりますスクールカウンセラー等活用事業によるスクールカウンセラーの配置を検討した経過がございますが、配置枠や配置条件等もあり、配置にいたっておりません。

議員もご質問の中で述べられておりますとおり大樹小学校、大樹中学校の児童生徒は安定している状況でございますが、学校からは特別な支援まで必要ないが、不安を抱えた生徒もいることから予防の観点からも配置を希望しているところであります。

文部科学省では、平成28年度の予算要望の中でスクールカウンセラーの配置拡充を要望しており、さらに平成31年度までに全公立小中学校の学校への配置を目指しておりますので、国の動向にも注視しながら配置に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは答弁の中で、まずはアンガーマネジメントに関して何点かお聞きしたいと思います。アンガーというのはいらいらするだとか、怒りの感情ということです。マネジメントは上手につき合う、または管理することで、怒りのエネルギーを持つポジティブを使いましょうという、そういった一つのプログラムなのです。1970年代にアメリカで始められたと聞いております。

教育長の答弁の中で生徒指導の参考資料でも教育相談で活用できる新たな手法として紹介されており、児童生徒への指導や教職員の自己管理能力の向上などにおいて、ひとつの指導手法として有効であると、そういった答弁をいただいたのですけれども、今現在、小学校、

中学校は高校もそうですけれども、児童生徒は非常に安定している状態ですが、学校現場での取り組み、そういったマネジメントの研修だとか考え方についてはお持ちではないのか、その辺のことをお聞きしたいのですけれども。

○議 長

吉岡学校教育課長。

○吉岡学校教育課長

アンガーマネジメントの学校現場での取り組みの考えはということでございます。アンガーマネジメントのアンガースの説明、この怒りの感情ということにかかわってでございますけれども、先ほどありましたように暴力に繋がっているということもありますが、児童生徒においてはいじめの問題の原因の一つにもなっているものと考えております。

いじめの問題に関しましては、大樹町小学校では道徳の時間などで日頃より相手を思いやる気持ちなど、対人関係などの指導を行っております。

また、教員にかかわっては先ほどもありましたけれども体罰の実態調査の中で、今年度においては新たにアンガーマネジメントに関する質問事項が設けられております。その中で、大樹中学校では校内での職員研修の中で取り上げており、認識を高めているところでございます。

アンガーマネジメントの校外の学校以外の研修につきましては、一部で開催されておりますが今年度も教育研修センター、十勝複合事務組合の教育委員会部会での管轄であります教育研修センターが開催している研修の一部なのですけれども、学校保健の研修の中で取り上げるようになっており、この研修に大樹小中学校の養護教諭が出席することになっておりますので、この研修の内容をもとに今後も校内研修の中で教職員に周知をしていく予定としてございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、そういった研修に機会があればどんどん参加していただきたいと思います。また、十勝管内にはそのアンガーマネジメントのインストラクターがおられますので、ぜひそういう方を校内研修だとか、教員の町内の研修等で使っていただくと大変勉強になるのではないかと考えております。

それで、答弁の中で児童生徒への指導方法のほか、教員の授業や部活動等での望ましい指導の視点からも新たな指導方法として紹介されておりますという、今、教育長の答弁の中で、学校保健はいいのですけれども、特に最近、目立つのは特に部活動だとか、少年団等の先生方の指導者はいいのですが、その辺は研修されているのですが、特に民間指導者の体罰防止にも効果があると聞いております。

そういった観点から社会教育、また家庭教育の一環として学校の保護者、また指導者の

リーダー研修を含めた研修講座の機会が、そういうことも今後は設けていく必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺の考え方についてお伺いしたいのですけれども。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

アンガーマネジメントの手法、これは怒りやいらだちといった感情を上手にコントロールするトレーニング法として主に児童生徒の子どもたちへのカウンセリングの中で取り上げられておりますけれども、このトレーニング法は子育ての中、あるいは職場でのよりよい人間関係づくりといった面からも効果が期待されており、一部の市町村においては生涯学習の学びの機会においても研修のテーマとして取り上げられております。

当町におきましても社会教育、あるいは家庭教育に関する事業でも取り上げることにについて今後、検討してまいりたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

少年団等では少年団本部の指導者研修だとか、またスポーツ指導員の南十勝の指導者研修等がありますので、そういった研修の中でそういう研修を開いて体罰防止にひとつコントロールできるような指導者づくりも必要ではないかなと思うのですけれども、その辺もお願いしたいと思います。

それで、アンガーマネジメントについては先生らが十分対応しているということで、答弁の中でも規範意識の低下だとか、家庭養育の問題等、子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化に伴い多様な問題ある中で、そういった答弁の中で得に小学校高学年から中学生、思春期、高校生も含めるのですけれども、そういった今の現状、児童生徒の臨床心理状態を知る怒った気持ちを表現する程度だとか、自分の怒りを感情するといった、そういった一つの手法があるのです。英語で言ったらDESC法だとか、ワークシートを一つ活用した中で、今の児童生徒の状況を把握する調査のお考えはないのか、お聞きしたいのですけれども。

○議 長

吉岡学校教育課長。

○吉岡学校教育課長

自分の気持ちや考えを相手にわかりやすくする基本ステップとして、今言われたDESC法の活用がありますが、議員おっしゃられるように現在、児童、生徒はほぼ落ち着いた状況にあり、現在のところ調査をする考えはございません。

大樹小中学校においては、日常において教員が児童生徒の表情、あるいは態度、行動などを日常的に注視して問題が起こらないように取り組んでいる状態です。

教育委員会としても学校現場の現在のそのような対応を見守っていきたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

はい、わかりました。

それで、今までの話、アンガーマネジメント、自分で自分のいらいだとか感情とか、ある程度、プログラムに沿ってコントロールするというのですけれども、子どもの中にはそれもできない、なかなか難しいという子どもがいるので、そういった中で第三者的なスクールカウンセラー等についてこれからお聞きしたいのですけれども、北海道教育委員会が実施しているスクールカウンセラー等の活用事業についての内容と詳細についてももう少し知りたいのですけれども。

○議 長

吉岡学校教育課長。

○吉岡学校教育課長

北海道スクールカウンセラーの北海道教育委員会の活用事業ということでございます。

道教委では、国の事業を活用し、生徒の心の悩みも深刻やいじめ、不登校等の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、中途退学者や不登校生徒の多い高等学校や中学校等に対して希望に応じてスクールカウンセラーを配置しているところでございます。

今年度の配置予定数は通年配置として、高等学校が70校、中学校等では270校程度を配置するとしており、この配置条件としては中途退学や不登校生徒が多いことが1点です。

2点目には、スクールカウンセラー等を連携した効果的な取り組みが実施できる相談体制が確立していること。

それから3点目には、相談室の環境が整備されていることなどが要件となっております。

配置されたスクールカウンセラーは校長との指揮監督のもとで、主に児童生徒へのカウンセリングに関する教職員や保護者等に対する指導、助言等などを行っているというような内容となっております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、今現在では予防、大樹の場合は大きな問題がありませんので予防策ではなかなか配置が厳しいのかなということがわかりました。が、しかし、全くそれはゼロではないのです、不登校だとか、いろいろな悩み、そういったことの中で今のところは養護教員だとか、担任の先生だとか、部活の先生が対応している状況なのですけれども、そこで万が一、教職員と児童とのトラブル、また友人同士とのトラブルによって精神的に追い詰められる、そういったメンタルの面でそういう傾向が出てくるのではないかと思うのです。

そのためにも、第三者的な、これは文科省の調査ですけれども、児童生徒と教員と別の枠

組みで人間関係の相談ができるだとか、また保護者、成績の評価など行わない第三者的な存在であるため、児童生徒、保護者が気兼ねなくカウンセリングを受けるといった実感として報告が上げられています。

そういった第三者とか、これから重要視されていくのかと思っております。文科省は平成31年度は小中学校には配置したいと、でもこれも多分、消費税の増税を狙った子育て支援の一環かと思っているのですけれども、そういった中で近年、先生方も、うちの学校はいないのですけれども、いろいろな直面する学校現場でストレスを抱える教員が増加していることが精神疾患による教職者数の増加、教員のストレス、これは職場内における起因等の割合が高いと報告されております。

こうした教員のメンタルにも求められるスクールカウンセラーの役割は生徒だけでなく、教員にも大きいと、必要性が大きいと考えているのですけれども、その辺の委員会の考えについて伺います。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

スクールカウンセラーの役割、あるいは必要性に対する教育委員会の考え方についてでございますけれども、近年、いじめの深刻化や不登校など、児童生徒の心のありようにかかわるさまざまな問題が生じております。

こうした課題がある中で、児童生徒、あるいは保護者、教師の抱える悩みを受けとめ、学校におけるカウンセリングの機能、これを充実図っていくということが一層求められております。

臨床心理に専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーの役割、非常に重要であると思っております。

そういった意味においても学校のカウンセリング機能の充実に向けたカウンセラーの活用ということは必要なことと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

確かに今、教育長もおっしゃったとおり、カウンセラーの役割は重要で、カウンセラーの活用については必要なことと考えておりますので、ぜひ何とか実施に向ける方向に、配置できるような方向に進めていただきたいのですけれども、そこで最後なのですけれども文科省は平成28年度の予算要望の中でスクールカウンセラーの配置の拡充を要望しておりますが、配置校は不登校や児童生徒上、課題の多い学校から限られた予算の中で行われると答弁の中で聞いております。

そうなのですけれども、近年においては児童生徒の内面、家庭、学校、または先生、友人といったちょっとしたトラブルも心の病いとか精神疾患といったメンタルの部分での児童

が今も大樹町にはいるかもしれないし、授業の中で一生懸命自分の心の中で闘っている児童生徒がいるかもしれません。

それが放置していくと、ひどくなると自傷行為、リストカットだとか、あるいは生命にかかわるこういう発展の可能性もあるのでは、全くゼロではないと思うのです。

そういったメンタルの予防策のためにも今現状では、大樹の場合も小学校、中学校、単独ではなかなか配置が厳しいのかなと思っております。

これ、最後の質問ですけれども、できれば小中高、3校で1職員というか、そういった3校を巡回するとか、1週間5日のうち、2日間は月火、高校、水木、中学校、金曜日、小学校といった、そういうことを巡回することによって、第三者的なスクールカウンセラーが児童生徒と普段の生活の中でコミュニケーションを図って信頼関係を構築して、こういったメンタルケアをしていくスクールカウンセラーの配置は町独自で取り組み、少しは考えていかなければならないと思っているのですけれども、その辺の町独自の配置の考えについて最後にお聞きしたいです。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

スクールカウンセラーを配置する考えについてでございますが、大樹町の小中学校においては議員がおっしゃるような現在のところは児童生徒は落ち着いた状況でございます。

しかし、不安を持って学校生活を過ごしている生徒もいまして、予防的な視点からも配置は望ましいものと考えております。

また、教員の多忙化を解消して子どもたちに向き合う時間を確保するといった点からも、そういった配置は望まれるものと考えております。

今後は、国の配置拡充の動向、こういったものも注視しながら道の派遣事業の活用に向けて大樹町が今、進めております小中高のこの連携の取り組みでの活用、こういったものを道教委のほうにも提案するなどをして、通年配置に向けて道に今後、要望してまいりたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、この4月から新たな小中高の連携組織ができましたら、その中でも児童生徒の心の教育といった面からも予防策として、自分たちで確保ということも考え視野に置きながら、ぜひ進めていただきたいと思っております。

今回は学校現場においてお尋ねしたのですけれども、これは町全体だとか、青少年健全育成からも町の職員の中に臨床心理士とか、精神保健福祉士等の資格を持っておられる方おられますので、そういった子育て支援の取り組みの一つとしてスクールアドバイザーだとか、スクールソーシャルワーカーの取り組みも今後は子育て支援の中に取り組んでいく必要が

あるのではないかと思います。これについては、次回の一般質問でお聞きしたいと思っております。

それで、今回、児童生徒が安定している状況から、今後の予防策としてアンガーマネジメントにかかる実態調査とスクールカウンセラーの必要性と単独の配置を見据えながら、小中の連絡会議、また教育委員会の定例会、または校長会において配置の拡充の要望を引き続きお願いして、一般質問を終わります。

○議 長

次に、4番松本敏光君。

○松本敏光議員

それでは、先ほど通告しております質問事項として、空き家対策について町長に質問させていただきます。

平成25年度の総務省の土地統計調査によると、全国平均の空き家率は13.5%に上り、北海道においても総住宅数274万6千戸のうち、空き家率は14.1%と前回の調査の平成20年度に比べ0.4ポイント上昇しております。

そこでお伺いしたいと思いますが、大樹町においても人口減少と高齢者の増加に伴い、空き家が増えているところであります。

第1点として、町としての空き家実態調査をして件数を把握しているかということと、第2点の危険な状態の空き家を近隣の住民に知らせているか、特に子どもたちが入り込むということも考えられますので、何らかの安全対策は必要ではないかと思われま

す。3点目として、市街地区、麻友、尾田、石坂、浜大樹においても、倒壊寸前の空き家が見られます。これからの冬に向かい、降雪等を考えると早急の対策が必要ではないかと考えられますので、その3点を町長に対応をお聞きしたいと思います。よろしくお願

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

松本議員の空き家対策についてお答えをいたします。

全国的に問題となっております空き家の実態についてですが、空き地も含め防犯、火災の危険や倒壊などの防災上の問題、さらに雑草、悪臭などの環境衛生の悪化や景観上などの問題もあり、その管理と利活用については各自治体の新たな課題となっております。

また、国土交通省政策研究所の調査報告によりますと、少子高齢化の進展で空き地、空き家が増加しており、高齢化の進んでいる地域では空き家比率も高くなっていると言われております。

本町においても世帯数はそれほど減少していないものの、人口減少が進み、高齢化率の高いことから、空き家の数は増加傾向にあると思っております。

1点目の町として空き家実態調査と件数の把握についてであります。売却や借家としての利用を希望されている物件につきましては、情報の収集に努めており、老朽化した家屋が

放置されていることについても行政区長や近隣住民の方などからの相談や情報提供等により、ある程度、認識はしておりますが、住民生活に影響を及ぼすような極めて危険な建物を含め、空き家の実態調査を実施はしておりません。ゆえ、正確な件数の把握にいたっていない状況にもあります。

次に、2点目のご質問と3点目のご質問が関連しますので、併せてお答えをいたします。

危険な状態の空き家の近隣住民への周知のご質問ですが、危険な状態にある空き家として市街地域で2件、その他の地域で2件の相談を受けております。所有者の確認などを行いながら対応しておりますが、抜本的な解決に至っていないということもあり、住民への知らせはできていない状況にあります。

建物につきましては、個人の財産ではありますので、所有者には常時、適正な管理をお願いしているところではあります。放置されている状況や危険な家屋と見られるような場合でも、さまざまな問題、課題があり、対応が難しいところがあります。

議員ご指摘のように、町内に倒壊寸前の空き家が見受けられ、安全対策や防犯の面からも早急な対策が必要であるという認識は持っているところでもあります。

空き家対策につきましては、昨年の11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、今年5月に完全施行されておりますので、今後、町といたしましても条例の制定や空き家対策、計画の策定などについて管内の動向などを踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

○議 長

松本敏光君。

○松本敏光議員

町内における家屋固定資産税は徴収しておりますが、これら倒壊寸前の家屋に対しても徴収しているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

今、倒壊寸前の空き家に対して固定資産税、課税されているかというご質問ですが、物件としましては課税の対象になる物件という形で認識しております。

ただし、そういう状況にある建物につきましては、免税点以下の評価額ということになっておりまして、実際に固定資産税についてはかかっていないという状況でございます。

○議 長

松本敏光君。

○松本敏光議員

徴収されているのであれば、私は徴収する中で指導ということも行政としては必要ではないかなと感じられます。ぜひ、町長が言われる他町村にしても、私は大樹町としても早急に空き家対策計画の策定、もしくは条例の制定をお願いしたいと思います。

それに、空き家関連になりますが、町内の空き店舗が目立つようになりました。町の活性化を図るためにおいても、空き家店舗をどのように活用するか、今後の対応をちょっとお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、ご質問の関連ということで、空き店舗の対策についてのご質問をいただきました。

商店街の空き店舗について、シャッター街と言われておりますが、大樹町にも閉店している商店の跡がございます。幸い、今年に入りまして新たに大樹町で起業していただいた方もいらっしゃいまして、その部分で賑わいがあるということで大変、嬉しく思っているところでもあります。

今後、商工会、または関係する方々と相談をしながら空き店舗の活用については検討を進めていきたいというふうに思っております。商工業の発展、大樹町の町のためにも非常に大切なことでもありますので、今今こういう形で計画を持っていますということを説明できる段階にはありませんが、空き店舗対策についても商工会含め関係する皆様とともに協議を進めて解消に努めてまいりたいと思っております。

○議 長

松本敏光君。

○松本敏光議員

大樹町としても人口が削減する中、高齢化増える中で町のシャッター街、商店街の閉鎖、残念に私も感じております。

中で、昨日のNHKからのローカル番組で大樹町のまちおこしというのをPRされておりました。私もあれは、すごく大変、大事なことだなと思っております。

そこで、今後、大樹町としてもそのようなまちおこし、地域活性化をお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

休憩します。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時00分

○議 長

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、9番志民和義君。

○志民和義議員

それでは、通告してありました3点について町長並びに教育長、農業委員会会長に質問いたします。

まず、1点目については、季節労働者の冬の仕事確保について、町長にお伺いいたします。

大樹町において、毎年実施している季節労働者の冬の仕事確保について、今年度も実施してほしいという声を聞いております。季節労働者の冬の講習が廃止され、また、さらに雇用保険の日数も削減され、そういう状況のもとで冬期間の収入を確保するよう求める声を聞いています。町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員の季節労働者の冬の仕事確保についてお答えをいたします。

例年実施しております季節労働者の方々への当期雇用対策につきましては、昨年度、松山地区二の沢川の支障木伐採処理作業を実施し、22名、述べ190人日、680万4,000円を支出したところであります。

平成22年度からの5カ年の平均では19名、述べ184人日、1人当たり9.7日の出益となっております。

今年度につきましても、地方創生先行型交付金を活用し、平成26年度の繰越明許費により700万円の予算措置をしており、明けて1月中旬以降に芽武地区農業用排水路支障木伐採処理工事700メートルを実施の予定であり、季節労働者の方々の冬期間の仕事を確保し、生活の安定を図ってまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

例年12月の補正予算でやっているのですが、今度は当初の予算でということで、繰越明許ということですが、周知漏れないように、またそういう人たちはそれぞれの連絡、また会社とかあるので、漏れないようになっていると思いますけれども、周知のほうを徹底するようにぜひお願いしたいのと、もう一つは寒いところなので、例年実施しておりますけれども、寒くないような対策を望みたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今年度、年が明けて1月の予定をしておりますが、基本的には例年どおりの内容実施ということ想定しておりますので、周知等についても例年同様の形で行いたいと思いますし、冬期間の作業でもありますので、作業に支障のないような対応もとってまいりたいと思いま

す。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

休憩時間等については例年どおり暖かくいうことで要望しておきます。

次に行ってよろしいでしょうか。

○議 長

はい、次の質問に移ってください。

○志民和義議員

2番目に農業委員会農地法の改正案についてでございます。これは国会通ってしまいましたけれども、農業委員会農地法の一部改正を含む農協法の一部改正をする法律案が参議院で審議されて、通っております。

この法律が通ると、農業委員の公選制の廃止、そして意見の公表建議が削除することになっております。農業委員会制度の骨抜きになるのではないかと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

また、国に対して現在の農業委員会制度を存続するよう求めてはどうか、お伺いいたします。通ったので、ちょっといずい質問ですがよろしくお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ご質問の農業委員会農地法の改正案についてお答えをいたします。

我が国の農業、農村を取り巻く状況は農業者の高齢化や耕作放棄地の増加、農業所得の減少等が進行するなど厳しさを増しております。

このため、農業の構造改革を加速するとともに、生産基盤の整備充実等によって、農業・農村の所得の倍増を目指すことにより、若者が展望を持って営農を継続することができる農業・農村をつくり上げることが課題となっております。

このような状況を踏まえ、国においては農業の生産現場の潜在力を引き出し、活性化を図るため、攻めの農林水産業推進本部を設置し、攻めの農林水産業の具体化に向け、国内の農業を産業として強くしていく政策と多面的機能の発揮を図る政策を車の両輪として、多様な担い手に対する農地の集積、集約化を目指した農地制度、農地の利活用、保全における農業委員会のあり方等について検討されております。

これまでの農業委員会は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するため、市町村に設置される行政委員会となっており、主な業務は農地の売買や賃貸の許可、農地転用案件への意見、具申、遊休農地の調査、所有権の意向確認などがありました。

農業委員会の委員は、農業者の中から選挙で選ばれる選挙委員と農業団体、議会が推薦し

た者を市町村長が選任する選任委員で構成されております。

本町の農業委員会は、選挙による委員11人、選任による委員6人の計17人で構成されており、昨年4月からスタートしました農地中間管理事業においても積極的に関与をいただき、経営の規模拡大や生産性向上に貢献されているところでもあります。

内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議では、農業改革の一環で農業委員会制度の見直しについても言及し、今回、改正法が成立いたしました。改正の内容につきましては、農業委員の公選制を廃止し、議会の同意を要件とする市町村長の選任委員への一元化、意見公表、建議事務の削除にかわる関係行政機関等に対する農業委員会としての意見の提出、農地集約化や耕作放棄地の調査と農地の利用調整活動を行う農地利用最適化推進員の設置、都道府県農業会議や全国農業会議所制度の廃止、見直し、農業振興地域における6次産業化や成長産業化に資する農地の転用、基準、緩和等となっております。

農業委員会制度が骨抜きになるのではとのことですが、任命に当たっては農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関し、その職務を適切に行うこともできるもの、認定農業者が委員の過半を占めなければならないこと、委員の年齢や性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定もあり、農業者や農業団体等から委員候補者の推進や募集を行い、候補者名簿を整理、公表し、議会の同意を得て市町村長が任命する仕組みとなっております。

農地の番人として農業委員会の役割をしっかりと果たしていただけるものと考えており、今後、整備される政省令等の内容についても注視し、関係機関と連携を図りながら引き続き本町農業を守るため努めてまいりたいと考えております。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

町長と農業委員会会長とも関係するので、どちらにもお伺いしたいのですが、農業委員会委員の公選制の廃止、これ決まりましたけれども、それに選ぶに当たっては先ほど言いました農業者や農業団体などからの推薦、募集を行ってと、そういうことで選ぶということでは、本当は選挙が一番いいなというふうに私は思ったのですけれども、そういう方法になったので、できるだけそういう方向で名簿を公表しながら、公平なことを望みたいというふうに思っております。

このことについて、なかなか私は議会の同意を得てというのは、同じ選挙で選ばれた委員と議員、今度は違うようなので、何となくちょっと私らにしたらちょっと、何となくちょっと農業者の人たちの農業委員を私たちが同意するという事ですから、町長がそういうことをきちんと募集しながら選んだということで問題はないと思いますが、そういう点の議会の同意を得るといところがちょっと私はどうも引っかかるというふうに考えるのですが、その点についてお伺いをいたします。

それから、もう一つ、大事な意見公表、建議を削って、農業委員会としての意見を提出す

ることになったと。この建議と意見提出という、この差は一体どういうことなのでしょう、何か違うのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

前段の委員の選任に当たっての考え方等のご質問をいただいたと思っております。先ほども答弁の中で触れさせていただきましたが、今後も大樹町において農業委員会の役割はますます重要であるというふうな私も認識しておりますので、法律が変わって選任の方法等が変わることにはなりますが、大樹町の農業委員会が担う役割に今後も十分その機能が発揮できるよう、委員の選任についても努めてまいりたいと思っております。

○議 長

森農業委員会事務局長。

○森農業委員会事務局長

先ほど述べられました建議、意見の違いということでございますけれども、建議というのは提案と申しますか、少し強めの考え方でございまして、意見というのはその思いと申しますか、意見、通常使われているようなちょっと一歩引いたような感じの内容になるのかなと思います。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

選挙で選ばれてない行政委員会ということになるので、恐らくそういうふうにして一歩下がったような感じになるのかなというふうに私も思ったのです。

しかし、そうは言ってもこの法律通ったので、意見を提出することができるということなので、引き続きこれからのいろいろな問題これから出てくると思うのですが、農業委員会として積極的に意見をぜひ述べていってほしいというふうに考えていますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議 長

鈴木農業委員会長。

○鈴木農業委員会長

今、議員のご質問ですけれども、積極的に意見を述べてはということですが、農業委員会はその所管事務を遂行を通じて得られた知識に基づき、農地等の利用最適化の推進、効率、かつ実施するために必要があると認めるときには各行政機関に意見等をということになっておりますので、当然、今までどおり積極的に町並びに議会のほうにもご意見はさせていただきますと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。せっかくこういう制度としてあるので、今までもいろいろと建議していたのは私も聞いているのですが、これからもひとつよろしく願いいたします。

次に行ってよろしいでしょうか。

○議 長

次の質問に移ってください。

○志民和義議員

T P P交渉からの撤退について、町長にお伺いをいたします。

これは前回は質問いたしましたが、T P P交渉の閣僚会合は7月31日、合意することができず協議を終えました。農畜産物の自給率引き上げをしていかなければならないときに、関税撤廃や引き下げ、これは当然認められるものではありません。

引き続き、国に対しT P P交渉からの撤退を求めるよう、町長にお伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ご質問のT P P交渉からの撤退についてお答えをいたします。

今年6月の定例会でも議員からT P P反対の取り組みについてということで、同様のご質問があり答弁をさせていただきましたが、牛肉、豚肉や乳製品などの農産物重要5品目の課税が撤廃された場合、農業生産を継続することが困難になるとともに、関連産業、さらには地域経済に対する甚大な影響があり、地域社会基盤そのものが崩壊してしまう懸念があります。

農業を初めとする1次産業、製造業、サービス業など、あらゆる立場で国会決議を守れと訴え、7月28日には帯広市において管内30団体で組織するT P P問題を考える十勝管内関係団体連絡会議主催によるT P P交渉から十勝を守り抜く7.28緊急集会が行われ、農作業の最盛期で忙しい時期にもかかわらず、主催者発表では約1,500人が集まり、将来にわたって十勝地域の持続的発展が図られるよう、国民との約束である国会決議の遵守や交渉に関する情報の開示及び十分な国民的議論を行うことなどを求めた緊急決議を行い、市内中心部でデモ行進を行い、反対を訴えております。

当町からは町、農業委員会、J A大樹町なども参加し、行動を共にしております。まだまだ厳しい情勢が続くとの認識でおりますが、議会や関係機関、町民の皆様と一緒に結束することが何よりも大事であり、引き続き国に対して重要品目の完全維持を求めるなど、オール十勝として強力に展開することが重要であると考えております。

今後も、一貫した反対の立場を貫く所存であります。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。今後も一貫してということで、町長も当初、町長に立候補する時点からそういう力強いお話を伺っております。

この、7月28日の集会というのは本当に農家の方が小麦など収穫の最盛期だったので。しかし、そういう中にもかかわらず、私、聞いていたのではもう500人の予定が1,500人という、3倍集まったということで、私も参加したのですけれども、本当に熱い、熱気に包まれた集会だったなというふうに思っています。

その後はデモ行進をしたということなので、こういう感じの私は集会の後、デモ行進というのは余り記憶にないです、覚えていないです。だから相当、大きなインパクトがあったというふうに考えています。

ただ、問題は今後も町長厳しい情勢が続くという認識だということですが、本当に昨日ですか、一部報道によりますとアメリカが一部の交渉参加国に閣僚会合を9月下旬に開くことを打診していることが8日の日にわかったと書いてありますけれども、こういうような動きですね、察知しながら反対の声をさらに強く上げていっていただきたいと思いますが町長にお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

答弁の中でも答弁をさせていただいておりますが、今後も必要な場面があれば大樹町としても、また十勝の町村会、北海道町村会も通じて反対の意志を貫くという思いであります。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

町村会会議で大いに頑張っているというふうに私も考えますが、町としての何かそういうことは今後は考える、緊迫していますけれども、今月末ということですから、何かそういうことは考えではないでしょうか、その点について最後にお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私ども町の職員も含めて7月28日の帯広でございました集会には参加をさせていただいております。

今後、今、議員からご質問の中でありましたが今月末にも再度、閣僚会議が計画されているという情報もありますが、今のところ大樹町単独でこのTPPの反対に対して何らかの集会等をやるという予定は今のところはございません。

○議 長

次に、6番菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、先に通告してありました自然環境の保全と観光資源としての活用について、町長に考え方を伺いたいというふうに思います。

私たちの住んでいる大樹町はほかの多くの自治体には類を見ないような自然環境に恵まれていると私自信も自負しているところであります。

町の中央部を何度も日本一の清流に輝いた歴舟川が横断をしている、そしてその西側、国定公園の勇壮で景観豊かな日高山脈が連なり、一方、東側の海岸線地帯には2010年に国際的に重要な湿地を保全するラムサール条約の国際基準を満たすとして、潜在候補地に選定された生花苗沼とキモントウ、ホロカヤントウ、当縁湿原があります。

このような自然豊かな環境を町民全体で保全をしながら、大きな観光資源として有効に活用していくことが今後の町の活性化にとって重要な課題であるというふうに私は考えますので、次の2点について町長の考え方をお伺いしたいと思います。

一つは、歴舟川を中心とする清流、歴舟川を中心とする日高山溪主体の、ここの観光資源としての有効活用であります。現状、歴舟川の市街地から展望する歴舟川の景観はここ30年ぐらいの間に年々変貌して、現状は橋の上から見た場合に上下が川原の砂利が流出してなくなって、川底がもう数メートルも低くなったというふうに言われています。河床の南岸があらわれてぬるぬるしている状況にあると思います。そのために周辺は雑木や雑草に覆われた状況になっています。

このような状況になった大きな要因として、多くの人から上流に建設されている砂防ダムの影響が大きいというふうに言われているのであります。私自信もこの砂防ダムの撤去などを関係省庁に対して要請していくことが大事だというふうに思いますので、そういう考え方は町長としてあるかどうか伺いたいというふうに思います。

もう一方の国際的にも認知されていると言われている湖沼郡の湿地帯は貴重な財産であり、この豊かな湿地帯を保全しながら周辺一帯を活用していくべきであると考えるので、将来に向けた考え方と地元の民間団体の活動に対する支援のあり方についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

菅議員の自然環境の保全と観光資源としての活用についてお答えをいたします。

1点目のご質問の市街地から展望する歴舟川の景観は年々豹変し、川原の砂利が流出してなくなり、周辺は流木と雑草に覆われているが関係省庁等に対する要請を含めた考え方についてお答えをいたします。

歴舟川流域の砂防施設の状況ですが、国が昭和45年から昭和46年にかけて整備したものが歴舟川水系に2カ所、北海道が昭和39年、昭和44年にヌビナイ川と中の川に整備したものがそれぞれ1カ所ずつ、振別川に整備したものが3カ所の合計7カ所の砂防ダムが整備されております。

砂防ダムは大雨などによりダム上流から流出した土砂をせき止め、堆積した土砂により土石流の勢いを弱める砂防施設であり、土石流災害や河川施設の損傷を防ぐためのものです。

現在、国の砂防ダムは満砂、北海道が管理する砂防ダムもほぼ満砂の状態であることから、ダム上流からの土砂供給を防げていない状況にあり、管理につきましても例年5月下旬ごろに定期的に点検しているほか、地震や大雨による出水等の異常時におけるパトロールも実施しているとの報告を受けております。

また、川原の流木と雑草の対応、処理につきましては、河川環境を考慮しながら支障となるものについては関係機関と協議して処理を行っていると同っております。

議員ご指摘のとおり、国道の大樹橋周辺から町道20号のふるさと大橋の間では砂利が流出し、河床が露出している状況であり、以前の河川風景を思い浮かべますとかなり豹変していると認識しております。

今後の対策につきましては、河川の調査も含め内容を精査し、関係機関と協議をしながら必要に応じて要望を努めてまいりたいと思っております。

次に、2点目のご質問の湖沼群の湿地帯保全と活用に対する将来に向けた考え方と地元民間団体の活動に対する支援の考え方についてお答えをいたします。

晩成、生花地区の生花苗沼とホロカヤントウ、当縁湿原などは貴重な自然環境が残り、タンチョウやオオワシ、マガンやオオハクチョウなど多種多様な鳥類が生息または渡りの中継地として飛来する野鳥の楽園であるとともに、雪ウサギやエゾリス、キタキツネなどの動物も多く生息しており、海岸部にはハマナスを初めエゾカンゾウやヒヨウギアヤメなどが咲き誇る原生花園もあります。

また、野鳥や動植物のほかにも全国でも珍しい大型のヤマトシジミやジュンサイ、ワカサギなど、町の特産品も生産される、まさに宝箱のような地域であると思っております。

このような貴重な自然は観光やまちづくりにも欠かせないものとなっており、晩成温泉や海洋スポーツ、ワカサギ釣りなど四季を通じて観光客や町民憩いの場として、また南十勝長期宿泊体験交流協議会や学校行事での体験学習の場としても大いに活用しているところでもあります。

観光資源としての活用という点では、今後ともPRや施設整備を進めてまいりたいと思っております。

湖沼群及び湿地帯の保全につきましては、この貴重な自然を守り、次世代に引き継ぐことが町にとっても地球規模でも大切なことだと思っております。湿地と周辺の農業は複合的な相互作用によりバランスをとって成り立っていると考えており、未来に向かってこのバランスを崩すことなく営農されることが大切だと思っておりますが、そのためにもこの地域で暮らし、農業を営む方々の理解が最も大切でもあります。

この湖沼群と湿地帯には、幕別町と豊頃町も含まれておりますので、貴重な自然を保全するという意識を高めながら、お互い協力していくことが必要であると思っております。

地元民間団体の活動に対する支援につきましては、地域に暮らす方々の理解は肝要でありますので、地域からの要望や緊急性、まちづくりへの影響など総合的に判断し取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただいま町長の考え方を聞きましたが、歴舟川を中心とした観光資源としての活用について再度伺いたいというふうに思います。

砂防ダムの定義については、以前はそういう定義がありましたし、そういう目的でつくられてきました。担当省庁にそのつくったときの経緯と現状どうなっているかといったら、大体そういうふうにするというふうに決まっています、多分。

ただ、大樹町としては、この恵まれた自然を売りにして最大限活用したまちづくりが一つのキーポイントではないかというふうに私は思いますので、手元にお金をかけなくてもあるものを活用することが一つの手段として大事ではないかというふうに思います。

そういう判断の中で、現在、今、町長も言われました歴舟川を含める大樹町の河川に建設されている砂防ダムは、今の時代の全道的にも造られている砂防ダムとは形が違って、大きな川にそれを全部せき止めて、どっと水を止めて、砂利を止めるという、見た形はでかいのですが、本当にあのダムが必要だったのかどうか。

あれを造ることによって、上流からの土石は溜まったのですが、まず水性生物、魚も含めて行き来ができなくなりました。一部、魚道に手掛けたところもあるのですが、それを置いておきまして、本当に大きなダムが必要だったのかということと、今は川全体をせきとめないダムのほうに移行しています。それは知床などがそのとおりになっています。

大樹町でも、大全のペンケナイ川だと思うのですが、その道道から少し入ったところらスリットダムと言われているのですが、ダムでなくて柱というか、柱で上流から来る大型のごみをせき止めて、随時それを除去するようなダムがつくられていて、川底が一定で、生物も往来できるという、そういうものに移行しているのが実態であります。今は、ああいうダムははやっていないのです。

町民の多くがその町から見た歴舟川の形が変わったことによって、日本一の清流と言われるけども寂しいと、その原因は多くの方が上流にダムをつくったのが原因ではないかと、一時は私は国有林にいましたけれども、上流で木を切りすぎるからということも言われましたが、そういうふうはこのダムが原因で砂利がなくなると、僕は正確に測っていませんが相当の高さが下がったと思います。

ですから今は、魚も溜まらないし、ですから釣りをしている人もいない、以前は橋の近辺に秋サケがかなりいたと思います、今は姿が見えない状況があるし、アカハラすらあの辺に見かけないという、こういう寂しい状況であります。

ですから、もう不要になったダムは人間が造ったものだから、これは何とか処理をするべ

きではないかというふうに思いますが、僕自身も簡単にできるとは思っていないのですが、そういう方向でいくべきなのかどうかというところの考え方、町長どうですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員ご指摘のとおり、川の現状については憂慮すべきもの私もあるというふうに思います。私も大樹で生まれ育った者として、小学校時代はあそこをプールの代わりに夏休みは使用していたということで、当時から考えると本当に今の状況については覚醒の感があるかなというふうに思っております。

特に、今年、夏の間、間伐気味だったというようなこともありまして、歴舟川の水量については本当に少ないというふうに感じているところでもあります。

多くの皆様がこの歴舟川の現状について砂防ダムが影響しているのではないかというご意見も町のほうにもいただいているところでもあります。河川を管理するのは国であり、北海道でもありますので、今の歴舟川のこの水量が減った状況の原因について国並びに北海道のほうにも私どもも確認をしてみたいというふうに思っております。

原因について、砂防ダムが大きな要因であるということであれば、その状況を改善すべく今後の対応についても国、または北海道と協議をしていきたいというふうに思っております。

ただ、先ほども国、または北海道の整備の年度をご答弁させていただきましたが、昭和の段階でそれが整備されたことにより歴舟川の土石流の災害、また河川の損傷等も防げたということで、効果はあったのではないかなというふうに思っているところでもあります。

説明でも答弁させていただきましたが、砂が満ちている状況という現状も踏まえた中で、今後のあり方についても関係機関と協議をしていきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

一番聞きたかったのはダムをどうするかということで、国や道に原因何ですかと聞いたら、それはあのダムが原因だとは言わないです。そんなことを言ったら大変なことになるから言わないと思います、それは間違っても。

ただ、現実的には大きな要因だというふうに思います。冒頭の回答で、道に聞いたと思うのですが、歴舟川と離れるのですが紋別川にもでっかい道でつくったダムがあるのです。満砂だと言いますけれども、あそこのダムのそばま砂利は1個も来てないのです、ほとんど、泥だけです。ですから、ダムの下から上流に向かってしばらくの間は全く歩けません、ぬかって、底なし沼と同じです。

ですから、あの紋別川の、道がつくったダムの上の砂利は上流、何百メートルから上流で止まっているのです。そして、河床があそこは逆に何メートルも上がってしまって、砂防敷

地の上のほうに土砂が溢れるような状況というか、国有林でつくった林道の上の高いところを以前は下に川があったのが、今は並行するか、道路よりも高いところを水が流れていって浸透している状況ですから、ですからあそこで止めることによって泥は止まったのですけれども、砂利は何も止まっていないのです。

それから、もう一方の紋別川の小さいダムもほとんど同じです。ただ、町長に理解してほしいのは、あれが目的でよかったら、じゃあ途中で魚道なんかなぜやった、歴舟川の本流の奥につくったダムは最初から魚道を造ったのです、ご存じの人もいるかと思いますが、多分、1年間もたなかったのです。造って、始まったらすぐ埋まって、1回直したけれどもまただめで、もう穴ふさいでしまって、それっきりです。

それから、中の川のダムは魚道ができて、掃除をしたりするからたまたま一部魚がマスや何かが上がっている可能性はあります。ただ、随時、往来できる状況ではありません。

昭徳のダムについては、魚道をつける作業に着手をしたのですが、話によると下のほうの基礎のほうが軟弱だから、これをいじったら壊れるからやめるということで、途中で工事を投げているはずなのです。ですからできていません、最初から。

そういうふうにはいろいろな課題があるわけです。砂利を止めたのですけれども、その結果として、ダムの下の方の砂利は流れていって、なくなって、だんだん海に行ってしまうという、もうダムの上流は大きな玉石など転がらないのです、柔い土砂がたまって、ほわほわだから大きいものが大水で流れてきても、そこにどんと居座っているから、その上にどんどんたまっていくわけです。

ですから、小砂利だけがダムから落ちてくるぐらいで、下のほうにはそういう川原を形成するような砂利はないということですから、どんどん景観が悪化してくるということで、さっき見ましたが236匹の鯉のぼり泳がして非常にいいのですが、その周辺がイタドリや何かの雑草に覆われているという、これが本当の清流に泳ぐ鯉のぼりという感じがしなくなってきています。やはり、僕はそういうところを観光資源としては解消をして、見てもすばらしいというようなものにしていくために一つの売りにするべきでないかと、その原因になっているもう不要なダムは壊してくれと、どうでしたかと聞いたら、いやあれはいいのですと言うから、もう壊すべきだというふうに言うことが大事ではないかと思うのです。と思うのですが再度聞きます。

僕は、橋の上流で遊べるゾーンや何かが必要だと思うし、そのためにも全部といいませんが徐々にダムを撤去して必要であれば低いダムにするというふうなことに変更するような対応をとっていくというお考えにシフト、町長できませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今の歴舟川の現状がどういうことに起因するかというところが、大きな要因、課題かなというふうに思っておりますし、昔のように清流日本一と言われるようなきれいな河川環境に

戻すためにはどういう方策が必要かということも含めて、国並びに道、関係機関とも進めて、その方策が講じられる、方策があるのであれば、その方策を講じていただく方法について町としても積極的に関与していきたいというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そこなのです。これは、時間のかかる話かもしれませんが、町長のその話を、それを聞いてしまうと道や国はそこから擦り抜けて、何かでもって雑草を取り除くとか、樹木を取り除くとか、事前の策でもって切り抜けようとするわけです。

だけど、例えば橋の近辺から全体、ダムの下流全体の砂利の量は元に戻らないのです、来ないのですから。流れによって下行くものは行ってしまいうし、上から来ないのだから減る一方です。そうでなかったらあんなに減るわけないのです。

その辺がありますので、押し問答していてもしょうがありませんけれども、やはりそういう川原でいろいろな方が、町民も観光客も遊べるような、そして釣りもできるような魚も留まれるような、そういうようなゾーンにやはり日本一の清流とうたうのであれば、町から見える範囲でそういうふうなものがあるべきできないかと思えますし、その一つとして今、使用されていない旧サッカー場、あれの活用について何か考えていることはございませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

歴舟川の歴舟橋の上流にあります旧サッカー場ですが、今現在、具体的な活用をあそこで行っていることはありません。

昨年、南十勝の消防団があそこで演習を行いました。その演習の際には、非常に街なかにあって広大な面積もあるということで、そういう演習等の活用については非常にいい場所であるという評価もいただいたところでもあります。サッカー場として利用をしなくなった以降、具体的な利活用については計画がない段階でもあります。

河川敷にあるということで、工作物をつくるとかということについての制約もある場所でもありますので、今のところ具体的な利活用について今後の方針についてはありませんが、体育施設で活用していたということもありますので、教育委員会等とも通じて、スポーツ団体等も通じて、どのような活用ができるかは今後、協議をしていきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そこは検討していただきたいというふうに思います。

それから、私の考えとしては、そのサッカー場の一部を観光客、他町村から来る人がテン

トを張ってキャンプができるような形にできればいいのかなというふうに、たまたまそこに道がつくった清流まつりのときにヤマベを放すあれがあります。夏にあの近辺で、例えばテントを張って泊まっている人が時々見かけるのですが、そういう人たちが増えることの可能性もあるので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、ダムの話は何となくかみ合わないので今後の課題として十分、議論をさせていただきたいというふうに思います。

それから、歴舟川を一つのメインとした観光資源の中で、日高山脈の登山の関係もあります。近年、登山客が減っている状況もあるのですが、実は先に同僚議員から話の中に出てきましたが、10月に多分、町民登山を計画しているのですが、ここ数年、大樹町ではなくて、日高管内のアポイ岳のほうに町民の家族登山になっているのですが、スケールの問題があって一概に言い切れませんが、以前はポンヤロオマップ岳を町民登山の場として活用していました。

ただ、管理の問題等があるか、厳しい条件ということがあるのか、もう久しく使われていないのですが、そういうことの一つの資源としての活用もあるのではないかというふうに思いますので、検討することではできませんか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時47分

○議 長

再開いたします。

角倉社会教育課長。

○角倉社会教育課長

町民の登山会というのを体育連盟主催で教員委員会も支援して、毎年行っております。

最近、様似町のアポイ岳を登山会の場所として実施しているわけですがけれども、近年の参加者、親子連れの参加ということで、登山の初心者向きの登山会ですので、実際、ポンヤオロマップって大樹の日高山脈にある山等は認識しているのですが、そこが適するかどうかというのは私も十分に把握しておりませんが、過去に登山会でポンヤオロマップに上ったという話は聞いたことはございますけれども、当面、初心者とか親子連れの登山の対象でやっておりますので、その辺も逆に菅議員のほうからポンヤオロマップがそういう初心者に向く山かどうかというを聞きたいと思っておりますけれども、総合的にいろいろ検討して、そういう初心者でも親子で登れるという山であれば、検討ができのかなと思いますが、現在としてはそういう状況でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

家族、初心者のもってわかります。ただ、一つの観光資源としてのその活用の問題でいうと、やはり地元でそういうものがあれば、それを有効に活用するのが一つの手段だというふうにするので、今後の課題としてぜひ受けとめていただきたいというふうに思います。

そういうことで、清流まつりがあったり、それから愛好者が釣りをやっています、ただ釣りの関係でいうと、広尾管内と比べると大樹は圧倒的に少ないのではないかなというふうに思います。それは、それも一つはダムのせいではないかなというふうに思っています。

砂金掘りもありますし、そういうのを総合的に生かして、秋の紅葉も含めて、町民の憩いの場としてこの流域全体が活用できるような方法をやはり一つの観光資源の活用としての対応として模索をしていくことが大事でないかなと思いますので、この関係については最後に町長に一体どういう方向づけを考えていけるか再度聞いて、次のほうに移りたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私も歴舟川流域、日高山溪も含めて貴重な自然、貴重な財産だというふうには思っております。

尾田のカムイコタンに森林管理署と協定を結んでおります友遊の森の遊歩道等もありますが、その施設についても一部、決壊といいたまいますか、崩れたというようなところで縮小した部分もございます。

今後、有効な自然と触れ合える場所として、いろいろな部分での活用が模索、検討できるかなというふうには思っておりますので、町民も含めて大樹町の自然に触れ合えるような場所の提供についても関係機関等も含めて協議を進めてまいりたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

次に、海岸線の湿地帯の関係の保存と活用なのですが、先ほど答弁をいただきました。

ただ、町長から四季を通じて観光客や町民の憩いの場として活用されているということの話がありましたけれども、そこ何となく疑問があるわけです。

ただ、冬はホロカヤントウのワカサギ釣り、それから秋は太平洋沿岸でのサケ釣り、それから晩成温泉の利用、それから一部は海洋スポーツとしての生花湖の利用などは、それは承知をしています。

ただ、地元住民も町にはこういうものがあって、これを目を見て、肌で感じておこうというふうにして、そういうような形の憩いの場として活用できているかといったら、僕はそうはなっていないと思うのです。何となくPR不足もあるし、例えば当縁湿原ってどこから行

くのかってわからない人が僕は圧倒的に多いのではないかと思いますし、あそこに行ったら何があって、どんな珍しいものがあるのかとか、そういうことすら理解がされていないのではないかと、ホロカヤントウと生花湖はある程度、周知されているけれども、なかなかそこに家族で行って、どこかほかのところに、襟裳岬に行くとか、どこか阿寒に行くとか、そういう形になって、大樹でそういう環境に恵まれたところがあっても、そこを町長が言ったように憩いの場として活用するようになってきているのかといたら、僕はなっていないと思うし、これをそうするのはこれからの課題だと思うのですが、その辺いかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私、先ほど答弁の中でも触れさせていただきましたが、湖沼、湿原についても大樹町の貴重な自然の宝だというふうに思っておりますし、晩成温泉や海洋スポーツ、ワカサギ釣りなど、四季を通じて活用していただいているというふうに思っておりますし、ステップの活動、または学校行事等でもその自然を生かした体験活動を進めているというふうに私は思っております。

いかんせん、町外に対してのPRがどうかという部分では議員ご指摘のとおりPRが足りないところもあるのかなという思いがありますので、貴重な自然でありますので、PRを通じて大樹町の自然に触れ合っただけのような場をつくってまいりたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

僕は、その一つの大きな岐路になるものが、その2010年にラムサール条約の湿地帯の潜在候補地に指定された豊頃町から一体の、あの海岸線の地域だと思うのです。だから、全部うまくいくかどうか別にして、どこかからポイントを絞って、こういうふうにしてラムサール条約の湿地に名乗りを上げて、それを認知をされて、それをPR活動に使って観光客の誘致、招致をする、それが一つの手段として活用できる。そんなお金もかかるわけでもないと思うので、それをやはり一つのステップにして、本当は今年15年に一つの転機があったのですけれども、その間、以前、私申し上げたのですが、その間アクションもなかったために、多分、これ無理ですから、2018年にドバイで次期の認定というか、その会があるところですから、そこに向けて、それこそ国や道は積極的に受け入れる体制は僕はあると思いますので、そこに町が腰を上げるべきでないかと思うのです。そのときには民間団体も活用しながら、住民ぐるみでもって、一つの手段としてやっていくということで、町が先頭に立つことを別にして、一体となってやっていくという考え方はよろしいですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

2010年に国際的な重要名湿地を保全するラムサール条約潜在候補地に選定をされたということでもあります。

今後、このラムサール条約に基づく場所としての認定を進めるに当たって、どういうことが必要なのか、申し訳ありませんが、今、私はその手続き、または内容等について承知をしておりませんので、今後、担当を通じて情報を得ていきたいというふうに思っております。

先ほどお話ししましたとおり、この地域については幕別町、豊頃町とも隣接する場所でもありますので、両町とも含めてしっかりと連携をとって、どういうことがこの地域にとって相応しいかも検討してまいりたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

先ほど失礼しました、幕別町は関係ないですね。忠類晩成があるから、幕別町も関係するのです、落としていましたので。

それで、今、町長言われましたように、手続きの問題等がありますけれども、2015年の対応には全く間に合わないと思いますが、2018年に向けて、やはり十勝空白なのです。釧路、根室、北見のほうからずっと北海道の一带に道南も含めてあるのですが、十勝を含めて何か所かは空白になっているので、やはりこの地域を十勝で初ということになると、一つの目玉にもなるので、そこは積極的をお願いしたいと思います。

そして、ちょっと見たのですが、晩成地区では水牛を利用した酪農を進めているという民間の名前が大樹農社といましたか、こういうことがあるというふうに承知しています。

余り水牛とは見なれない、聞きなれないことなのですが、そういうことも連携をしながら、地域の活性化に役立てていく一つの手段でないかと思いますが、最後にこのことをお聞きをして終わりたいと思います。どうですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

晩成地区、ちょうど大樹町の晩成と忠類晩成にまたがる境界のエリアではありますが、水牛を飼われてチーズをつくる活動をされている方がいるということは、私も承知をしております。

製品についても出荷されて好評を得ているというようなお話はお聞きをしているところでもあります。

大樹町として、その活動に対してどういうご協力ができるか、どういう支援ができるかについては、詳細の検討を進めた経過はございませんが、今後、必要があればぜひ協議をする中で、どういうことが可能かも含めて相談をさせていただきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

お聞きをしました、ぜひ、地域の活性化に向けて一つの活用をお願いをしたいと思います。

そういう、民間の事業体ですから、中身的には私も詳しく把握しておりませんが、それが地域に広がることによって雇用の場と人口の増、減少に歯どめがかかると困りますので、ぜひ積極的な対策をお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議 長

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

閉会 午後 2時00分

平成27年第3回大樹町議会定例会会議録（第4号）

平成27年9月18日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 平成26年度決算審査特別委員会報告
- 第 3 認定第 1号 平成26年度大樹町一般会計決算認定について
- 第 4 認定第 2号 平成26年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について
- 第 5 認定第 3号 平成26年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 4号 平成26年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 5号 平成26年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第 8 認定第 6号 平成26年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 第 9 認定第 7号 平成26年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第10 認定第 8号 平成26年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第11 発委第 6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 第12 議員の派遣について
- 第13 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 阿部良富	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長 酒 森 正 人 副 町 長 布 目 幹 雄

総務課長	松木義行	企画課長兼 商工観光課長兼 地場産品研究セ ンター所長	黒川豊
町民課長兼 税務課長	林英也	保健福祉課長兼 南十勝子ども発 達支援センター 兼町立保育所長	村田修
農林水産課長兼 町営牧場長	瀬尾裕信	建設課長	小森力
水道課長兼 大樹下水終末 処理場長	鈴木敏明	会計管理者兼 出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢厳則	特別養護老人 ホーム所長兼 老人デイサービス センター所長	瀬尾さとみ
教育長	浅井真介	学校教育課長 兼学校給食 センター所長	吉岡信弘
社会教育課長兼 図書館長	角倉和博	農業委員会長	鈴木正喜
農業委員会 事務局長	森博之	代表監査委員	澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 山下次男 係長 鎌塚喜代美

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

6番 菅 敏 範 君

7番 高 橋 英 昭 君

8番 安 田 清 之 君

を指名いたします。

◎日程第2 平成26年度決算審査特別委員会報告

○議長

日程第2 平成26年度決算審査特別委員会報告を行います。

去る9月8日の本会議において、決算審査特別委員会に付託いたしました、認定第1号平成26年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第8号平成26年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての8件の審査が終了しておりますので、報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長柚原千秋君。

○柚原千秋決算審査特別委員会委員長

決算審査特別委員会審査報告をいたします。

平成27年第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

1、委員会開催日。平成27年9月11日、金曜から17日、木曜まで。2、事件及び審査の結果。認定第1号平成26年度大樹町一般会計決算認定について、審査結果、認定。認定第2号平成26年度大樹町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定。認定第3号平成26年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定。認定第4号平成26年度大樹町介護保険特別会計決算認定について、認定。認定第5号平成26年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について、認定。認定第6号平成26年度大樹町公共下水

道事業特別会計決算認定について、認定。認定第7号平成26年度大樹町水道事業会計決算認定について、認定。認定第8号平成26年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定。以上、決算審査特別委員会審査報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略します。

◎日程第3 認定第1号

○議 長

日程第3 認定第1号平成26年度大樹町一般会計決算認定について、討論を行います。これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

認定第1号平成26年度大樹町一般会計決算認定に反対の討論を行います。

滞納整理機構への支出でございます。税金、国民健康保険税、介護保険料、給食費など、幾つかの部門で滞納もあります。その解消に日夜、職員の努力によって高い回収率を維持、改善してきております。

一方、苦勞の成果が見えない場合もあるとお聞きしております。

しかし、このことを十分把握しているのは町の職員です。職員によって引き続き、粘り強く対策をとることが町民との信頼を継続していくことになると考えております。

よって、滞納整理機構への支出について反対の立場を表明し、認定第1号平成26年度大樹町一般会計決算認定に反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

菅敏範君。

○菅敏範議員

平成26年度一般会計決算認定に賛成の立場で討論をいたします。

平成26年度大樹町一般会計決算認定について。

初めに、昨年までは9月定例会後の臨時会であった決算認定が本年からは9月定例会の審議案件となったことについて評価するとともに、監査委員、職員各位の努力に敬意を表したいと思います。

さて、歳入の状況を見ますと査定額に対する収入割合は前年度と同じ99.6%で、主要財源である町税収入も前年と同率となりましたが、他の未収科目にあっては収入割合が上昇しており、収納率向上に向けた努力が伺えます。

一方、歳出の執行率は94.5%で、前年度に比べ1.0ポイントのマイナス、翌年度繰越額を除いた不用額は1,686万円の増となりました。

その結果、実質収支2億5,070万円は、全額翌年度への繰越一般財源となることから、経費節減に努め、効率的な予算執行がなされたものと判断いたします。

また、基金残高は3,459万円増加し、27億2,551万円に北海道市町村備考資金組合の負担金残高は約970万円の相当があり、12億5,180万円になりました。

町債現在高は、町立病院改築工事に伴う過疎債の借り入れなどにより、4.1%上昇したものの、報告のあった実質公債費比率や将来負担比率が減少しているとおり、財政状況の改善が見られます。

予算執行の内容及び成果についても、監査委員の審査意見書のとおり、各経費にも予算の目的に沿い、地方自治法、その他の関係法令に基づき適正に執行されておりますので、平成26年度一般会計決算を認定することに賛成いたします。

○議 長

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第1号平成26年度大樹町一般会計決算認定についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立10人。起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり認定されました。

◎日程第4 認定第2号

○議 長

日程第4 認定第2号平成26年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

認定第2号平成26年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第5 認定第3号

○議 長

日程第5 認定第3号平成26年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民和義君

○志民和義議員

ただいま提案されております、認定第3号平成26年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度が発足した当初から、高齢者を区別しないでほしいという声が多くありました。そもそも保険制度は多くの人たち、国、都道府県、市町村で医療事故のリスクを分担し、負担の軽減を図るものでございます。

この点から会計を区別することに大きな疑問があり、反対をいたします。

よって、平成26年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定に反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

松本敏光君。

○松本敏光議員

ただいま議題となっており、認定第3号平成26年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、急速に少子高齢化が進む中、国民の医療費が増加する状況にあり、特に増え続ける老人医療費を安定的に賄えるための医療制度として高齢者に

の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築されたものです。

北海道では、道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合がこの制度の運営主体を担っており、7年を経過し、安定した事業運営が行われております。

後期高齢者医療特別会計における町の事務としては、保険料の徴収や対象者の加入、脱退の届け出、また保険証の引き渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を遂行しているところがあります。

本会計においては、事業運営が円滑に進められており、事務処理においても適切に処理されていることから、本会計の決算に賛成をいたします。

○議 長

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第3号平成26年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立10人。起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり認定されました。

◎日程第6 認定第4号

○議 長

日程第6 認定第4号平成26年度大樹町介護保険特別会計決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

認定第4号平成26年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。
委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第7 認定第5号

○議 長

日程第7 認定第5号平成26年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。
討論はありませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
認定第5号平成26年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定するものであります。
委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第8 認定第6号

○議 長

日程第8 認定第6号平成26年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。
討論はありませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

認定第6号平成26年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第9 認定第7号

○議 長

日程第9 認定第7号平成26年度大樹町水道事業会計決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

認定第7号平成26年度大樹町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第10 認定第8号

○議 長

日程第10 認定第8号平成26年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

認定第8号平成26年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第11 発委第6号

○議 長

日程第11 発委第6号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

経済常任委員長杉森俊行君。

○杉森俊行経済常任委員長

ただいま議題となりました、発委第6号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」については、北海道町村議会議長会から要請された意見書で、9月8日に委員会を開催し、協議を行った結果、全会一致で本意見書案を提出することとしたものであります。

地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定により、議案を提出いたします。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛であります。

「本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、地域経済に大きく寄与してまいりました。森林や木材が果たす役割がこれまで以上に重要となっている中、森林の公益的機能の推進や森林資源の循環利用の実現に向け植林、管財や路網の整備など、さまざまな取り組みがされています。混合人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みを加速させ、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するため国の支援を強く要望する。」との趣旨から、本意見書を提出いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議 長

これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第6号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議員の派遣について

○議 長

日程第12 議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任していただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長一任とすることに決しました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

○議長

日程第13 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長

以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

よって、平成27年第3回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時26分